

令和 2 年

第 1 回美濃市議会定例会会議録

令和 2 年 2 月 2 8 日 開会

令和 2 年 3 月 2 4 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和2年第1回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (2月28日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議の宣告	3
諸般の報告及び行政諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
令和2年度施政方針並びに予算編成方針	3
休憩	16
再開	16
議案の上程	16
議案の説明	
議第1号(副市長 柴田徳美君)	16
議第2号・議第5号・議第6号・議第11号・議第14号・議第15号 議第25号・議第27号(民生部長(福祉事務所長) 篠田博史君)	20
休憩	27
再開	27
議第3号・議第4号・議第8号・議第12号・議第13号・議第17号 議第19号・議第28号・議第29号(建設部長 池田健一君)	27
議第7号・議第16号(美濃病院事務局長 林 信一君)	33
議第9号・議第10号・議第22号・議第23号(総務部長 北村道弘君)	35
休憩	39
再開	39
議第18号(教育次長 澤村 浩君)	39
議第20号・議第21号(秘書課長 西部睦人君)	41
議第24号(固定資産評価審査委員会書記長 西村 齋君)	42
議第26号(産業振興部長 成瀬孝子君)	42
議第9号	43
休憩	43
再開	43

質疑	43
委員会付託省略（議第9号）	43
討論	43
議案の採決	43
休会期間の決定	43
散会の宣告	44
会議録署名議員	45

第 2 号 （3月12日）

議事日程	47
本日の会議に付した事件	48
出席議員	48
欠席議員	48
説明のため出席した者	48
職務のため出席した事務局職員	48
開議の宣告	49
会議録署名議員の指名	49
議第1号から議第29号まで	49
質疑	49
1 須田盛也議員	49
1. 議第1号 令和2年度美濃市一般会計予算の歳出における9（款）消防費	
1（項）消防費 3（目）消防施設費の「耐震性貯水槽整備事業」について…49	
① この施設は、公共施設等総合管理計画に沿って計画されたのか。	
② この新規事業は、生活基盤の充実における喫緊の課題と捉えているのか。	
③ 2か所に計画されたのは、どのような理由か。	
④ 何を優先順位にして2か所の設置場所を決めるのか。	
⑤ 設置場所の土地代は、どのようなか。	
市政に対する一般質問	50
1 太田照彦議員	50
1. 「笑顔あふれる元気な美濃市」の実現を目指した、未来につながるまちづくりについて	50
① 美濃市第6次総合計画策定の進捗状況と今後の見通しはどのようなか。	
2. 元気を継続し健康増進につながる取り組みについて	52
① 健康年齢向上の新たな取り組みである「国保ドック助成事業」の目的や事業内容はどのようなか。	
② （仮称）市民わくわくふれあいセンター開設におけるの管理、運営方法はど	

	のようか。ネーミングライツの状況はどのようか。	
3.	魅力の発信、地域の活性化につながる取り組みについて ……………	52
	① 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う美濃市の活性化の取り組みはどのようか。	
	② 観光協会の法人化に伴い、今後の観光事業の推進施策はどのようか。	
4.	安全・安心な生活基盤の充実につながる取り組みについて ……………	53
	① 多発する自然災害に備えるための地域防災力の強化はどのようか。	
	② 学校給食センターの建設に向けた進捗状況と今後の計画はどのようか。	
休憩	……………	59
再開	……………	59
2	豊澤正信議員 ……………	59
	1. 大規模事業による財政への影響について ……………	59
	① (仮称) 市民わくわくふれあいセンター建設事業・美濃橋修復事業のほか、大きな事業が複数同時に計画されているが、財政への影響はどのようか。	
3	古田秀文議員 ……………	63
	1. 学校におけるICT教育について ……………	63
	① 小中学校校内通信ネットワーク整備はどのようか。	
	② 本年度に導入した電子黒板及び教師用タブレットの活用はどのようか。	
	③ ICT活用における教員の指導力向上のための取り組みはどのようか。	
	④ ICT支援員などの外部人材の活用についてはどのようか。	
休憩	……………	69
再開	……………	69
4	岡部忠敏議員 ……………	69
	1. 災害発生時等の情報共有について ……………	69
	① 防災情報システムを改修して、「基盤的防災情報流通ネットワーク」の情報を共有し活用できないか。	
	② 災害発生時において、被災現場や指定避難所となっている公共施設からの災害情報を共有する方法はどのようか。	
5	永田知子議員 ……………	72
	1. 産後の母子の心身のケアと育児支援「産後ケア事業」について ……………	72
	① 現状利用者がゼロという結果を保健センターではどのように受け止めているのか	
	② 具体的にこの事業はどのような事業か。	
	③ この事業において、「在宅支援」をどのように考えているか。	
	2. 市内の太陽光発電について ……………	75
	① 平成27年度から令和元年度の12月末までの農地転用による太陽光発電施設の	

申請件数と面積の推移、また太陽光発電を目的に山林を伐採した届出件数と面積の推移はどのようなか。

- ② 太陽光発電事業関連の固定資産税等の収入についてはどのようなか。
- ③ これまでの事業者の事業実施の手続きの過程で、事業者と住民のトラブルはあったか。あれば、どのような内容であったのか。
- ④ 再生可能エネルギー発電事業の円滑、確実な実施に向けて、また世界の遺産を3つ持つ美濃市の環境、防災、景観保持の観点から、条例策定の実施が急がれるが、その考えはあるのか。

3. 成年後見制度について 79

- ① 成年後見制度とはどのような制度か。
- ② 美濃市の取り組みの現状はどのようなか。
- ③ ここ5年間の相談件数と相談内容はどのようなか。
- ④ 今後、美濃市では成年後見制度をどのように推進していくのか。

休憩 84

再開 84

6 辻 文男議員 84

1. 新型コロナウイルス感染症対策における市長の対応について 84

- ① これまでの美濃市の対応において、市長は美濃市のトップ（首長）として、どのように対応してきたのか。
- ② 今回の新型コロナウイルス対策において、市長の果たすべき役割をどのように考えているか。
- ③ 国の小・中学校の臨時休業要請に対する市の意思決定に市長はどのように関わったのか。
- ④ 市内の小・中学校の臨時休業について、地域社会への影響を市長はどう考えているか。

2. (仮称) 市民わくわくふれあいセンターの設置条例について 92

- ① 今回のネーミングライツ募集の対象となった(仮称)市民わくわくふれあいセンターの位置付けは条例等で明確にすべきと考えるがいかがか。

7 須田盛也議員 94

1. 美濃市職員の人材育成について 94

- ① 市の人材育成の現状と課題を踏まえ、市長が大切にしている人材育成方針及び取り組みは、どのようなか。
- ② 職員のやる気やモチベーションを高めるために、市長が心掛けていること、重点としていることは、どのようなか。
- ③ 「美濃市人材育成基本方針」が平成13年4月に出されているが、見直しについてはどのようなか。

2. 就職氷河期世代を対象とした職員採用について	98
① 「就職氷河期世代に関する行動計画2019」について、この世代の職員採用に 対する市の考え方や取り組み方は、どのようなか。	
休憩	99
再開	99
8 服部光由議員	99
1. 新型コロナウイルス感染症について	99
① 感染の仕方はどのようなものか。	
② 感染の疑いがある場合はどのように対処すべきか。	
③ ウイルスの検査方法はどのようなものか。	
④ 感染症の罹患者の治療方法などはどのようなものか。	
⑤ 市内で新型コロナウイルスに感染された方が見えた場合、どのように対処す るのか。	
⑥ 医療関係者の防護服などの状況と、介護施設などのマスク不足はどうか。	
⑦ 市中でのマスク・消毒液の不足が続いているが、代替品などの対応策はある のか。	
⑧ 日本語の感染症に対するチラシは配布されているが、それ以外の言語による チラシや伝達方法はどのようなものがあるか。	
2. 新型コロナウイルス感染症対策について、学校・保育園の対応はどのように されるのか。	103
① 小・中学校休業中の児童・生徒のストレス解消の場所として、学校の一部を 開放できないか。	
② 休業中の授業の補講などはどのように行なうのか。	
③ 保育園の職員への感染症予防教育はどのようなか。	
④ 家庭支援のために、学校給食センターの機能を活かした、学童保育への簡易 給食の配膳はできないか。	
3. 新型コロナウイルス感染症対策の留守家庭児童教室について	106
① 留守家庭児童教室の開設はいつから実施され、何名の児童が利用しているの か。	
② 指導員の人員確保と感染症教育の状況はどのようなものか。	
③ 留守家庭児童教室の場所が狭いといわれているが、学校施設の一部を使用す るなどの状況はどうか。	
4. 新型コロナウイルス感染症対策の美濃市の体制について	108
① 危機管理の点から対策委員会などの設置が必要だと思うが現在の状況はどう か。	
② 生産・売上の大幅な減少が予想されるが、市としての企業・業者への対応は	

あるのか。

委員会付託（議第1号から議第8号及び議第10号から議第29号まで）	110
休会期間の決定	110
散会の宣告	111
会議録署名議員	112

第 3 号（3月24日）

議事日程	113
本日の会議に付した事件	114
出席議員	114
欠席議員	114
説明のため出席した者	114
職務のため出席した事務局職員	114
開議の宣告	115
会議録署名議員の指名	115
議案の上程	115
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君	115
民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君	117
委員長報告に対する質疑	118
討論	118
議案の採決	118
休憩	122
再開	122
議案の上程	123
議案の説明	
議第30号（市長 武藤鉄弘君）	123
休憩	123
再開	123
質疑	123
委員会付託省略（議第30号）	123
討論	124
議案の採決	124
閉会の宣告	124
市長挨拶	124
会議録署名議員	127

総務産業建設常任委員会審査報告書	128
民生教育常任委員会審査報告書	129

美濃市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和2年2月28日に令和2年第1回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和2年2月21日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

- 1、令和2年度美濃市一般会計予算
- 1、令和2年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 1、令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 1、令和2年度美濃市下水道特別会計予算
- 1、令和2年度美濃市介護保険特別会計予算
- 1、令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 1、令和2年度美濃市病院事業会計予算
- 1、令和2年度美濃市上水道事業会計予算
- 1、令和元年度美濃市一般会計補正予算（第4号）
- 1、令和元年度美濃市一般会計補正予算（第5号）
- 1、令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 1、令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 1、令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）
- 1、令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 1、令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 1、令和元年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）
- 1、令和元年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市いじめ防止対策に関する条例について
- 1、美濃市移住促進住宅の設置及び管理に関する条例について
- 1、美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 1、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

- 1、美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 1、市道路線の認定について

令和 2 年 2 月 28 日

令和 2 年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 2 月 28 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 令和 2 年度施政方針並びに予算編成方針
- 第 4 議第 1 号 令和 2 年度美濃市一般会計予算
- 第 5 議第 2 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議第 3 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 7 議第 4 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 8 議第 5 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 9 議第 6 号 令和 2 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 10 議第 7 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計予算
- 第 11 議第 8 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計予算
- 第 12 議第 9 号 令和元年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 13 議第 10 号 令和元年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 14 議第 11 号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 15 議第 12 号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 16 議第 13 号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 17 議第 14 号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 18 議第 15 号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 19 議第 16 号 令和元年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 20 議第 17 号 令和元年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 21 議第 18 号 美濃市いじめ防止対策に関する条例について
- 第 22 議第 19 号 美濃市移住促進住宅の設置及び管理に関する条例について
- 第 23 議第 20 号 美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 21 号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議第 22 号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 26 議第 23 号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 27 議第 24 号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 28 議第 25 号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 29 議第 26 号 美濃市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 30 議第 27 号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 31 議第 28 号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

第32 議第29号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

第1から第32までの各事件

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 德 美 君
総 務 部 長	北 村 道 弘 君	民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君
産業振興部長	成 瀬 孝 子 君	建 設 部 長	池 田 健 一 君
会計管理者	古 田 和 彦 君	教 育 次 長	澤 村 浩 君
美濃病院事務局長	林 信 一 君	民 生 部 参 事	辻 幸 子 君
参 事 兼 都市整備課長	島 田 勝 美 君	総 務 課 長・ 選挙管理委員会 事務局長	瀬 瀬 敬 久 君
秘 書 課 長	西 部 睦 人 君	固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 長	西 村 齋 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市 原 義 則	議会事務局次長 兼議事調査係長	辻 美 鶴
議会事務局書記	平 田 純 也		

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年第1回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、令和2年度予算をはじめ、いずれも重要な案件であります。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（古田 豊君） ただいまから令和2年第1回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（古田 豊君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

また、市長から報第1号、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 辻文男君、11番 太田照彦君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（古田 豊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から3月24日までの26日間と決定いたしました。

第3 令和2年度施政方針並びに予算編成方針

○議長（古田 豊君） 日程第3、令和2年度施政方針並びに予算編成方針について、市長武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回美濃市議会定例会の開催に当たりまして、令和2年度の市政運営並びに所信の一端を述べ、議員各位並びに市民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、市政運営等の前に、喫緊の課題であります新型コロナウイルス関連につきまして少し御報告をさせていただきます。

昨日、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会が県庁で行われまして、その内容につきまして、少し概略について御説明させていただきます。

出席者につきましては、42市町村長並びに病院、医師会、病院協会、そして産業界、観光関係ということでありました。県知事の発想は、オール岐阜でこの難局を乗り越えたいという思いで開催したということでした。

内容につきましては、まず新型コロナウイルス感染症の県内の発生状況並びにクルーズ船に乗っておられた方々の県民が何人見えるかという話がありました。詳細は報告までしていると長くなりますのでやりますが、その間に大垣市の奥さんのほうの発症も決まりました。2名の方が県内で発症したということですのでございます。そして、クルーズ船の陽性患者の受入れが岐阜県にも8名ということですが、その受入れの状況、そして飛騨地域でバスツアーで来られた方の足取り等々についての御説明がありました。

それと、あとは国とか県の対応状況について説明がありました。国については、先般、基本方針が示されましたので、その示された内容について一部紹介があり、それに基づいて県は何をするのかということでありました。

まず県としましては、相談窓口あるいは一般窓口で帰国者、接触者の相談センターを開設し、現在までに71件の相談があった。また、一般電話の相談としては、2,570件の相談があったということでありました。

そして、県内には帰国者並びに接触者外来による診察、診療の医療機関が20か所ありますということでした。これは一般の病院にかかられた場合、医療機関のほうから保健所に連絡があり、そこから指示に基づいて患者さんがその病院にかかるということですのでございまして、この病院については公表はされておりませんが、県内は20か所ということでした。

そして、検体の採取、就業制限の勧告ということですが、現在、県内では44件、63名の検査を実施し、うち1名陽性ということでしたが、途中から1名出ましたので2名の陽性ということになりました。今現在、岐阜県での検査体制の規模でございますけれども、県の保健環境研究所というところと岐阜市衛生試験所と、この2か所でございます。検査能力は1日40件と。今6時間の2交代ということですので40件と。もし24時間体制でやればこの倍になると、こういう話でしたが、現状は1日当たり40件の検査ができるというふうにあります。

そして、入院医療につきましては5か所で30床ということでした。これは減圧室がある病棟を抱えている病院ということでありまして、そういったことが確実に対応できて

いるという病院が5か所で30床というふうに説明がございました。

そして、その病院に患者さんを運ぶために専用の自動車の配置をされているということで、今は岐阜地域、飛騨地域、中濃地域、岐阜地域は岐阜総合医療センター、飛騨地域は飛騨保健所、中濃地域は可茂保健所に3台の車が配置されておるんですけども、足りなくなるといふことで、今後、岐阜、西濃、東濃、飛騨に1台ずつ、計7台をやるといふふうにお聞きしました。

また、県内経済の影響につきましては、やはり観光業を中心に大きな影響が出ております。特に、飛騨地方につきましてはキャンセルが50%ぐらい出ているといふことで、これからのところ、昨年に比べて宿泊は5割減、あるいは飲食店は4割減と、こんなような状況が報告されました。

そして、マスク等につきましても、やはり医療関係を中心に生産したものから配っているといふことで、なかなか一般のところに戻ってこない。いつ頃までに戻ってきますかという話があったんですが、ただ、売ると買い占められてしまうという話もございまして、できるだけ必要なおところに回っていくように準備をしていきたいと、こういう話でございました。

あと県内経済の関係では、融資制度等についての相談窓口と融資についてのお話がございました。市町村では、全部ではありませんけれども、融資利率についての補助をすると、こういったことの発表もございました。

今後の方針でございしますが、オール岐阜の体制ということで、県、市町村、医療機関、関係団体、企業においても同様の取扱いを要請しながら、オール岐阜でこの難局を乗り越えていきたいといふことでございました。

なお、重篤患者が多く発生した場合には、先ほどの30床では足りませんので、一般病院でも受け入れる体制を取ってほしいといふことでありましたが、これは病院協会を通じて、多分明日かあさって頃、関係者の会議が行われまして、どういう体制で収容していくのかといふことについて話し合われるといふことでございました。

あと、時差出勤等々をやれるところはやってほしいという話でございました。美濃市の職員の場合は、公共交通がありませんので、基本的には徒歩あるいは自転車、自家用車でありますので、時差出勤には該当しませんけれども、公共交通機関を使っているところについては時差出勤を奨励したいといふことでございました。

そして、もう一つは、外国人の方々に対する正しい情報を提供するシステムをつくってほしいといふことでございました。やはり我々が話している内容と、外国の方々を受け取られる内容がそごが出るといけませんので、一応、県のほうは14か国語の書類を作って対応したいといふことでありました。我々もそういったものを入手しながら、市内に見えます外国の方々の対応に努めてまいりたいといふふうには思っています。

そして、そういった会議が終わって帰ってきましたら、急に今日ちょっと教育長と次長が欠席をさせていただいておりますけれども、全国一斉に公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について休校の要請がございました。といふことで、その対応に今やっております。

すので欠席をさせていただいておりますけれども、そういうのが入ってきまして、そうなる
とちょっと昨日の話とはまた別な方向で考えていかざるを得なくなってきました。

なお、学童保育、保育所等については実施をするということで、文部科学省の対応と厚生
労働省の対応が違っておりますので非常に我々も苦慮しておりますが、基本的に多く人が集
まる場所に人を置かないというのがありますが、学童保育をやると、美濃市の場合、学
校の環境よりもさらに密接な環境になりますので、今ちょっと苦慮しておりますけれども、
基本的にはやはり独り親のお母さん、お父さんで働くことをしなきゃならんという方もお見
えになりますので、基本的には学童保育については実施をするという方向で、今担当課と調
整を取っています。しかしながら、指導員の方々の確保が非常に困難でありますので、今、
従来やっていた方々、関係できる方々を今当たっておりますけれども、できるだけ早
い時期に学童保育についても朝8時から夕方6時まで、夏休みと同様の対応が取れるよう
に今準備を進めております。

ただ、やるといっても、今言いましたように場所の確保と、もう一つは指導員の確保とい
うことが重要になります。さらには、そこに来た方々の安全対策ということも重要になりま
すので、そういったことがクリアできた段階で開催をしていきたいと考えております。しか
しながら、働く方にとっては待たないでございまして、早期に対応していきたいという
ふうを考えておりますし、今回は緊急でありますので、3月2日からできるところ、そして
少し遅れるところがあるかも分かりませんが、春休み前までにつきましたは緊急というこ
とで、学童保育に係る負担金はなしと、ゼロということで対応したいと考えております。

以上で、昨日の会議と、それから起こった安倍総理の発言から以降の市の現状の対応とい
うことについて話させていただきました。

なお、今日この本会議が終了後、関係部長あるいは市内の関係団体等々の方にお集まりい
ただきまして、この趣旨について周知徹底をさせていただきたいというふうに思っておりま
すので、よろしく願いいたします。

それでは、予算に関する説明並びに市政運営に関する所信につきまして申し述べさせて
いただきます。

昨年は、天皇陛下が御即位され、平成から令和へと新しい時代の幕開けとなる歴史的な年
でございました。国を挙げての祝賀ムードの中で、皇位継承に伴う儀式は約半年間にわたり
執り行われましたけれども、天皇陛下には平成27年に岐阜県で行われました全国育樹祭出席
の折に皇太子殿下として美濃市を行幸されております。このたびの御即位を市民の皆様と共
に親しみを持ってお祝いすることができました。

また、今年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることとなっております。日
本での夏季オリンピックの開催は昭和39年以来、56年ぶりのことではありますが、昨年、その
オリンピックの各競技の入賞者に贈られる表彰状に美濃手すき和紙の使用が決定し、市民を
はじめ手すき和紙関係者には大変うれしいニュースとなりました。これも平成26年にユネス
コ無形文化遺産に登録された本美濃紙の手すき和紙技術が改めて評価を受けたものであり、

引き続き美濃和紙を広く国内外にPRしてまいりたいと考えております。

一方で、近年、各地におきまして過去には例を見ない大規模な自然災害が発生しております。昨年は9月から10月にかけて襲来した台風15号、19号により、首都圏、東北地方では広範囲にわたって記録的な雨が降り、多くの河川で堤防が決壊するなど大規模な災害が発生しました。

本市におきましては、幸いにも大きな被害はありませんでしたが、自然災害への備えが重要であることを改めて再認識したところでございます。さらには、地域の防災力をさらに高めていくことが重要であるという思いを強くしたところでございます。

さて、国内の経済の先行きについては、製造業を中心に弱さが増しておりますものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復を続けていくということが期待されておりますが、最近のコロナウイルスの関係では株価が下がる、あるいは製造業の原材料が入らないということで、相当の打撃を受けているということでございますので、引き続き国としては多くの注視をされるのではなかろうかというふうに考えております。

また、消費税の引上げに伴います消費の減少ということもありますので、今後の経済の状況と、あるいは税収の動向と、こんなものを見極めながらいく必要があるのではないかと考えています。

また、こうした中、我が国が直面いたします少子高齢化、人口減少という大きな課題の克服に向けまして、引き続き地方のみならず国全体の目標として取り組んでいく必要があります。今年度は本市にとりまして、まちづくりの新たな指針である総合計画、地方創生総合戦略を策定する重要な年であります。人口減少や高齢化社会の問題に対し、10年後、20年後の将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めるため、市民の皆様と共に次期第6次総合計画の策定を行ってまいりたいと考えています。

大きく2つ目に、令和元年度事業の取組について説明をさせていただきます。

令和元年度も残すところ1か月余りとなりました。今年度は5つの政策を掲げてまちづくりに取り組んでまいりました。

1つ目の重点項目である「健康日本一を目指した元気なまちづくり」については、美濃病院みの健康管理センターにおける人間ドック、がん検診を推進し、疾病の予防と早期発見・早期治療に取り組むとともに、健康講座ラリーや運動講習会を開催し、健康年齢向上に向けた取組を行ってまいりました。また、新聞社との共催で実施をいたしましたTOKAIウォーク2019には大変多くの方々に御参加を頂き、スポーツによる健康づくりができたものと思っております。

子供から高齢者まで幅広い世代の方々が交流する施設として、現在、仮称ではありますが、市民わくわくふれあいセンターの建設工事に着手しました。令和2年度の完成に向けて工事を進めているところでございます。

2つ目の「子供を産み育てやすい優しいまちづくり」では、妊娠期から乳幼児期における

健診や相談事業を充実し、安心して出産、子育てができる環境づくりを進めてまいりました。

また、国に先行して5歳児を対象に保育料の無償化をしてまいりました。なお、昨年10月からは3歳から5歳児までと住民税非課税世帯の2歳時までの幼児教育・保育料を無償化し、子育て支援の充実を図ってまいりました。

教育環境の整備におきましては、各小・中学校にタブレット端末、電子黒板並びに無線LAN機器を新たに配備し、ICT環境の整備も進めてまいりました。

3つ目の「来て！観て！暮らす！人が集まるまちづくり」につきましては、3つの世界遺産やうだつの上がる町並み、清流長良川など、豊富な地域資源を活用した観光振興を推進するため、清流長良川の鮎と曾代用水をコラボしたアユすくい大会や、5月のゴールデンウィークにはうだつの上がる町並み一帯でイベントを開催し、観光客の誘客と商店街の活性化を図ってまいりました。

4つ目の「地域の特性を生かした稼げるまちづくり」では、ユネスコ無形文化遺産に登録された3紙が連携し、展示会やテストマーケティングを通して需要拡大に取り組んでまいりました。

また、東京オリンピック・パラリンピックでの活用に向けた取組では、美濃手すき和紙が表彰状に採用されることが決定し、国内外から大きな注目を集めることになりました。

さらに、古民家再生事業により、旧松久邸が宿泊施設NIPPONIA美濃商家町としてオープンし、間もなく旧須田万右衛門邸も古民家ホテルとしてオープンすべく準備を進めているところでございます。今後の観光客の滞在につながることを期待するものでございます。

5つ目の「誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくり」では、多発する自然災害に備え、市総合防災訓練の実施や自主防災組織の活動を支援するとともに、地域消防の要となる消防団員の確保に努めてまいりました。

年々増加する犯罪被害者を支援するため、関係機関との役割分担を踏まえ、犯罪被害者への見舞金制度の整備も行なってまいりました。

また、市民の生活に欠かせない基盤である道路、橋梁の整備につきましては、待望の大矢田トンネル工事に着手するとともに、美濃橋の大規模改修を進めてまいりました。

そのほかにもいろいろな事業に取り組んでまいりましたが、議員各位をはじめ市民の皆様の御支援と御協力により、着実に市政運営を進めてこられましたことに心から感謝を申し上げます。

それでは、令和2年度予算につきまして御説明をさせていただきます。

まず国の予算でございますが、令和2年度の国の予算編成の基本方針は、財政健全化への着実な取組を進める一方で、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた内需拡大に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、メリ張りの利いた予算編成を目指すとしております。また、経済・財政の一体改革を着実に推進し、引き続き2025年度の財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行うこととしております。

こうした方針の下、編成された国の一般会計予算は過去最大の102兆6,580億円と対前年度比1兆2,009億円、1.2%の増で、2年連続100兆円の大台を超え、8年連続で過去最大を更新しております。高齢化の進行に伴う医療費の増に加え、昨年10月に導入された幼児教育・保育の無償化、今年4月に始まる高等教育の入学金・授業料への支援措置などにより社会保障費の総額が過去最大となり、防衛費につきましても、宇宙、サイバー、電磁波など新領域での防衛能力を強化した結果、最高額を更新しております。また、消費税増税後の景気対策として、昨年度に引き続き臨時・特別の措置を設け、キャッシュレス決済へのポイント還元事業や、9月から始まりますマイナンバーカードを持つ人へのポイント還元事業などに充てる予算措置がなされております。

一方、県の予算につきましては、令和2年度の県の一般会計予算の総額は8,420億円であります。対前年度比1.9%増、これも8年連続の増加予算となっております。県政運営の指針となる清流の国ぎふ創生総合戦略の2年目となる令和2年度は、引き続き総合戦略に掲げる3つの柱に基づき取組を進めることとされております。また、東京オリンピック・パラリンピックが開催される今年をターゲットイヤー2020と称して、様々な施策、イベントを積極的に展開し、岐阜の魅力を国内外に発信していくとしています。

美濃市に関連する予算としましては、大矢田トンネルなど道路インフラの整備、子育て環境、社会保障制度の充実をはじめ本美濃紙関連の予算が多く盛り込まれております。

また、市の予算編成の前提となります地方財政計画でございますが、令和2年度の地方財政計画通常収支分の規模は90兆7,400億円と対前年度比で1.3%の増となっております。地方税収は1.9%増の40兆9,366億円、地方交付税につきましては2.5%増の16兆5,882億円に対し、赤字地方債である臨時財政対策債は3.6%減の3兆1,398億円で、一般財源総額としましては1.2%増の63兆4,318億円となっております。

歳出では、社会保障費の増加により一般行政経費が5.1%増加し、まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円が計上されており、一般歳出の総額では1.3%の増となっております。

一般財源総額では、前年度に比べ増額となりましたけれども、社会保障関係費や防災・減災対策費の増加、会計年度任用職員の導入に伴う人件費の増など、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされることは想定できております。

美濃市としましては、持続可能な財政運営に心がけております。そこで、平成30年度決算における財政の健全化を示す健全化判断比率は、行政改革や市債の発行抑制などの財政運営によりまして、実質公債費比率は10.4%と前年度に比べ0.4%の改善、将来負担比率は27.5%と前年度に比べ9%改善し、いずれの数値も国が示す早期健全化の判断基準比率を大幅にクリアはしております。しかしながら県内の他市と比較しますと高い水準にありますので、引き続き歳入歳出を注視しながら、将来、過度の負担とならないよう進めることとしております。

平成30年度決算では、市税収入は30億3,100万円で対前年度470万円の増となり、普通交付

税は21億1,400万円と対前年度3,800万円の増額となりました。財政の弾力性を示す経常収支比率は、94.1%から92.0%と2.1%改善されましたが、今後は経常的経費の増加や公債費の増加が見込まれ、経常収支比率の上昇が想定されます。また、自治体の財政力を示す財政力指数は0.552と低い状況にあり、自主財源の確保が大きな課題となっております。

こうした状況の中で、令和2年度の市の予算でございますが、まず一般会計が107億8,800万円、特別会計が64億6,900万円、企業会計が38億9,100万円で、総額211億4,900万円余となりました。対前年度比では、一般会計が5.5%の増、特別会計は増減がなく、企業会計は4.1%の増となり、全体では3.5%の増となっております。特に、一般会計では当初予算において2年連続で100億円を超える積極予算としたところであります。

一般会計は、令和元年度予算と比較して、土木費が、市民わくわくふれあいセンター建設事業費、美濃橋修復事業費の増などにより14.1%の増となり、農林水産業費はライフライン保全対策事業、市民農園施設整備事業などにより12.9%の増、教育費が学校給食センター建設事業、地区公民館耐震補強事業などにより10.2%の増となりました。

一方、総務費では、選挙費の減により4.9%の減となっております。

特別会計全体では、対前年度比で増減はありませんでしたが、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより後期高齢者医療特別会計が6.3%の増となり、一方、下水道特別会計は右岸浄化センター建設事業の減により12.0%の減となっております。

企業会計全体の対前年度比は4.1%の増となっております。特に、美濃病院事業会計の非常勤医師の確保などによるものでございます。

厳しい財政状況の中ではございますけれども、優先順位をつけ、施策と事業の選択の観点に立ち、地方創生の下、地域の特性を生かした魅力ある施策の展開、子育て支援による人口減少対策や産業活性化による地域経済の進展、市民の安全・安心の確保に向け魅力ある施策と将来のまちづくりにつながる事業を展開し、「笑顔あふれる元気な美濃市」の実現を目指した未来につながる美濃市づくり予算としたところであります。

次に、令和2年度の主要施策につきまして説明をさせていただきます。

大きく3つの分野について、御説明をさせていただきます。

最初に、元気を継続ということで、健康増進というテーマでございませう。

誰もが健康で、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っています。市民の皆さんが生涯にわたって健康でいられるよう、個々の状況に応じた健康相談や保健指導を行ってまいります。

健康年齢の向上の取組として、一昨年から実施をしているからだ改善プロジェクトでは、市民モニター一人一人の健康状態を確認し、その状態に合わせた栄養や運動の助言を行っていきます。引き続き個人の課題に寄り添った指導を行い、健康意識の向上につなげていきたいと考えております。また、疾病の早期発見・早期治療への取組として、美濃病院健康管理センターを活用した人間ドック、がん検診などの健康診査の推進と、検査結果に基づく個別指導の強化を図り、さらなる健康寿命の延伸を図ってまいります。

国民健康保険事業では、健康講座や運動教室を開催し、健康への意識の向上を図るとともに、特定健康診査の受診率を向上させ、疾病の早期発見につなげてまいります。また、近年、生活習慣病の悪化における糖尿病性腎症などが増加傾向にあるため、重症化を防ぐために県下で取り組んでいる糖尿病性腎症重症化予防プログラムを推進してまいります。さらに、新年度は人間ドック受診者への助成制度を拡充し、受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

各種予防接種につきましては、感染症の発生や蔓延の予防を図るため、その啓発と接種率の向上に努めてまいります。また、白血病など正常な増血が行われなくなった患者さんへの骨髄移植に協力していただける方々や、その事業所への助成制度も引き続き実施をしてまいります。

さらに、加齢に伴う虚弱な状態であるフレイルが進行する後期高齢者を対象に、低栄養防止、重症化予防等の事業を拡充してまいります。

高齢者の支援として、引き続き紙おむつの購入費助成や見守りを兼ねた食事の配食サービスのほか、高齢者スポーツの促進、シニアクラブ、梅山大学、シルバー人材センターの活用による生きがいづくりや健康づくりと併せて、身近な地域で気軽に集えるふれあいサロン、縁側コミュニティの参加を促してまいります。

さて、いよいよ今年には待望の東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。こうした機会にスポーツへの関心をより一層高め、子供から高齢者まで全ての方がスポーツを通じて健康づくりに取り組めるよう、スポーツ教室や市民レクリエーション大会を開催してまいります。今年には60歳以上の方を中心としたスポーツ・文化の祭典として全国健康福祉祭が岐阜県で開催され、美濃市ではウォークラリーの競技を実施いたします。多くの方々に御参加を頂き、スポーツの楽しさを実感いただきますようお願いしたいと思っております。

昨年、健康づくりや地域福祉、子育て支援等の拠点となる市民わくわくふれあいセンターの建設に着手をいたしました。子供から高齢者まで、誰もが利用できる総合施設として、令和2年度中のオープンに向け事業を進めてまいりたいと考えております。

大きく2つ目であり、魅力の発信、地域の活性化であります。

1,300年の歴史を誇る美濃手すき和紙が、東京オリンピック・パラリンピックの表彰状に採用されることが決定し、現在、美濃手すき和紙協同組合の会員により急ピッチで制作が進められており、もう間もなく完成となっております。こうした機会を捉え、美濃和紙を世界にPRするとともに、国内外での展示会やテストマーケティング等を積極的に展開し、販路開拓、需要拡大を図ってまいります。

また、県と連携し、美濃和紙の新ブランドとして策定したMブランド商品を東京で開催されるギフトショーや美濃和紙フェア、小津和紙東京展などに出展し、美濃和紙文化の発信と紙産業の振興を図ってまいります。

本年、東京オリンピック・パラリンピックの開催に併せ、スポーツだけではなく文化・芸術や地域活動を通じてオリンピック・パラリンピックを盛り上げていく東京2020文化プログ

ラムが実施されます。本市もこの取組に参加し、国内外のアーティストによる美濃和紙を用いた作品のほか、美濃和紙ちぎり絵作品や伝統工芸品などを展示する美濃紙国際交流展を東京と美濃市で開催し、日本を訪れる観光客の積極的な誘客と、美濃和紙の魅力を世界に発信してまいります。

これまで手すき和紙職人の後継者を育成するため、和紙スクールや本美濃紙職人育成事業などを実施してまいりました。昨年、本美濃紙保存会に7年ぶりに正会員が1名誕生しました。引き続き、新たな後継者の発掘や育成に併せ、原材料の確保など課題の克服に取り組んでまいります。

本美濃紙保存会をはじめとする全国16の団体が加盟する全国重要無形文化財保持団体協議会の総会、秀作展、意見交換会が本年10月、美濃市が当番で開催することとなっております。なお、秀作展につきましては岐阜市で開催をすることとなっております。こうした機会を捉えまして、本美濃紙を全国にPRするとともに、技術の保存、伝承を支援してまいります。

さて、美濃市の観光振興を担っていく、あるいは推進していくためには、行政と民間が一体となって取り組んでいく必要があります。その中心的な役割を担う観光協会の体制強化を図り、市と相互に連携して観光事業の推進を進めていきたいと考えています。

また、長良川流域4市でつくる観光協議会や岐阜県、福井県にまたがる越前美濃街道広域観光協議会で進める広域周遊観光を促進するとともに、観光事業者や宿泊事業者と連携して周遊ルートの作成やインバウンド事業を実施してまいります。

さらに、世界遺産に認定された清流長良川の鮎、曾代用水を活用したアユすくい大会やアユの塩焼き体験、美濃和紙の日を記念した美濃和紙の里ウオーキング大会など、世界遺産連携推進事業を引き続き実施してまいります。

次に、平成28年度から進めてまいりました国の重要文化財であります美濃橋の修復事業が来年度、令和2年度をもって完了する見込みとなりました。現存する日本最古の近代つり橋で観光客も多く、一日も早い完成を待ち望んでいるところでございます。

また、昨年は旧松久邸が民間事業者により改修され、宿泊施設としてオープンしました。その旧松久邸と一体的な活用を計画している旧須田万右衛門邸の改修も間もなく終了いたします。シニア層や訪日旅行客をターゲットとした宿泊施設が現在、道の駅「美濃にわか茶屋」の敷地内に建設も進められております。今年の9月末までに完成すると聞いております。これらの宿泊施設の建設により、美濃市内に滞在する観光客が増加し、市内のにぎわいの拠点となることを期待しているところであります。そのためには、多くの関係者の方々の協力・支援が必要と考えております。

また、都会から地方へ生活拠点を移し、特産品の開発、販売のほか、移住・定住事業や住民の生活支援など、地域資源を活用して地域おこしの支援をしていただく地域おこし協力隊員を募集し、活用してまいります。地域に根づいた活動を展開していただき、美濃市の活性化を併せて図ってまいりたいと考えております。

移住・定住の推進につきましては、NPO法人美濃のすまいづくりと連携した移住・定住

相談を進めるとともに、東京にありますふるさと回帰支援センターや岐阜県と連携し、東京、名古屋などで開催される相談会やセミナーなどで美濃市の魅力を全国に発信してまいります。

また、引き続き新婚世帯に対する家賃補助や、市外から美濃市に移住する子育て世帯の空き家改修費助成など、若い世代への支援を図るとともに、優良住宅地を造成する場合の費用助成や、その土地に市外転入者が住む場合の仲介奨励金の交付、市内空き店舗を買い取って活用する場合の改修費の助成等を行ってまいります。

市内において、周辺の住環境を悪化させている老朽化した空き家等が年々増加しています。市民の安全・安心の確保と良好な景観の維持を図るため、空き家等を除却する場合の費用を助成し、住環境の改善にも努めてまいります。

木のものづくり施設である「みの木工工房FUKUBE」は、施設の一部改修と備品整備を行い、より多くの方々に利用いただける施設として整備を行ってまいりたいと考えています。また、和紙の用具や民具類を展示する「美濃和紙用具ミュージアムふくべ」は、展示内容を充実させ、多くの方に利用いただけるよう引き続き整備を図ってまいります。

また、魅力あるまちづくりを進めるためには、魅力ある働き場所を確保する必要もあります。当市の中心産業である金属産業、プラスチック産業、紙製造業などの産業振興につきましては、商工会議所、県、関係団体と連携して進めるとともに、優良企業の誘致も積極的に推進することとしております。

また、美濃市の約8割を占める山林を整備するため、今年度新設されました森林環境譲与税を活用して、現状調査と森林情報のデジタル化事業を実施してまいりました。新年度は、境界の確認と所有者の意向調査を実施し、荒廃した森林の整備に取りかかってまいります。

大きく3つ目でございます。安全・安心、生活基盤の充実であります。

近年、全国で大規模な自然災害が相次いで発生しています。こうした災害が発生するたびに、自分の命は自分で守ることを意識し、日頃の備えと、より効果的な訓練により地域の防災力を高めていくことが重要であると考えております。各地域におきましては、自主防災組織を中心に、それぞれの地域の危険な場所や避難経路、避難場所の把握と、より実践的な防災訓練を実施していただくことで災害への備えと防災意識の高揚を図ってまいります。また、引き続き防災訓練や防災資機材購入に伴う支援も行ってまいりたいと考えています。

市におきましては、災害の発生に備え、地域防災計画に基づく必要な飲料水、食料、資機材等を備蓄するとともに、防災情報を確実に市民に伝達するため、防災行政無線の適正な維持管理と、防災メール、防災ラジオ、防災アプリ等の活用を促進してまいります。

地域防災の要となる消防団につきましては、火災のみならず地震、大雨等による災害時の応急対応や住民に対する情報の伝達、被害情報の収集など、その果たす役割は非常に大きなものがあります。災害が発生した場合に迅速な活動ができるよう、日頃の教育・訓練を通じて消防力の強化を図るとともに、災害時に消防団活動に専念できるよう、企業との連携や組織の見直しを行い、団員確保に努めてまいります。

水防法の改正により河川の洪水浸水想定区域の見直しがなされ、また土砂災害危険区域の

追加指定が今年度行われました。近年の異常気象による災害に備えるため、こうした改正に対応した洪水と土砂災害のハザードマップを作成し、市内全世帯に配付し、早めの避難行動につなげてまいりたいと思っています。当面は、今年度の出水期前に全世帯を対象としたハザードマップ説明会を開催することとしています。

近年、台風や大雪等により倒木による停電や道路の寸断、集落の孤立などの被害も発生しております。こうした状況を踏まえ、倒木によりライフラインに影響をもたらすおそれがある立木を伐採し、被害の発生を防止してまいります。

次に、子育て支援につきましては、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応して切れ目のない支援をワンストップで行う子育て支援包括支援センターを設置し、相談の受け付けや子育てサービスについて情報提供を行うとともに、関係機関との連携、連絡調整を図ってまいります。

また、木と触れ合うことで子供の感性、豊かな心の発達を促すため、木育の推進や、木のおもちゃをプレゼントするウッドスタート事業のほか、絵本を通して赤ちゃんの言葉を育む「はじめまして絵本」講座や、お孫さんとの接し方、育児の役割を学ぶ祖父母教室などを通して子供の健やかな成長を育んでまいります。

令和元年10月に、3歳から5歳児までと住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児までの幼児教育・保育の無償化を実施しましたが、これに伴い実費負担となる給食費について費用の一部を助成してまいります。

子供の教育につきましては、令和2年度新学習指導要領の完全実施に即し、ICT教育環境を計画的に整備し、児童・生徒の学力の向上と定着、教員の指導力と資質の向上を図る必要があります。国が示すGIGAスクール構想においては、学校における高速大容量ネットワーク環境を整備し、児童・生徒一人一人が端末を持ち、活用できる環境の実現を目指としています。本市においても、新たな校内LANを整備するとともに、順次端末の整備を進めてまいります。

また、令和2年度から小学校の全ての教科書が改訂されることに伴い、教員用の教科書、指導書を更新するとともに、算数、英語のデジタル教科書を導入してまいります。拡大表示や動画、音声などにより楽しみながら効果的な学習ができるよう整備をしてまいります。

安全で安心な教育環境の整備を図るため、中有知小学校遊具の設置や藍見小学校校内放送設備の改修工事のほか、各小・中学校配膳室へエアコンの設置を実施してまいります。

教育や学術、文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を示す美濃市教育大綱は令和2年度が最終年度となるため、新たな大綱を策定するとともに、大綱に基づき教育の基本的な方針、計画を定める教育振興計画を次期大綱に併せて策定してまいります。

いじめや不登校、事故、教員の指導に対する相談など、学校で発生する様々な問題について、法的根拠をもって早期に対応し、解決を図ることや、適切な知識の習得などを目的に、スクールロイヤーを新たに配置します。また、いじめの未然防止や対策について協議するいじめ問題対策連絡協議会を新たに設置し、関係機関と連携を密にして、いじめ問題を克服し

てまいります。

また、建設から40年以上が経過した学校給食センターは老朽化が著しく、学校給食の安定した提供が困難になりつつあります。安全・安心な給食を安定的に提供するため、新年度から新たな学校給食センターの建設に向けて取り組んでまいります。

次に、交通弱者対策としまして、現行の公共交通移動手段である自主運行バス牧谷線、路線バス、高速バス、長良川鉄道を継続するとともに、乗り合わせタクシー「のり愛くん」の利便性の向上を図るため、引き続き調査・研究をしてまいります。

また、地域住民が自ら企画立案し、地域の活性化につなげるための地域の絆づくり事業を支援し、地域の交流を深め、豊かで活力に満ちた地域づくりを推進してまいります。

また、市民の生活に欠かせない道路整備を引き続き実施し、昨年は県道上野関線の大矢田トンネル工事に着手しましたが、県と連携し、一日も早い早期完成に向けて事業を進めてまいりたいと思います。市道につきましては、横越・大矢田線、須原・上河和線の道路改良事業や、下切・坂田線、横越・大矢田線の道路舗装を実施してまいります。橋梁につきましては、美濃橋の大規模修復のほか、谷戸橋、白糸橋などの橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

上水道事業につきましては、市民に安全で安定した生活用水を供給し、上水道事業の経営の安定化を図るため、水道事業ビジョン及び水道事業経営戦略に基づき計画的に事業の推進を図ってまいります。新年度は、中央監視装置更新事業、県道美濃川辺線配水管布設替え工事、河川改修に伴う立花地内配水管布設替え工事などを予定しています。

公共下水道事業につきましては、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を確保するため、現在3処理区で稼働しています。新年度は、右岸・左岸浄化センターの改修工事、中継ポンプ改修工事などを実施してまいります。

次に、市民参画による第6次総合計画の策定でございます。

令和2年度は第5次総合計画の最終年度となります。これまでの取組を検証し、計画の総仕上げを行うとともに、今後10年間を見据えた第6次総合計画に着実に引き継いでまいります。少子高齢化、人口減少問題をはじめ課題は山積していますが、当面する課題に対する取組はもとより、国内外の今後の動向、市民ニーズや行政が果たすべき役割の変化など、先々を見通した中で将来の美濃市のあるべき姿を見いだしたいと考えております。

既に今年度から次期総合計画の策定に向けた取組を始めております。市民の皆様には、美濃市の現状と課題を明らかにし、今後重点を置いて行うべき取組について御意見を頂くワーキンググループ「考える会」に御参加を頂き、市民の視点からいろいろな御提案を頂いております。

新年度におきましては、市民と行政がまちづくりの在り方や方向性を共有できるよう、「考える会」から御提案いただいた検討結果や市民アンケート、インタビュー等を踏まえ、令和3年度から始まる次期総合計画を策定してまいります。

また、国と一丸となって地方創生、人口減少といった課題に取り組んできた美濃市まち・

ひと・しごと創生総合戦略も令和2年度が最終年度となるため、次期総合戦略の策定に併せて取り組んでまいりたいと考えています。

終わりに当たりまして、新年度を迎えるに当たり、市政運営に関する基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げましたけれども、今までいろいろな事業に全力で取り組んでまいりました。議員各位をはじめ、市民の皆様の御支援と御協力により着実な市政運営ができたものと心から感謝を申し上げます。引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げ、令和2年度の施政方針といたします。

なお、今議会に提出いたしました案件は、当初予算8件、補正予算9件、条例制定1件、条例改正10件、その他1件の合計29件でございます。

上程させていただきました各議案につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきます。今議会に提出した案件は、いずれも美濃市民の安全・安心、地域の活性化、併せて現状の行政課題への取組や美濃市の将来にとりまして重要なものばかりでございます。議員の皆様には慎重に御審議を賜り、適切な判断を頂きますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第4 議第1号から第32 議第29号まで（提案説明）

○議長（古田 豊君） 日程第4、議第1号から日程第32、議第29号までの29案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第1号について、副市長 柴田徳美君。

○副市長（柴田徳美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第1号 令和2年度美濃市一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

「笑顔あふれる元気な美濃市」の実現に向けまして、1つ目として、真に必要な施策を推進するための施策、事業の選択による予算のさらなる重点化、2つ目としまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進と市民との協働によるまちづくり、3点目としまして、行財政改革の推進による持続可能な財政運営の3点を基本的な考え方といたしまして、先ほど市長が施政方針を申し上げましたが、その内容に基づいた予算編成としております。

令和2年度は、第5次総合計画及び美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度となります。それらの計画に掲げております基本目標の達成に向け、健康年齢の向上と生きがいづくり、滞在型観光への推進と地域の魅力発信、移住・定住の促進や産業振興及び美濃和

紙伝承千年プロジェクトの推進、災害に強いまちづくり、高齢者や子育て世帯の暮らしの支援や教育環境の充実、そのほか快適な暮らしのための社会資本の整備など、安心・安全な生活基盤の向上を目指すものでございます。

また、厳しい財政状況を見据え、必要かつ効果的で優先度の高い事業を選択しまして、地方創生の下、地域の特性を生かしながら「未来につながる 美濃市づくり」への取組を進めてまいります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず赤スタンプの2番、令和2年度美濃市予算書をお願いします。

1ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を107億8,800万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担の行為に必要な事項を定めるものでございます。

第3条は、地方債の起債に必要な事項を定めるものであります。

第4条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算流用の特例で、給料、職員手当及び共済費の予算に過不足を生じた場合、同一款内での流用を認めるものでございます。

次に、2ページをお願いします。

2ページから8ページまでの第1表は、歳入歳出予算を款項の区分ごとに金額を定めたものでございまして、後ほど御説明を申し上げます。

次に、9ページをお願いします。

第2表 債務負担行為でございますが、公共用地等の取得費から新婚世帯家賃支援事業までの7項目につきまして、表のとおり、その期間と限度額を定めるものでございます。

次に、10ページをお願いします。

第3表は地方債の目的及び限度額を定めるもので、社会資本道路整備事業から臨時財政対策債までの10件で地方債を起こしまして、限度額の合計を9億7,040万円とするものでございます。

次に、赤スタンプの5番、令和2年度美濃市一般会計当初予算説明資料をお願いいたします。こちらの資料によりまして、歳入歳出予算の内容を御説明申し上げます。

最初に、1ページをお開きください。

この表は、歳入の当初予算の比較表でございます。

各款ごとに、構成比の大きいものなど主要な歳入につきまして御説明申し上げます。

最初に、第1款 市税は29億2,105万9,000円、構成比27.1%、前年度対比では0.7%、額にしまして1,944万7,000円の増額となっております。これは主に固定資産税の増額を見込んだものでございます。

少し飛びまして、第6款 法人事業税交付金は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために創設されたものでございまして、令和2年度から交付されるものでございます。

次に、第7款 地方消費税交付金は4億3,000万円、構成比4.0%、前年度対比では13.2%、5,000万円の増額でございます。こちらのほうは国の地方財政計画等を勘案して計上いたしております。

第11款 地方交付税は25億2,000万円を計上しまして、構成比は23.4%、これは前年度と同額でございます。

次に、少し飛びまして第15款 国庫支出金は12億7,470万1,000円で、構成比は11.8%、前年度と比べまして5.1%、6,208万円の増額となっております。これにつきましては、保育所等施設型給付費、幼稚園施設等利用給付費に対する負担金、美濃橋修復事業に対する補助金などの増によるものでございます。

第16款 県支出金は7億1,835万4,000円、構成比6.7%、前年度対比では6.7%、4,502万5,000円の増額となりました。これは保育所等施設型給付費、幼稚園施設等利用給付費に対する負担金などの増によるものでございます。

次に、第19款 繰入金は11億8,426万8,000円、構成比11.0%、前年度対比では42.4%、額にして3億5,276万4,000円の増額となりました。これにつきましては、市民わくわくふれあい施設整備基金や公共施設整備改修等基金繰入金などの増によるものでございます。

第22款 市債は9億7,040万円、構成比9.0%、前年度対比では6.3%、5,760万円の増額となりました。内容につきましては、先ほど御説明申し上げました予算書の10ページの第3表に記載のとおりでございます。

次に、2ページをお願いします。

歳出について、御説明を申し上げます。

まず第1款 議会費でございますが、1億3,297万円、構成比1.2%、対前年度比213万9,000円、1.6%の増で、これは議会事務経費の増額によるものでございます。

第2款 総務費は10億4,102万7,000円で、構成比9.6%、対前年度比ではマイナスの5,355万円、4.9%の減となっております。こちらの要因につきましては、昨年実施されました統一地方選挙及び参議院議員通常選挙の執行経費の減によるものでございます。こちらの主な事業としまして、本庁舎施設改修事業、長良川鉄道設備整備補助経費、自主運行バス運行事業補助経費、乗り合わせタクシー運行経費、地域おこし協力隊活動事業などを計上してございます。

第3款 民生費は30億495万6,000円で、構成比は27.9%、こちらは構成比の中では最大のものとなっております。前年度に比較しまして1,620万7,000円、0.5%の増となっております。こちらの要因としましては、保育所施設型等給付費の増によるものでございます。そのほかの事業といたしまして、福祉医療助成事業、障害者自立支援費、留守家庭児童教室運営経費、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3特別会計への繰出金などがございます。

第4款 衛生費は7億8,887万5,000円で、構成比7.3%、前年度対比では1,978万5,000円、率にしまして2.6%の増となっております。こちらの要因は、衛生センター補修経費、予防

接種事業などの増によるものでございます。そのほかの事業としまして、健康年齢向上事業、母子保健事業、病院事業会計及び上水道事業会計への繰出金、中濃広域行政事務組合負担経費などを計上してございます。

第5款 労働費は696万円、構成比0.1%、前年と同額でございます。この内容は、県勤労者生活資金融資預託金及び雇用対策事業補助経費を計上してございます。

第6款 農林水産業費は3億8,064万2,000円で、構成比3.5%、前年度対比では4,339万5,000円、12.9%の増となっております。こちらの要因につきましては、ライフライン保全対策事業の増によるものでございます。そのほかの主な事業としまして、森林経営管理事業、以安寺山整備事業、有害鳥獣被害防止対策事業、市民農園施設整備事業のほか、農業集落排水事業特別会計への繰出金となっております。

第7款 商工費は3億2,679万6,000円で、構成比3.0%、前年度対比では1,102万7,000円、3.5%の増となっております。こちらの要因につきましては、美濃市駅前周辺整備事業、観光協会への補助金の増などによるものでございます。そのほかの主な事業として、産業祭補助経費、商工会議所への補助金、本美濃紙無形文化遺産伝承補助経費、東京圏からの移住就業等支援事業などでございます。

第8款 土木費は28億5,022万7,000円で、構成比は26.4%、前年度に比べまして3億5,258万8,000円、14.1%の増となっております。こちらの要因は、(仮称)市民わくわくふれあいセンター建設事業、美濃橋修復事業、市単市道道路改良事業の増によるものでございます。その他の主な事業としまして、土地区画整理事業、橋梁長寿命化修繕事業、交通安全施設整備事業、都市公園安全安心対策事業、下水道特別会計繰出金などでございます。

第9款 消防費は4億7,101万2,000円で、構成比4.4%、前年度対比では1,695万6,000円、3.7%の増となっております。主な要因として、防災無線維持管理経費、耐震性貯水槽整備事業の増によるものでございます。その他の事業としましては、中濃消防組合負担経費、消防団等運営補助経費、消防団員報酬経費、防災資機材整備事業などでございます。

第10款 教育費は10億8,421万5,000円で、構成比は10.1%、前年度対比では1億78万円、10.2%の増となりました。こちらの要因は、幼稚園施設等利用給付経費、学校給食センター建設事業、地区公民館施設管理経費、東京2020参画プログラム開催経費などの増によるものでございます。そのほかの事業として、小・中学校少人数指導等教育推進経費、小中学校特別支援員設置事業、小・中学校教育用コンピュータ関係経費、各小・中学校施設改修経費、また文化会館指定管理経費などでございます。

第11款 災害復旧費は103万円で、前年と同額でございます。

第12款 公債費は6億7,879万円で、構成比6.3%、前年度対比では5,467万3,000円、8.8%の増となっております。

第13款 諸支出金は50万円、第14款は予備費で2,000万円で、それぞれ前年度と同額でございます。

以上、歳入歳出のおのおのの合計は107億8,800万円で、前年度に比べ5億6,400万円、

5.5%の増となっております。

次に、3ページをお願いします。

こちらの表は、歳出予算を性質別に分類したものでございます。

主な内容でございますが、1の人件費16億1,079万6,000円で、前年と比べ7.4%の増となっております。

4の扶助費17億9,346万円、前年度比では3.7%の増であります。こちらは保育園や認定こども園、幼稚園に対する施設型給付等に係る費用などの増によるものでございます。

5の補助費等は12億2,436万7,000円で、前年度比では3.8%の減となっております。

6の普通建設事業費は22億7,170万8,000円で、前年度対比26.0%の増となっております。これは（仮称）市民わくわくふれあいセンター建設事業、道路改良事業、美濃橋修復事業などの増額によるものでございます。

8の公債費は6億7,874万2,000円で、前年度比では8.8%の増でございます。

11の貸付金3,850万円、これは前年と同額でございます。

12の繰出金は特別会計に対する繰出金で16億2,024万円、前年度対比0.04%の減となっております。

次に、4ページをお願いします。

4ページの表は財源を比較したものでございまして、令和2年度と令和元年度の歳入予算を一般財源と特定財源、自主財源と依存財源に分けて比較したものでございます。

一般財源は68億625万9,000円で、構成比は63.1%、伸び率はプラスの1.3%となっております。特定財源につきましては39億8,174万1,000円で、構成比は36.9%、伸び率はプラスの13.6%となっております。

なお、表の最下段に記載してございます自主財源につきましては47億3,016万2,000円、構成比は43.8%、伸び率はプラスの7.6%、また依存財源につきましては60億5,783万8,000円、構成比は56.2%、伸び率はプラスの3.9%となっております。

以上で、議第1号の説明は終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古田 豊君） 次に、議第2号、議第5号、議第6号、議第11号、議第14号、議第15号、議第25号、議第27号の8案件について、民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） それでは、民生部関係の議案説明をさせていただきます。

初めに、議第2号 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の161ページをお開きください。

初めに、美濃市における国保の加入状況は、令和2年1月末現在で世帯数が2,883世帯、前年の同時期により90世帯減少しております。被保険者数は4,801人で、こちらも207人の減少で、依然、加入者の減少傾向にあります。

令和2年度の予算編成に当たりましては、県が示す納付金算定額と当市における医療給付費の推計を基に総額を算定しております。

それでは、予算の概要について御説明いたします。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,544万2,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について、保険給付費にあっては款の中で流用できるものと定めるものでございます。

次に、165ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により、歳入から御説明いたします。

1款 国民健康保険税5億773万8,000円は、一般被保険者の現年度及び過年度の保険税と退職被保険者等の過年度の保険税でございます。

2款 使用料及び手数料30万円は、保険税の督促手数料でございます。

3款 県支出金18億5,808万4,000円は、国保給付費等交付金と国庫負担金減額措置対策費補助金でございます。

4款 財産収入45万7,000円は、財政調整基金利子でございます。

5款 繰入金2億573万9,000円は、一般会計と基金からの法定内の繰入金となります。

6款 繰越金1,000万円は前年度からの繰越金、7款 諸収入312万4,000円は交通事故などによる第三者納付金等でございます。

次に、166ページをお開きください。

歳出の1款 総務費4,662万円は、主に職員人件費などの一般管理費と賦課徴税费、特別事業費、国保運営協議会費等でございます。

2款 保険給付費18億2,776万2,000円は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費及び葬祭諸費等でございます。

3款 国民健康保険事業費納付金6億5,300万円は県への保険税等の納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分でございます。

4款 保健事業費4,275万円は特定健康診査等事業、人間ドック助成事業と健康づくりなどの保健事業費でございます。

5款 基金積立金46万円は財政調整基金への積立金、6款 公債費74万円は一時借入れが生じたときの借入利子でございます。

7款 諸支出金411万円は保険税の還付金等に充てるもので、8款 予備費は1,000万円を計上しております。

なお、共同事業拠出金は退職者医療制度の廃止に伴い、予算措置が不要となりました。

以上、歳入及び歳出合計は、それぞれ25億8,544万2,000円でございます。

167ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第2号の説明を終わります。

次に、議第5号 令和2年度美濃市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の235ページをお開きください。

初めに、介護保険の現状ですが、人口の高齢化に伴い要介護認定者数も年々増加しており、本年2月1日現在の第1号被保険者7,221人中の要介護認定者数は1,129人で、占める割合は15.6%、昨年同時期と比べると0.7%増となっております。こうした状況等を勘案し、令和2年度予算に当たりましては、介護予防事業の充実、介護給付費の適正化など制度の適正な運営に努めるとともに、前年度の実績と第7期介護保険事業計画に基づきまして予算編成をしたところでございます。

それでは、予算の概要について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ21億8,177万9,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。

それでは、239ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 保険料4億5,690万5,000円は、65歳以上の第1号被保険者の現年度、過年度の介護保険料でございます。

2款 使用料及び手数料4万7,000円は督促手数料、3款 国庫支出金5億927万円は、介護給付費負担金と調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険事業費補助金でございます。

4款 支払基金交付金5億6,615万7,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金でございます。

5款 県支出金3億1,824万9,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金でございます。

6款 財産収入15万5,000円は基金利子、7款 繰入金3億2,997万2,000円は、介護給付費、地域支援事業、事務費、低所得者保険料軽減に係る一般会計からの繰入金及び基金からの繰入金でございます。

8款 繰越金100万円は前年度からの繰越金、9款 諸収入2万4,000円は、延滞金、第三者納付金、雇用保険料の個人負担金等でございます。

240ページをお開きください。

歳出、1款 総務費3,692万8,000円は、人件費等の一般管理費と国保連合会負担金、介護認定事業費等でございます。

2款 保険給付費20億3,675万円は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、介護給付費審査支払事務経費でございます。

3款 地域支援事業費1億674万1,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介

護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等でございます。

4款 基金積立金16万円は基金の利子を積み立てるもので、5款 公債費20万円は一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

6款 諸支出金100万円は、過年度分保険料還付金等でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は、それぞれ21億8,177万9,000円でございます。

241ページ以降の説明は省略させていただきます、議第5号の説明を終わります。

次に、議第6号 令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の261ページをお開きください。

後期高齢者医療に関しましては、予算編成に当たり、岐阜県後期高齢者医療広域連合が算定しました療養給付費、保険基盤安定や保健事業費等の美濃市負担分と保険料徴収経費等を推計し、総額を算定しております。

予算の概要につきまして御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算総額をそれぞれ5億5,323万2,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を6,000万円と定めるものでございます。

265ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の表により御説明いたします。

歳入、1款 後期高齢者医療保険料2億1,543万1,000円は、被保険者の現年度、過年度の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料5万円は督促手数料、3款 後期高齢者医療広域連合委託金768万8,000円は保健事業費委託金でございます。

4款 繰入金3億2,866万1,000円は、療養給付費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の一般会計からの繰入金でございます。

5款 繰越金40万円は前年度からの繰越金、6款 諸収入100万2,000円は、延滞金、預金利子、保険料等負担金過年度返還金でございます。

266ページをお開きください。

歳出、1款 総務費384万4,000円は、保険料の徴収経費、事務経費でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金5億4,050万円は、保険料、療養給付費、保険基盤安定、事務費等の美濃市負担分でございます。

3款 保健事業費768万8,000円は健康診査の経費、4款 公債費20万円は一時借入金が生じたときの借入利子でございます。

5款 諸支出金100万円は、過年度分の保険料還付金でございます。

以上、歳入及び歳出予算総額は、それぞれ5億5,323万2,000円でございます。

267ページ以降の説明は省略させていただきます、議第6号の説明を終わります。

次に、議第11号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

赤スタンプ3、補正予算書の54ページをお開きください。

今回の補正は、年度末を控えまして、予算の執行状況及び決算見込みを検討し、補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ3,122万3,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ25億8,329万3,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

57ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により御説明いたします。

歳入の4款 財産収入は、補正前の額に基金利子270万円を増額し、補正後の額を309万円とするものです。

5款 繰入金は、補正前の額から5,003万7,000円を減額し、補正後の額を1億7,055万2,000円とするもので、主に基金からの繰入金の減額でございます。

6款 繰越金は、補正前の額に7,761万7,000円を増額し、補正後の額を1億1,010万3,000円とするもので、決算見込みによるものでございます。

8款 国庫支出金94万3,000円を補正増するもので、マイナンバーシステム整備に係る国庫補助金でございます。

次に、歳出でございます。

1款 総務費は財源内訳の変更で、繰入金を減額し、その他国庫支出金を増額するものでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金は財源内訳の変更で、繰入金を減額し、その他繰越金を増額するものでございます。

6款 基金積立金は、補正前の額に3,122万3,000円を増額し、補正後の額を3,162万3,000円とし、次年度以降の国保財政安定化を図るため基金に積み立てるものでございます。財源内訳はその他財源で、基金利子と繰越金の増額でございます。

58ページ以降の説明は省略いたしまして、議第11号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第14号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

赤スタンプ3、補正予算書の82ページをお開きください。

今回の補正は、令和元年11月までの実績から各介護給付費等の決算見込みを算出し、総額で減額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ3,473万8,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ21億4,785万円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳

出予算補正」のとおりでございます。

86ページをお開きください。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明いたします。

1款 総務費は財源内訳の変更で、国県支出金を増額し、その他一般会計からの繰入金を減額するもので、介護保険システム改修に伴うものでございます。

2款 保険給付費は、補正前の額から9,305万8,000円を減額し、補正後の額を19億178万8,000円とするもので、内容は在宅介護サービス等給付費4,005万8,000円、地域密着型介護サービス等給付費500万円、施設介護サービス等給付費4,500万円、特定入所者介護サービス等給付費500万円の減額と、介護予防サービス等給付費200万円を増額するものでございます。

財源内訳は、保険料366万3,000円、国県支出金4,476万7,000円、支払基金交付金2,711万3,000円の減額と、その他財源では、一般会計からの繰入金と基金繰入金の減額で1,751万5,000円の減額となります。

3款 地域支援事業費は、補正前の額から250万円を減額し、補正後の額を1億288万6,000円とするもので、内容は、一般介護予防事業費100万円、包括的支援事業・任意事業費150万円の減額でございます。

財源内訳は、保険料794万7,000円の減額、国県支出金654万2,000円と支払基金交付金30万7,000円の増額、その他財源は、一般会計からの繰入金の増額と、諸収入で雑入、利用料の減額で140万2,000円を減額しております。

4款 基金積立金は、補正前の額に6,082万円を増額し、補正後の額を6,099万円とするもので、介護保険給付準備基金積立金の増額でございます。

財源内訳は、保険料1,921万円、その他財源は繰越金と財産収入、基金利子で4,161万円を増額するものでございます。

87ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第14号の説明を終わります。

次に、議第15号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ3、補正予算書の96ページをお開きください。

今回の補正は、決算見込みにより後期高齢者医療広域連合への納付金を追加するものです。

第1条は、歳入歳出それぞれ305万4,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ5億2,399万9,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

98ページをお開きください。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明いたします。

歳出の2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、補正前の額に305万4,000円を増額し、補

正後の額を5億1,186万5,000円とするもので、財源内訳は、一般会計からの繰入金2,228万3,000円の減額と、その他財源2,533万7,000円の増額は、繰越金と諸収入、療養給付費等過年度返還金でございます。

99ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第15号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第25号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。赤スタンプ1、議案集の18ページです。

それと赤スタンプ4の議案説明資料の16ページをお開きください。

改正の趣旨は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（デジタル手続法）の施行により、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、議案説明資料の17ページの新旧対照表で説明させていただきます。

別表の5の部中、4の項に住民票の除票の写しの交付手数料を、次ページの同部の7の項に戸籍の除票の写しの交付手数料を、それぞれ1通につき300円と定め、6の部2の項については、通知カードの廃止に伴い、通知カード再発行に係る手数料の規定を削除するものでございます。

附則では、この条例は公布の日から施行する。ただし、別表6の部の改正規定は公布の日またはデジタル手続法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行すると定めております。

以上で、議第25号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第27号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集21ページと、赤スタンプ4の議案説明資料の21ページをお開きください。

改正の趣旨は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、全ての事項について参酌すべき基準に見直しされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、みなし支援員の経過措置期間を延長するもので、附則の第2条において、「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるもので、認定資格研修を修了していない者であっても、放課後児童支援員の資格を満たし、令和5年3月31日までに認定資格研修を修了することを予定している者は放課後児童支援員とみなすことが可能とされるものです。

附則では、この条例は令和2年4月1日から施行すると定めております。

これで議第27号の説明を終わらせていただきます。

以上で、民生部に関する議案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

す。

○議長（古田 豊君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。
休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第3号、議第4号、議第8号、議第12号、議第13号、議第17号、議第19号、議第28号、議第29号の9案件について、建設部長 池田健一君。

○建設部長（池田健一君） 皆さん、こんにちは。

それでは、建設部の特別会計、企業会計における予算関係及び条例改正などについて、御説明いたします。

初めに、議第3号 令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、予算書の191ページをお開きください。

農業集落排水事業は、農業用水路や公共用水域の水質保全、農村の生活環境の向上を図るため、市内では7地区を供用開始しております。令和2年度も引き続き経費の節減と効率のよい運営を進めるとともに、適正な維持管理の下、施設の長寿命化に努めてまいります。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,604万9,000円とするものであり、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページ「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、195ページの歳入歳出予算事項別明細書の1. 総括の表により、歳入から御説明いたします。

第1款 分担金及び負担金90万円は、新規加入者に伴う分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料4,511万円は、農業集落排水使用料等でございます。

第3款 財産収入7万1,000円は、農業集落排水事業減債基金の利子でございます。

第4款 繰入金1億7,996万5,000円は、一般会計及び農業集落排水事業減債基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入2,000円は、預金利子でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

第1款 農業集落排水事業費1億927万8,000円は、事務経費及び施設維持管理経費等でございます。

第2款 公債費1億1,677万1,000円は、市債の元利償還金でございます。

以上、歳入及び歳出予算の総額は、それぞれ2億2,604万9,000円でございます。

なお、196ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第3号の説明を終わります。

続きまして、議第4号 令和2年度美濃市下水道特別会計予算について、御説明申し上げます。

赤スタンプ2、予算書の211ページをお開きください。

公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、市内では3処理区で供用を開始しております。令和2年度も引き続き経費の節減と効率のよい運営を進めるとともに、適正な維持管理の下、施設の長寿命化に努めてまいります。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,332万7,000円とするものであり、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、214ページ「第2表 地方債」のとおり定めるものでございます。

211ページにお戻りいただきまして、第3条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、215ページの歳入歳出予算事項別明細書の1. 総括の表により、歳入から御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金1,253万円は、区域外流入分担金及び受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料2億4,692万2,000円は、下水道使用料等でございます。

第3款 財産収入5万6,000円は、下水道事業減債基金の利子でございます。

第4款 繰入金6億2,176万6,000円は、一般会計及び下水道事業減債基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金1,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入145万2,000円は、左岸雨水排水ポンプ維持管理負担金収入等でございます。

第7款 市債4,060万円は、管渠整備事業を対象とした市債でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

216ページをお開きください。

第1款 総務費5,666万3,000円は、事務経費等でございます。

第2款 下水道事業費1億9,762万2,000円は、施設維持管理経費、管渠建設費、処理場整備費でございます。

第3款 公債費6億6,904万2,000円は、市債の元利償還金でございます。

以上、歳入歳出予算の総額はそれぞれ9億2,332万7,000円でございます。

なお、217ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第4号の説明を終わります。

次に、議第8号 令和2年度美濃市上水道事業会計予算について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、予算書の309ページをお開きください。

上水道事業は、平成29年度に策定した水道事業ビジョン、管路耐震化計画及び経営戦略に

基づき、安定した生活用水を供給するため事業の推進を図っています。令和2年度は、管路施設の耐震化計画に基づき、配水管布設替え工事や施設の保守点検、漏水修繕対策を実施することによりまして安定した給水の確保と経費の節減を図り、健全な経営に努めてまいります。

それでは、予算書により説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 水道事業収益の予定額を4億3,667万8,000円と定めるものでございます。

次のページをお開きください。

支出の第1款 水道事業費用の予定額を3億8,237万3,000円と定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 資本的収入の予定額を1億3,955万円、また支出の第1款 資本的支出の予定額を3億308万8,000円と定めるものでございます。

したがって、資本的収入額が資本的支出額に対して1億6,353万8,000円不足いたしますので、第4条本文の括弧書きにおいて、不足額は減債積立金、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填する旨、定めるものでございます。

次のページを御覧ください。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を3,536万4,000円と定めるものでございます。

312ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第8号の説明を終わります。

続きまして、補正予算でございます。

赤スタンプ3番、補正予算書の64ページをお開きください。

議第12号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を見据え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,753万7,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページ「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為を廃止するもので、66ページの「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

67ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明いたします。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額から64万円を減額し、補正後の額を1億728万4,000円とするもので、その内容は、水洗便所等改造資金利子補給経費の減額、減債基金積立金の増額及び施設維持管理経費の減額によるもので、財源の内訳は、繰入金132万7,000円の減額、その他の財源68万7,000円の増額でございます。

なお、68ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第12号の説明を終わります。

次に、議第13号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

赤スタンプ3番、補正予算書の72ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を見据え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,538万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億1,677万7,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は債務負担行為の廃止で、75ページの「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条は地方債の変更で、同じく75ページの「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、76ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は、補正前の額から65万3,000円を減額し、補正後の額を5,336万2,000円とするものであり、その内容は、使用料徴収事務経費の減額、水洗便所等改造資金の利子補給経費の減額及び減債基金積立金の増額によるもので、財源内訳は、一般会計からの繰入金10万1,000円の減額、その他の財源55万2,000円の減額でございます。

続きまして、第2款 下水道事業費は、補正前の額から4,349万6,000円を減額し、補正後の額を3億613万5,000円とするものであり、その内容は、処理場施設管理委託料の減額、立花地内管渠移設工事及び生櫛地内区画整理事業に伴う管渠整備工事の減額によるもので、財源内訳は、地方債1,680万円の減額、一般会計からの繰入金5,302万の減額、その他の財源2,632万4,000円の増額でございます。

続きまして、第3款 公債費につきましては、補正前の額から123万5,000円を減額し、補正後の額を6億5,728万円とするもので、財源の内訳は、一般会計からの繰入金1,910万4,000円の増額、その他の財源2,033万9,000円の減額でございます。

なお、77ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第13号の説明を終わります。

次に、議第17号 令和元年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

赤スタンプ3番、議案集の116ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、年度末を見据え、事業費の確定などに伴い所要の調整を行うものでございます。

第1条は、総則のとおりでございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款 水道事業費用は、既決予定額から859万1,000円を減額し、補正後の額を3億7,700万円とするものでございます。

第3条は、予算の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款 資本的収入は既決予定額から1,820万4,000円を減額し、補正後の額を9,208万6,000円とするものでございます。

支出の第1款 資本的支出は、既決予定額から2,306万5,000円を減額し、補正後の額を2億5,577万9,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,369万3,000円は、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填する旨、改めるものでございます。

第4条は、予算第5条に定めた企業債の限度額を8,800万円に改めるものでございます。

118ページ以降の説明は省略させていただき、以上で議第17号の説明を終わります。

続きまして、条例改正についてでございます。

議第19号 美濃市移住促進住宅の設置及び管理に関する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集、5ページをお開きください。

併せて、赤スタンプ4の議案説明資料の3ページをお開きください。

今回、改正をお願いするのは、蕨生地内にあります旧古田家住宅を移住希望者に期間限定で賃貸し、人口の確保と地域の活性化を図るため、現行の移住定住・交流促進住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正し、当該施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

この施設の設置及び管理に関し必要な事項は、大きく分けて7つの内容から構成されております。

赤スタンプ1、議案説明資料に沿って説明いたします。

1つ目は、第1条の条例制定の趣旨でございます。

2つ目は、第2条、施設の設置、第3条、施設の名称及び位置について、名称は旧古田家住宅、位置は美濃市蕨生2078番地とします。

3つ目は、入居者の公募、入居の申込み及び決定、入居の手続等に関することとして、第4条では公募に関する規定、第5条では入居者の資格に関する規定で、第1項第1号では、「本市に定住する意思をもって、市外から転入しようとする者」としています。

第6条は入居の期間を規定するもので、原則3年とし、3年間のうちに市内で定住場所を確保していただくものです。

第7条では入居の申込み及び決定について、第8条では入居者の選考、第9条では入居補欠者の選考、第10条では入居の手続、第11条では同居の承認、第12条では入居の承継について規定しています。

4つ目は、家賃、敷金、入居者の費用負担に関することで、第13条では家賃を月額3万円とすること、第14条では家賃の納付、第15条では家賃の減免または徴収の猶予について、第16条では敷金について家賃の3か月分とすること、第17条では修繕費用の負担について、第18条では入居者の費用負担義務について規定しています。

5つ目は、入居者の保管義務、立入検査等に関することとして、第19条では入居者の保管義務等について、第20条では迷惑行為の禁止、第21条では一時不使用の届出、第22条では転貸し等の禁止、第23条では用途変更の禁止、第24条では模様替え等の制限、第25条では明渡しに伴う検査及び原状回復、第26条では住居の明渡し請求、第27条では立入検査について規定しています。

6つ目は、第28条でそのほか必要な事項を規則で定めることを規定しています。

7つ目は、第29条として罰則に関することを規定しています。

附則では、施行期日を令和2年4月1日としています。

以上、議第19号について説明を終わります。

次に、議第28号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集、22ページをお開きください。

併せて、赤スタンプ4の議案説明資料、23ページをお開きください。

今回、一部改正をお願いしますのは、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行されることに伴い、債権関係の規定の見直しが行われ、敷金に関する従来の考え方が明文化されることなどから、所要の改正を行うものでございます。

赤スタンプ4、議案説明資料の24ページをお開きください。

新旧対照表にて主な改正内容を御説明いたします。

文章の中でアンダーラインが引かれている箇所を改正するものでございます。

第5条では、関係法令の改正等による文言の整理を行い、第6条は入居できる災害被災者を明確化するとともに、入居収入基準額の上限を引き上げるものでございます。

27ページの第18条は、第3項において敷金を滞納家賃に充てることを明記し、項目の追加により繰下げと文言の整理を行っております。

28ページの第20条、第21条では、市に修繕義務がある部分以外の修繕に要する費用を入居

者に求めることを整理しております。

31ページの第42条の第3項では、不正な行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を見直すもので、現行の「年5分の割合」から「法定利率」とするものでございます。

33ページの第61条第1項では、駐車場の使用料を変更できる内容として第2号を追加し、号の繰下げを行っております。

62条第1項では、駐車場の使用許可を取り消し、またはその明渡しを請求できる内容として第4号を追加し、号の繰下げを行っております。

附則第11項の延滞金の割合の特例は削除しております。

そのほかの条項は、文言の整理を行うものでございます。

附則では、第1項で施行期日を令和2年4月1日とし、第2項で、この条例の施行の日前に到来した支払い期に係るこの条例による改正前の美濃市営住宅管理条例第42条第3項に規定する利息については、なお従前の例によるとしております。

以上、議第28号について説明を終わります。

続きまして、議第29号 市道路線の認定について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の26ページ、最終ページになりますが、お開きください。

今回、市道認定をお願いしますのは、道路法第8条第2項の規定に基づき、下の表の整理番号1番、松森113号線でございます。

表には、認定する路線名と区間の起点・終点を記載しております。

また、27ページには市道（認定）要図を示しておりますので御参照ください。

なお、認定する延長は67.9メートル、幅員は6.0メートルから10.6メートルでございます。

以上で、議第29号の説明を終わります。

建設部については以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 次に、議第7号、議第16号の2案件について、美濃病院事務局長 林 信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） それでは、議第7号 令和2年度美濃市病院事業会計予算について、御説明申し上げます。

赤スタンプ2、令和2年度美濃市予算書の275ページをお開きください。

初めに、美濃病院では、安心で安全、健康なまちづくりにつなげるため、地域から選ばれた満足度の高い医療サービスの提供を目指し、二次救急医療体制を維持するとともに、住民生活に不可欠な地域医療の適切な提供に努めています。また、みの健康管理センターでは、健診業務の拡充と受入れ体制の強化に努め、在宅医療支援センターにおいては、入退院患者や在宅患者及びその家族との相談・支援の充実を図ってまいります。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、病床数は122床、入院患者数は年間で3万9,055

人、1日平均入院患者数は107人、外来患者数については年間6万9,255人で、1日平均285人を見込みました。なお、主な建設改良事業では医療機器整備事業、空調整備更新工事を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入の第1款 病院事業収益は26億3,480万1,000円で、対前年度比17万円の減額でございます。

第1項 医業収益は25億6,933万6,000円で、入院及び外来の収益が主なものでございます。

第2項 医業外収益は6,546万5,000円で、一般会計からの負担金及び補助金が主なものでございます。

支出の第1款 病院事業費用は27億8,184万2,000円で、対前年度比1億4,726万8,000円の増額となっております。

第1項 医業費用は26億9,165万4,000円で、給与費、材料費、経費、減価償却費が主な内容で、第2項 医業外費用は8,418万8,000円で、企業債利息、雑支出が主なものでございます。このほか、第3項 特別損失は過年度損益修正損で500万円、第4項 予備費は100万円でございます。

この収支をいたしますと1億4,704万1,000円の支出超過予算となっておりますが、現金支出を伴わない減価償却費、資産減耗費、繰延勘定償却の合計は約2億4,000万円であり、これらを除きましたものにつきましては収入が支出を上回る予算となっております。

276ページに移りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1款 資本的収入は、第1項 出資金で、1億4,459万7,000円は一般会計からの出資金でございます。

支出の第1款 資本的支出は4億2,411万1,000円で、第1項 建設改良費9,819万6,000円は、医療機器の整備、空調設備の更新などでございます。

第2項 企業債償還金2億2,591万5,000円は、企業債の償還元金で、第3項 投資1億円は、有価証券等の購入により資産運用を図るものであります。

なお、資本的収支において不足する額及び補填財源は本条括弧書きのとおりでございます。

第5条は債務負担行為で、美濃病院看護職員奨学金の期間、限度額をこの表のように定めるものでございます。

277ページに移りまして、第6条は、予定支出の各項間の流用について定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について職員給与費と交際費を、また第8条では、棚卸資産であります医薬品等の購入限度額をそれぞれ定めるものでございます。

第9条は、重要な資産の取得について定めるもので、医療機器及び設備の取得を上げております。

278ページ以降の説明を省略させていただきます。議第7号の説明といたします。

続きまして、議第16号 令和元年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

赤スタンプ3、補正予算書の102ページをお開きください。

102ページになりますが、第1条は総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額について、それぞれの執行状況及び年度末までの見込みから補正をお願いするものでございます。

初めに、収入の第1款 病院事業収益は、既決予定額から123万9,000円減額し26億3,373万2,000円とするもので、この内容は、第2項 医業外収益で市町村共済組合追加費用及び児童手当の確定による他会計補助金の減額、また県補助金の確定による補助金の増額などがございます。

次に、支出の第1款 病院事業費用は、既決予定額を2,333万円増額し28億1,012万3,000円とするもので、この内容は、第1項 医業費用では、職員の異動等による賞与引当金繰入額の増額、また貸倒引当金及び固定資産の除却に伴う経費及び資産減耗費の増額でございます。

また、第2項 医業外費用では、課税売上げの増加による消費税の増額をお願いするものでございます。

第3条は、予算第4条で定めております資本的収入及び支出の予定額の補正をお願いするもので、収入の第1款 資本的収入の既決予定額を264万円増額し、2億9,349万6,000円とするものでございます。これは第3項 補助金で看護師の特定行為に係る研修事業のための国庫補助金であります。

なお、この補正に伴い、本文括弧書きの資本的収支において不足する額及びその補填財源を改めるものでございます。

第4条は、予算第5条に定めております美濃病院看護職員奨学金に係る債務負担行為の期間、限度額をこの表のように改めるものでございます。

第5条は、予算第8条に定めた経費のうち職員給与費について、今回の補正により既決予定額を598万4,000円増額し、15億300万8,000円とするものでございます。

104ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） 次に、議第9号、議第10号、議第22号、議第23号の4案件について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） それでは、議第9号 令和元年度美濃市一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

この補正予算は、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ3番の補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、債務負担行為の補正で、「第1表 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

第1表の債務負担行為補正につきましては、学校給食センター設計等業務委託を追加するもので、期間、限度額を定めております。なお、この案件につきましては、早期に事業着手を行いたいため、本日に先議をお願いするものでございます。

以上で議第9号の説明を終わります。

次に、議第10号 令和元年度美濃市一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

この補正予算は、年度末に当たり、各種事務事業の決算見込みによる予算整理をはじめ、公共施設整備改修等基金などへの積立て等の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ3番の補正予算書の6ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,987万4,000円を減額するもので、補正後の予算総額を103億7,260万3,000円とするものです。

補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正で「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条は、地方債の補正で「第4表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、12ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正につきましては、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券発行事業、市単市道道路改良事業、社会資本道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、交通安全施設整備事業、小学校校内通信ネットワーク整備事業、中学校校内通信ネットワーク整備事業で、それぞれの繰越額は表のとおりでございます。

13ページを御覧ください。

第3表の債務負担行為補正につきましては、工場誘致奨励金を追加し、公共用地等の取得費、金融機関の美濃市土地開発公社に対する貸付金の債務保証、農業企業化資金利子補給、美濃手すき和紙後継者育成奨励金の廃止をするものでございます。

14ページをお開きください。

第4表の地方債補正につきましては、小中学校校内通信ネットワーク整備事業を追加し、社会資本道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、交通安全施設整備事業、消防ポンプ自動車更新事業、臨時財政対策債の限度額をそれぞれ減額するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入も併せて御説明いたしますので、16ページをお開きください。

1款 議会費は、105万3,000円を減額し、1億3,097万9,000円にするものです。内訳は、主に議会運営経費を減額するもので、財源は一般財源でございます。

2款 総務費は、3億4,458万6,000円を増額し、14億2,334万6,000円とするものです。内訳は、財政調整基金積立金、公共施設整備改修等基金積立金、ふるさと美濃応援団うだつ基

金積立金、長良川鉄道運営補助経費を増額し、市議会議員選挙経費のほか決算見込みにより事務経費等を減額するものでございます。財源につきましては、参議院議員選挙費などの国県支出金を908万5,000円の減額、ふるさと応援寄附金、財政調整基金利子等のその他財源を4,657万6,000円、一般財源を3億709万5,000円それぞれ増額するものでございます。

3款 民生費は、1億3,397万9,000円を減額し、28億9,579万2,000円とするものです。内訳は、保育園児給食費補助経費等を増額し、後期高齢者医療特別会計繰出金、施設型等給付経費、児童手当給付経費等を減額するものでございます。財源は、国県支出金を2,894万8,000円、社会福祉基金繰入金等のその他財源を7,475万7,000円、一般財源を3,027万4,000円それぞれ減額するものでございます。

4款 衛生費は、2,155万9,000円を減額し、7億5,092万1,000円とするものです。内訳は、母子保健事業、指定ごみ袋関係経費等を減額するものでございます。財源は、国県支出金を78万5,000円、美濃病院建設基金繰入金等のその他財源3,037万7,000円を減額し、一般財源を960万3,000円増額するものでございます。

5款 労働費は、100万円を減額し、補正後の額を596万円にするもので、岐阜県勤労者生活資金融資預託金を減額するものでございます。財源は、勤労者生活資金預託金戻入金のその他財源を100万円減額するものでございます。

6款 農林水産業費は、648万9,000円を減額し、3億4,428万1,000円とするものです。内訳は、森林環境譲与税基金積立金等を増額し、有害鳥獣被害防止事業補助経費、森林経営管理事業等を減額するものでございます。財源は、有害鳥獣対策事業費等の国県支出金を888万6,000円減額し、ものづくり拠点施設使用料等のその他財源16万2,000円、一般財源223万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

7款 商工費は、3,182万6,000円を減額し、3億3,314万1,000円とするものです。内訳は、工場誘致奨励金等を増額し、民間活力創生事業、工業団地対策事務経費等を減額するものでございます。財源は、手すき和紙賞状制作事業費等の国県支出金を2,324万5,000円増額し、民間活力創生基金繰入金等のその他財源1,899万6,000円、一般財源3,607万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

8款 土木費は、2億3,392万8,000円を減額し、23億1,162万3,000円とするものです。内訳は、市単市道道路改良事業、公共急傾斜地崩壊対策事業負担事業等を増額し、社会資本道路整備事業、下水道特別会計繰出金等を減額するものでございます。財源は、社会資本道路整備事業費等の国県支出金1億1,993万5,000円、地方債9,170万円、都市計画事業基金繰入金等のその他財源1,241万5,000円、一般財源987万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

9款 消防費は、453万3,000円を減額し、4億4,965万8,000円とするものです。内訳は、消火栓新設負担経費等の減額によるものでございます。財源は、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業費等の国県支出金74万2,000円を増額し、地方債を580万円、消防費雑入のその他財源92万9,000円をそれぞれ減額し、一般財源を145万4,000円増額するものでございます。

10款 教育費は、5,311万5,000円を増額し、10億9,446万3,000円とするものです。内訳は、小・中学校校内通信ネットワーク整備事業費等を増額し、幼稚園就園奨励経費等を減額するものでございます。財源は、情報通信ネットワーク環境施設整備事業費等の国県支出金4,180万1,000円、地方債3,970万円をそれぞれ増額し、ふるさと美濃応援団うだつ基金等のその他財源292万6,000円、一般財源2,546万円をそれぞれ減額するものでございます。

12款 公債費は、1,320万8,000円を減額し、6億1,090万9,000円とするものです。市債償還元金、利子を減額するものでございます。財源は、市営住宅使用料のその他財源168万1,000円、一般財源1,152万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、今回の補正でお願いいたします総額は4,987万4,000円を減額するもので、その財源内訳は、国県支出金1億185万1,000円、地方債5,780万円、その他財源9,634万3,000円をそれぞれ減額し、一般財源2億612万円を増額いたします。一般財源は、市税の1億7,310万円、地方交付税1億5,632万6,000円等でございます。

17ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議第10号の説明を終わります。

続きまして、議第22号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では14から15ページでございますが、赤スタンプ4番の議案説明資料で御説明させていただきます。

それでは、議案説明資料の8ページをお開きください。

この条例は、美濃市積立基金条例に新たに1つの基金を追加し、2つを削除するものでございます。

改正の趣旨として、1つ目は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され、国から交付される森林環境譲与税を当該年度の森林の整備に関する事業に活用した残額を翌年度以降の森林整備及びその促進のための事業の財源として積み立てるため、美濃市森林環境譲与税基金を設立するものでございます。

2つ目は、自ら考え自ら実践する地域づくり事業の交付金、いわゆるふるさと創生資金でございますが、これを原資としている美濃市ふるさと振興基金が枯渇することを契機に、美濃市ふるさと振興基金を廃止するものでございます。

3つ目は、公の施設の図書購入事業の原資としている美濃市図書購入基金が枯渇することを契機に、美濃市図書購入基金を廃止するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、議案説明資料の条例新旧対照表によりまして御説明をいたします。

10ページをお開きください。

第1条関係では、第2条の表の名称の欄に「美濃市森林環境譲与税基金」を、目的の欄に「森林整備及びその促進のための事業の経費に充てるため」を加えるものでございます。

第2条関係では、第2条の表の名称及び目的の欄のうち美濃市ふるさと振興基金及び美濃

市図書購入基金の項を削除するものでございます。

附則第3項関係では、美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例のうち、別表区分及び報酬欄の心豊かな人づくり・活気ある地域づくり推進協議会委員の項を削除するものでございます。

次に、議案集のほうに戻っていただきまして、14ページをお開きください。

附則でございますが、第1項では施行日について、新たに加える美濃市森林環境譲与税基金は公布の日からとし、廃止する2つの基金と関連する附則第2項、第3項については令和2年4月1日からの施行といたします。

附則第2項では、廃止する美濃市ふるさと振興基金に関連する美濃市中心豊かな人づくり・活気ある地域づくり推進協議会設置条例を廃止します。

附則第3項につきましては、先ほど新旧対照表で説明いたしましたので省略させていただきます。

続きまして、議第23号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では16ページでございますが、赤スタンプ4の議案説明資料で御説明申し上げます。

それでは、議案説明資料の12ページをお開きください。

改正の趣旨として、本条例の第1条では、長期継続契約を締結することができる期間は5年以内としていますが、第2条の契約の種類のうち、第1号に定める情報機器や自動車等物品については5年以上の使用に耐えられるものもあるため、この期間の規定をより弾力的に実態に合った契約ができるよう例外規定を追加するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、議案説明資料の13ページの貸借対照表を御覧ください。

第3条の契約期間の限度について、「ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」との文言を追加するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を公布の日からと定めております。

以上で、議第22号、議第23号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時06分

○議長（古田 豊君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第18号について、教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 議案提案をする前に、御報告をさせていただきたいと思っております。

昨日、安倍首相の要請を受けまして、学校の臨時休業の要請がありました。それにつきま

して御報告をさせていただきます。

教育委員会のほうで今日決定をいたしまして、臨時休業期間は3月3日火曜日から3月26日木曜日としました。臨時休業を行うに当たりまして、児童・生徒の安全を守ると、また臨時休業に向けた準備を円滑に進めるために、3月2日月曜日の午前中は授業を行い、給食後、13時30分に下校することといたしました。

また、臨時休業期間中の過ごし方につきましては、保護者への連絡を今日していく予定です。不要不急の外出は控えること、保護者の見届けの下、体調管理をしてください、発熱等の体調不良が起きた場合は学校まで御連絡を下さい、家庭学習に関わるお知らせは各学校から行うこととしております。教育通信、会計報告等は家庭訪問し、配付をしていきます。

また、中学校の卒業式でございます。3月6日金曜日に実施をいたします。なお、生徒と学校外の方との接触を極力避けるため、以下のようにいたします。

参加に関わることにつきましては、保護者の方の参加は各家庭1名、1・2年生は不参加、来賓の参加はPTA会長のみ。内容に関わることでございますが、教育委員会の告辞、1・2年生の代表の送辞は文書配付といたします。感染の拡大を防ぐための配慮といたしまして、熱がある等体調が優れない方の参加は控えるようお願いをいたします。マスクを着用し、せきエチケットについて御協力をお願いをいたします。会場入り口にアルコール消毒液を用意し、アルコール消毒の協力要請をいたします。

また、小学校の卒業式でございますが、3月25日水曜日に実施を予定しておりますが、内容につきましては、この状況を踏まえまして今後判断をしております。以上でございます。

それでは、議第18号 美濃市いじめ防止対策に関する条例について、御説明をいたします。

赤スタンプ1、議案集の1ページと、赤スタンプ4の議案説明資料の1ページを御覧ください。

児童・生徒のいじめの問題に対応するため、国が制定したいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえて、美濃市におけるいじめ防止対策に関する基本理念を定め、市、市内の小・中学校、学校の教職員及び保護者の責務と市民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に対応する組織を規定するなど、基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進していくことを目的としてこの条例を制定するものでございます。

主な制定内容につきまして、赤スタンプ1の議案集の1ページから4ページで御説明をいたします。

第1条は、条例の目的について規定し、第2条で条例で使用する用語の定義を規定しています。

第3条は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定めています。

第4条は、児童・生徒によるいじめの禁止、第5条から第7条で市、市内の小・中学校、学校の教職員及び保護者のそれぞれの責務を、第8条では市民等の役割を定めています。

第9条は、いじめの防止等に関係する機関や団体と連携を図るため、美濃市いじめ問題対策連絡協議会を設置するとしています。

第10条は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、いじめの重大事態が発生した場合には、事実関係等の調査を行うため教育委員会の附属機関として美濃市いじめ問題対策委員会を設置するとしています。

第11条は、第10条で行った調査が不十分である場合等に再度の調査を行うため、市長の附属機関として美濃市いじめ問題再調査委員会を設置するとしております。

第12条は、市長と教育委員会の連携について規定し、第13条で規定の委任について定めております。

附則第1項は、施行期日を令和2年4月1日とし、第2項は、美濃市いじめ問題対策委員会及び美濃市いじめ問題再調査委員会の設置に伴い、美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、別表においてそれぞれの委員の報酬額と費用弁償を定めるものでございます。

以上で、議第18号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 次に、議第20号、議第21号の2案件について、秘書課長 西部睦人君。

○秘書課長（西部睦人君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第20号 美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の12ページをお開きください。

また、併せて赤スタンプ4、議案説明資料の4ページ、5ページの概要及び新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度の導入に当たり、国からの通知に準じ、所要の改正を行うものでございます。

会計年度任用職員が職員としての宣誓を行うに当たり、1会計年度ごとの任用形態や任用手続等があることから、会計年度任用職員に関する例外規定を設けるものでございます。

附則では、施行期日を令和2年4月1日と規定しています。

続きまして、議第21号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の13ページをお開きください。

また、併せて赤スタンプ4、議案説明資料の6ページ、7ページの概要及び新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、議第20号と同様に、会計年度任用職員制度を導入するに当たり所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、フルタイム会計年度任用職員が給料等の支給対象となることから、非常勤職員であって給料を支給される職員の補償基礎額について、公務災害補償に係る平均給与額の規定の例によることとする規定を新たに設けるものです。

附則では、施行期日を令和2年4月1日と規定しています。

以上で、議第20号及び議第21号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（古田 豊君） 次に、議第24号について、固定資産評価審査委員会書記長 西村齋君。

○固定資産評価審査委員会書記長（西村 齋君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第24号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、改正の理由とその内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の17ページをお開きください。

併せて赤スタンプ4、議案説明資料の14、15ページを御参照ください。

今回の改正は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に伴い、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項が定められたことにより、所要の改正を行うものであります。

内容は、引用する同法の題名の改正により、第6条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、引用する条項の改正により「第3条第1項」を「第6条第1項」に改めるものでございます。

なお、この条例の改正条文の施行期日は公布の日からとなります。

以上で、議第24号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（古田 豊君） 次に、議第26号について、産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第26号 美濃市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の20ページをお開きください。

また、併せて赤スタンプ4、議案説明資料の19ページ、20ページの概要及び新旧対照表を御参照ください。

条例の改正につきましては、台風などの自然災害による停電、道路の寸断、集落の孤立及び停電による断水などの被害を抑制するため、倒木によって被害をもたらす可能性がある道路沿い及び電線周辺の立木を伐採するライフライン保全対策事業を市が実施するに当たり、受益者である電力会社から分担金を徴収するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、分担金の率の規定を別表に加えるもので、別表第1の事業名の欄に「美濃市ライフライン保全対策事業」を、分担金の率の欄に「事業費の100分の50」を加えるものでございます。

なお、附則では、条例の施行期日を令和2年4月1日からと定めております。

以上で、議第26号の御説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（古田 豊君） 以上で、29案件の説明は終わりました。

第12 議第9号（質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） ただいま執行部より提案説明のありました議題のうち、議第9号について審議いたします。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時22分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第9号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第9号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から3月11日までの12日間休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から3月11日までの12日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については3月2日の午後4時まで、質疑については3月4日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（古田 豊君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月12日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後2時24分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年2月28日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 辻 文 男

署 名 議 員 太 田 照 彦

令和 2 年 3 月 12 日

令和 2 年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 3 月 12 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 1 号 令和 2 年度美濃市一般会計予算
- 第 3 議第 2 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議第 3 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議第 4 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計予算
- 第 6 議第 5 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計予算
- 第 7 議第 6 号 令和 2 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議第 7 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計予算
- 第 9 議第 8 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計予算
- 第 10 議第 10 号 令和元年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 11 議第 11 号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 12 議第 12 号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 13 議第 13 号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 14 議第 14 号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 15 議第 15 号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 16 議第 16 号 令和元年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 17 議第 17 号 令和元年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 18 議第 18 号 美濃市いじめ防止対策に関する条例について
- 第 19 議第 19 号 美濃市移住促進住宅の設置及び管理に関する条例について
- 第 20 議第 20 号 美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議第 21 号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議第 22 号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議第 23 号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 24 号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議第 25 号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 26 議第 26 号 美濃市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 27 議第 27 号 美濃市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 28 議第 28 号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第 29 議第 29 号 市道路線の認定について
- 第 30 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第1から第30までの各事件

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	瀬 瀬 敬 久 君	総 合 政 策 課 長	不 破 啓 勝 君
税 務 課 長	西 部 芳 秀 君	市 民 生 活 課 長	村 井 和 仁 君
健 康 福 祉 課 長	永 田 幸 泰 君	産 業 課 長 (農 業 委 員 会 事 務 局 長)	佐 藤 裕 之 君
美 濃 和 紙 推 進 課 長	高 橋 保 雄 君	秘 書 課 長	西 部 睦 人 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	家 田 陽 介 君
教 育 委 員 会 人 づ くり 文 化 課 長	早 戸 智 也 君	都 市 整 備 課 課 長 補 佐	村 井 康 浩 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	市 原 義 則	議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 書 記	平 田 純 也		

開議の宣告

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の予防のため、マスク着用の御協力をお願いいたします。ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、13番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

第2 議第1号から第29 議第29号まで

○議長（古田 豊君） 日程第2、議第1号から日程第29、議第29号までの28案件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質問の通告がありますので、これを許します。

2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しを頂きましたので、発言通告に従い質疑を行います。

議第1号 令和2年度美濃市一般会計予算の歳出における9款 消防費、1項 消防費、3目 消防施設費の耐震性貯水槽整備事業についてお聞きします。

1点目、この施設は公共施設等総合管理計画に沿って計画されたのか。

2点目、この新規事業は生活基盤の充実における喫緊の課題と捉えているのか。

3点目、2か所に計画されたのはどのような理由か。

4点目、何を優先順位にして2か所の設置場所を決めるのか。

5点目、設置場所の土地代はどのようか。

以上の5点の質疑に対して答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、須田議員の質疑、耐震性貯水槽整備事業についての1点目についてお答えいたします。

公共施設等総合管理計画は、市が所有する建物や道路、橋梁等のインフラ施設の維持・管

理等を定めた計画であるため、本事業はこの計画に基づく施設ではございません。

次に、質疑の2点目、3点目、4点目について、併せてお答えいたします。

耐震性貯水槽は大規模地震をはじめ、火災発生時には重要な消防水利の一つとしており、そのほかには、消火栓、プール、河川・池の自然水利などが消防法によって規定されています。消防水利の設置基準としては、市街地や準市街地の建物など防火対象物から消防法に規定された距離以内に設置するように定められており、新しく宅地化された場所や既存防火水槽の漏水などの老朽化に対応するため、今年度については2基分を予算化いたしました。なお、設置場所については、先ほどの基準に照らし合わせて必要性の高い場所を選定し設置してまいります。

次に、質疑の5点目についてお答えいたします。

設置場所については選定中であり、決定しておりませんので、土地代金については未定であります。既存の耐震性貯水槽や防火水槽については、基本的に公共用地に設置しており、適当な公共用地がない場合には、地元からの土地提供の協力をお願いしております。

以上、5点の質疑に対する答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 須田議員。

○2番（須田盛也君） 御答弁ありがとうございました。

以上をもちまして私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） ほかに質疑はないものと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

第30 市政に対する一般質問

○議長（古田 豊君） 日程第30、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

美濃市議会市政クラブ、11番 太田照彦君。

○11番（太田照彦君） 皆さん、おはようございます。

質問に入る前に、ただいま発生しておりますコロナウイルスにより亡くなられた方々に心から御冥福を申し上げるとともに、現在、治療を行われている皆様に対し、一日も早い回復を心よりお祈りいたします。

では、議長のお許しを頂きましたので、私は市議会市政クラブを代表し、施政方針と令和2年度当初予算、未来につながる美濃市づくり予算について、3つの政策の柱とした重点テーマ、「元気を継続、健康増進」「魅力の発信、地域の活性化」「安全・安心、生活基盤の

充実」を中心に市長に代表質問を行います。

武藤市長は施政方針の中で、令和2年度の予算編成に当たっては、未来につながる美濃市づくり予算として厳しい財政状況の中であるが、優先順位づけによる施策と事業の選択の観点に立ち、地方創生の下、地域の特性を生かした魅力ある施策の展開、子育て支援による人口減少対策や産業活性化による地域経済の進展、市民の安全・安心の確保に向け、魅力ある施策と将来のまちづくりにつながる事業を展開し、笑顔あふれる元気な美濃市の実現を目指すとしておられます。

予算規模は一般会計107億8,800万円、特別会計64億6,900万円、企業会計38億9,100万円で総額211億4,900万円余となり、前年度対比では、一般会計から5.5%の増、特別会計はほぼ増減がなく、企業会計は4.1%の増となり、全体では3.5%の増となりました。特に一般会計では、当初予算において2年連続で100億を超える積極予算を編成されたところであります。

では、最初の質問になりますが、美濃市第6次総合計画の策定についてお尋ねをいたします。

美濃市の総合計画は、現在、第5次まで計画の策定が行われておりますが、平成23年度から令和2年度までの10年間の美濃市第5次総合計画においては、将来都市像に「住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち」を打ち出し、市民協働によるまちづくりの取組を進めてきたところであります。

しかしながら、第5次総合計画のスタート時である平成23年4月の美濃市の住民基本台帳人口は2万3,084人でありましたが、直近の令和2年1月の人口は2万441人となり、2,643人の減少となっております。また、昨年度美濃市における1年間の出生数は117人、死亡数は305人となっており、出生数が死亡数を大幅に上回る自然減少の状況であります。

さらに、高齢者比率は、平成23年度は27.8%でありましたが、平成30年度には34.7%となり、6.9ポイントも上昇しており、急速に高齢化が進んでいる状況であります。いずれの数値においても、第5次総合計画策定時の想定より早いペースで進行している状況であります。

また、平成26年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、美濃市では、平成27年10月に美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョンを策定し、人口減少や地域経済の活性化などの課題に対して、地方創生の実現に向けた取組が強化されたところであります。

こういった状況の中、美濃市においては、今年度から今後10年後を見据えた美濃市第6次総合計画の策定に向けた作業を今年度から進めておられます。総合計画は将来に向けたまちづくりの基本理念や目指すべき都市像を定めるものであり、その都市像を実現させるためには、その基本的な考えを示すものであります。

私は、美濃市が少子高齢化、人口減少問題をはじめ、課題は山積している中、多くの課題を克服し、10年後も市民の皆様の笑顔あふれる活気ある夢を持つことができるよう、まちづくりを目指して進めていただきたいと考えております。

そこで、現在の美濃市第6次総合計画策定の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねをい

たします。

次に、2つ目の項目であります元気を継続し健康増進につながる取組について、お伺いをいたします。

まずは国保ドック助成事業についてお尋ねをいたします。

誰もがいつまでも現役でいられることを目指し、自分らしく住み慣れた地域の中で、生きがいを持って安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、健康年齢の向上は必須の課題であります。

市の健康年齢向上の取組として、一昨年から実施しているからだ改善プロジェクトでは、市民モニター一人一人の健康状態を確認し、その状態に合わせた栄養や運動の助言を行い、着実にその成果を上げているとお聞きしております。また、自分の健康状態を自覚し、自ら疾病の予防、早期発見・早期治療を行うこと、その第一歩が健康診査を受診することであり、しかしながら、美濃市の特定健診受診率は低迷しており、なかなか解決策を見いだせないとお伺いをしております。

そこで、健康年齢向上の新たな取組であります国保ドック助成事業の目的と事業内容はどのようなかについてお尋ねをいたします。

次に、（仮称）市民わくわくふれあいセンターについてお尋ねをいたします。

私は、（仮称）市民わくわくふれあいセンターの建設につきましては、平成30年12月議会において建設工事の予定と施設の名称について一般質問を行わせていただきました。

現在、工事現場では工事用の大型クレーンが2基稼働し、1階部分の鉄筋工事が進められております。令和2年度中の完成を目指しているとお伺いしております。

そのような中、現在では公共施設の中で、美濃市文化会館の管理・運営については指定管理者制度が取られておりますが、以前、市が直営であった頃と比べると文化会館が使いやすく、親しみやすくなったと市民からの声もお聞きはします。そういったことから、現在、建設中であります（仮称）市民わくわくふれあいセンターの開設における管理・運営方法はどのようなか、また今回募集されましたネーミングライツの状況はどのようなかについてお尋ねをいたします。

続きまして、3つ目の項目であります魅力の発信、地域の活性化につながる取組についてお伺いをいたします。

まずは東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴う美濃市の活性化の取組についてお尋ねをいたします。

本年7月に開幕するこの大会では、皆さん御承知のとおり、1位から8位までの入賞者に対し、美濃手すき和紙を使った表彰状が授与されることとなっております。全国に数ある手すき和紙の中から美濃手すき和紙が選ばれたことは、私たち美濃市民にとって大変喜びであり誇りでもあります。

武藤市長をはじめ、古田岐阜県知事や関係者の皆様の御尽力に改めて感謝を申し上げますとともに、その製作に当たられます手すき和紙職人の皆様にも心より敬意を表します。

残念ながら表彰状の詳細については公表されておられませんので、こういったデザインの表彰状が授与されるか私たちにはまだ分かりませんが、オリンピック・パラリンピックが開幕し、金メダリストをはじめ、入賞された皆様に美濃手すき和紙の表彰状が授与される光景を一日も早く見たいと思っております。そのときの感動は、選手はもとより、私たち美濃市民にとっても大きな感動になると確信しております。

このように、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、美濃市民にとって大変意義深い大会になることは間違いなく、また一方で、美濃手すき和紙をはじめ、本美濃紙、美濃機械すき和紙の3つ美濃和紙にとっても、その優れた技術や美しさ、すばらしさを世界にアピールする絶好の機会であります。この大会を契機とし、美濃和紙産業の振興や美濃和紙を取り巻く地域全体の活性化が図られればと願うばかりであります。

そこで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う美濃市の活性化の取組はどのようなかについてお尋ねをいたします。

次に、市観光協会の法人化についてお尋ねをいたします。

これまでに市の観光振興事業といたしましては、うだつの上がる町並みでの電線類地中化事業や修景事業、美濃和紙あかりアート館の整備、古田行三邸の整備、美濃和紙里会館のリニューアル、美濃橋の修復などハード事業が中心に行われてきました。

また、平成26年11月には、本美濃紙がユネスコ無形文化遺産に登録されたことから、さらに美濃和紙の価値が高まり、国内外から高い評価を受けることとなり、多くの方々が美濃和紙に興味を持たれることとなりました。

そこで、市では、美濃和紙伝承千年プロジェクトを立ち上げ、美濃和紙を中心にした観光をテーマとした様々な取組を行ってこられました。武藤市長は常々から立ち寄り型観光から滞在型・体験型観光へシフトすると発言されており、これまで古民家ホテルのオープンや道の駅の隣接地のホテル整備など、宿泊施設の整備を着々と進めてこられました。

私は、ハード事業につきましては一定の整備は実現されてきたと認識しております。今後はさらなる観光振興を図るためには、やはりハード事業とソフト事業が一体となった観光施策を進めていかなければならないと考えております。そうした中で、今回、市観光協会が法人化するとお伺いしました。

そこで、市観光協会の法人化に対する思いと、今後の観光事業の推進施策はどのようなかについてお尋ねをいたします。

最後に、4つ目の項目であります安全・安心な生活基盤の充実につながる取組についてお伺いをいたします。

まずは地域防災力の強化についてお尋ねをいたします。

近年、地球温暖化が原因と考えられる異常気象が世界各地で頻発しております。過去には経験をしたことがないような規模の豪雨や季節外れの台風の上陸、観測史上最高気温が各地で観測されるなど、異常気象と呼ばれる現象が度々発生し、日本各地で土砂災害や洪水災害などの大災害が発生しております。

平成30年7月の西日本豪雨災害では、西日本を中心に各地域で記録的な大雨となり、大規模な浸水害、土砂災害が発生し、多くの方が犠牲となられた甚大な災害となりました。

なお、当市においては、初めてとなる大雨特別警報や時間雨量100ミリを超える記録的短時間大雨情報が発令され、3日間にわたり避難勧告、避難指示等の避難情報が出されました。また、河川の氾濫により市内各地区で家屋への浸水や道路が通行規制され、曾代地内の国道156号線では山崩れにより通行止めとなりました。

また、記憶に新しいところでは、今年の台風15号、19号により関東甲信越、東北地方では非常に激しい豪雨により、河川が氾濫、決壊し、広範囲にわたり家屋の倒壊や流出、土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。こうした災害の発生により、各地域では安心して生活をするのができない状況にあります。市民も自ら危機感を持ち、行動を起こす必要があるのではないかと考えます。

そこで、多発する自然災害に備えるため、地域防災力の強化はどのようなことについてお尋ねをいたします。

次に、最後になりますが、学校給食センターの建設についてお尋ねをいたします。

老朽化が進んでいる学校給食センターにつきましては、これまでも市議会といたしましては、早期の新たな学校給食センター整備を要望してまいりました。なお、市議会市政クラブにおいては、平成30年3月議会では建設の見通しを、令和元年6月議会では進捗状況と今後の計画について質問を行わせていただきました。武藤市長は、学校給食センターの整備は最優先課題であるとし、候補地の確保が一番の課題とし、令和元年度内には候補地を決定していきたいと答弁がされました。

そうした中、市長は、令和2年度の施政方針の中で、老朽化が著しく学校給食の安定した提供が困難になりつつある学校給食センターについて、新年度から新たな給食センターの建設に向けて取り組んでいくと明言されました。

新年度予算に設計費を計上されたことは、建設に向けて一歩進んだものであり、市議会としましても大変喜ばしいことでもあります。しかしながら、既存の学校給食センターの老朽化は日に日に進んでおり、市内の小・中学校の児童・生徒に安全な学校給食を安定して提供していくためには、一刻も早い新たな給食センターを稼働させることが重要ではないかと考えております。

そこで、学校給食センターの建設に向けた進捗状況と、今後の計画はどのようなことについてお尋ねをいたします。

市政全般について、第6次総合計画の策定と来年度予算の重点テーマを中心に4項目について質問をさせていただきました。それぞれ前向きな御答弁をよろしくお願ひいたします。

なお、先般、市政クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、3月5日に市長に対し申入れ書を提出させていただきました。状況は日々刻々と変わる状況ではありますが、情報収集に努められるとともに、適切な体制づくりや対応が行われますことをお願い申し上げます。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

ただいま市政クラブの代表として太田議員から大きく4つの項目の御質問がございました。順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の笑顔あふれる元気な美濃市の実現を目指したまちづくりに向けて、第6次総合計画がどのように進んでいるかということでございました。

市では、令和3年度からスタートをいたします美濃市第6次総合計画を令和2年度末までに策定することとして進めております。今年度は美濃市第6次総合計画の策定に向け、市が総合的に行政として進めていかなければならない課題について、特に市民生活に大きく影響すると思われる教育、福祉、健康、防災・防犯、産業など8つの施策の分野において、市民による考える会を設置して進めております。

なお、考える会においてお願いをしているテーマは、それぞれの分野におきまして、美濃市の10年後、20年後の姿としてどんな美濃市が望ましいか、どのようになってほしいか、こういった観点で考えていただいております。それぞれ考える会におきましては、4回程度議論を頂いている状況であります。今後、それぞれの分野において、特に重点的に取り組むべき課題、行政、市民、地域が課題解決のために取り組むべきことなどの提案を頂くこととなっております。

また、考える会の提案のほか、現在行っております市民へのアンケート調査、個別インタビュー、中学生、高校生への意見聴取などの実施結果も含めて、来年度当初から総合計画庁内策定委員会において計画案の策定を進めていくこととしております。併せまして、市総合計画審議会において審議いただくとともに、パブリックコメントも進めていくこととしております。また、市議会の総合計画・地方創生特別委員会においても御協議いただく予定でございます。なお、基本構想につきましては、12月議会の上程を目指して進めてまいります。

続いて、2つ目の項目であります元気を継続し健康増進につながる取組についての1点目の質問、健康年齢の向上の取組の中で、国保ドックの目的や事業内容はどうかということについてお答えをします。

市では「自分の健康は自分で守り、つくる」をスローガンに、多くの人がいつまでも現役でいられることを目指し、市民が笑顔で生きがいを持って安全で安心して暮らすことができる健康長寿社会を形成するため、健康年齢の向上を目指しています。

新規事業として提案をさせていただきました国保ドック助成事業は、美濃市の国民健康保険に加入されている50歳、55歳、60歳、63歳、66歳、69歳、72歳の方を対象に、美濃病院の実施する人間ドックを受診された場合に2万5,000円のうち2万円を助成する制度を創設するものでございます。

この制度の導入目的は、保険者40歳以上の加入者全員でございますが、特定健診を実施することが義務化されています。美濃市の特定健診の受診率は29.1%であり、県内ではワースト2位となっており非常に低い状況にあります。そのために受診率を向上させるということ

が目的でございます。

また、受診率の向上によっては国の財政支援が増えると、こういった利点もございます。したがって、受診率の向上は急務でございます。県の平均値は39.6%であります、これを上回ることを目標に進めてまいりたいというふうに思っています。

そこで、国保ドック助成事業の創設により、受診率の底上げを図るとともに、より多くの方に検査結果に基づいた生活習慣の見直し、病気の早期発見・早期治療、健康維持・健康増進への意識を高め、健康年齢向上へつなげることを期待しているものでございます。

次に、健康年齢の関係の2点目でございます市民わくわくふれあいセンターの開設における管理・運営方法、またネーミングライツについてお答えをいたします。

センターの建設工事は令和元年6月に着工し、全面的な供用開始は令和2年度中を目指しております。詳細ははっきり分かりませんが、恐らく2月から3月だと思っておりますけれども、ただ保健センターにつきましては、令和2年10月頃に移転をして業務を行っていくと、こういう予定でございます。

また、施設の管理でございますが、条例で管理運営を定めることとなっておりますが、時期につきましては、建物の進捗状況に合わせて対応していきたいと考えています。また、運営方法につきましては、法に基づき指定管理者制度を導入する予定でございますが、本格的な供用開始までの期間は保健センターが管理運営をしていくこととしています。

次に、ネーミングライツの状況でございますが、令和元年11月にネーミングライツ・パートナー募集要項を制定し、12月から今年の2月まで募集をしたところであります。現在1者の応募がございましたので、今後は選定委員会により経営状況や命名権料、愛称の親しみやすさなどの審査を行い、ネーミングライツ・パートナーとして適否の審査を行ってまいりたいと思っております。

続いて、3項目めの魅力の発信、地域の活性化につながる取組についての1点目の質問、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う美濃市活性化の取組についてどのようなことについてお答えをします。

美濃市では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、ユネスコ無形文化遺産に登録される本美濃紙をはじめ、美濃和紙の情報発信とPRに努めてまいりました。大会組織委員会に対しては、入賞者に贈る表彰状や大会記念品グッズなど美濃和紙が使ってもらえないかと提案し、結果、岐阜県をはじめ関係各位の御尽力により、表彰状に美濃手すき和紙が採用されることに決まりました。併せて大会関係者への伝統工芸品の贈呈では、本美濃紙製の扇子が選ばれたところでございます。

表彰状につきましては、間もなく納品ができるものと伺っており、約1万8,000枚の製作に当たられた手すき和紙職人の皆様の御努力に改めて敬意と感謝を表すものでございます。

市では引き続き県と連携いたしまして、国内外に美濃和紙の情報発信とPRを行い、販路拡大など和紙産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

また、芸術文化と美濃和紙のコラボレーションとして、オリンピック・パラリンピックの

文化プログラムとして、美濃和紙を用いた作品展を東京と美濃市で開催することとしています。このプログラムには、市内のちぎり絵や和紙花などの創作活動を行う市民団体のほか、美濃・紙の芸術村事業に参加をした国内外22か国42名のアーティストへの協力を得て、7月、8月には東京の豊川稲荷東京別院と小津和紙ギャラリーで、9月からは美濃和紙の里会館でそれぞれ作品を展示することとします。

このほか8月13日にはパラリンピックの聖火フェスティバルとして、美濃手すき和紙の家旧古田行三郎の原料を煮る煮熟窯から聖火となる炎を取り、県内のほかの市町村の聖火と合わせて一つにし、開催都市である東京に送り届けるということになっております。

このように東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした美濃和紙に関する様々な取組を進めることで、魅力の発信や地域の活性を図ってまいりたいと考えています。

なお、現在、NHK大河ドラマに関連した様々な和紙関連グッズが市内でも開発、販売されておりますが、市民をはじめ市内企業の皆様には、オリンピック・パラリンピックに向けて新商品の開発やさらなる販路拡大など、様々な形で積極的に関わっていただければと考えております。何とぞ御理解と御協力をお願いしたいと思います。

次に、観光協会の法人化に伴い、今後の観光事業の推進施策はどのようなかについてお答えします。

観光施策を推進していくためには、行政と民間が一体となり、さらに多くの市民の方々にも参加していただいで進めていく必要があると考えております。なぜならば、美濃市を観光地として観光客に選んでいただかなければならないこと、観光産業は非常に裾野が広く、経済波及効果が大きいからであります。

今回、美濃市観光協会は、今年4月1日から一般社団法人となることが決定され、新たに出発をされることとなりました。観光施策を推進していく上で、民間の中心的な役割を担う組織としてより強化されたことは、市としましても心強く、大変喜ばしいというふうに思っています。

そこで、今後の推進施策でありますけれども、次のように進めることとしております。

具体的には、地域が稼ぐ力の向上と誇りの醸成と受入れ体制の充実を2つの目標とします。地域が稼ぐ力の向上では、3つの世界遺産や多くの地域資源を活用した観光産業の推進による地域経済の活性化を目指し、誇りの醸成と受入れ体制の充実では、観光客ファースト、おもてなしの心をみんなで醸成していくまちづくりに取り組みたいと考えています。

その基本戦略といたしまして、次の4つに取り組むこととしております。

1つ目は、多彩な観光プランの構築として、観光資源の発掘、体験・滞在型観光などを進めてまいります。

2つ目は、情報発信力の強化として、メディアや旅行会社との商談会、ウェブサイトやSNSを活用した情報発信強化や顧客ニーズに基づくセールス活動に取り組んでまいります。

3つ目は、受入れ環境の整備として、体験プログラムを造成するなど滞在時間の延長と観光消費の拡大につなげてまいります。

4つ目は、おもてなし体制の推進としまして、市民の皆様が美濃和紙やうだつの上がる町並みなど地域資源のすばらしさを再認識し、観光客に満足していただけるようおもてなしをよりよくしていくことに取り組みたいと思っています。

こうした基本戦略の推進は、それぞれ役割分担し、主に市では企画立案や分析、広域観光の推進など、観光協会では体験プログラムの開発やボランティアによる観光案内の充実に加え、誘客施策を行い、美濃市全体の観光施策を推進していきたいと考えています。

続きまして、最後の4つ目の項目であります。

安全・安心な生活基盤の充実につながる取組についての1点目の質問であります、多発する自然災害に備えるための地域防災力の強化はどのようなかについてお答えをします。

近年、異常気象により全国では未曾有の大災害が発生し、各地域では深刻な被害とともに多くの方が犠牲になられておられます。

美濃市においても、気象状況に応じて避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示を発令し、早めの避難を呼びかけておりますけれども、実際に避難行動を取られた住民の方々は、非常に少ない状況にあります。これは過去に発生した自然災害の状況から、避難の必要がないと安心しておみえになる方が多いように推察されます。

なお、近年の異常気象は過去に類を見ない規模のものが多く、今までの経験による対応では命を守ることができなくなる可能性が十分にあります。市としましては、正しい情報をいかに市民の方に知っていただくか。また、市が発信する情報によって早めの避難行動を取っていただけるのかを徹底する必要があると考えております。

そのため、今年の出水期前までに、時期的には5月から6月の上旬と思っておりますけれども、それまでの間に全世帯を対象とした洪水・土砂災害ハザードマップ説明会を開催し、現在自分の住んでいるところがどういった場所なのか。例えば土砂災害のレッドゾーンの区域なのか、あるいはイエローゾーンの区域なのか、そうではないのか。また、洪水時の浸水区域の中にあるのかないのか、こういったことを認識いただき、避難の必要性と防災意識の向上を図ることにより、自分の命は自分で守る行動につなげていきたいと考えております。

また、新たな事業として、地域防災力の向上を図るためモデル地区を選定し、地域内において住民同士が助け合い、地域全体を守っていくための防災力の向上を図る取組を計画しています。このほか市内の防災士の方から地域防災活動に対する協力の申出がありましたので、連携し、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食センターの建設に向けた進捗状況と今後の計画についてはどのようなかについてお答えをします。

新たな学校給食センターの建設につきましては、これまで学校給食センター建設調査委員会において、建設候補地や施設整備の概要について調査・研究してまいりました。建設用地につきましては、平成31年4月末で閉所した前野地区の旧岐阜県産業技術センター紙業部跡地を建設予定地として選定をしたところであります。

選定の理由としては、給食の配送時間がおおむね現状と同一時間であること、水道及び下

水道が予定地内まで整備をされていること、一団の既存宅地で効率的なセンター建設が可能であることなどでございます。

施設の計画の概要は、施設の延べ面積は1,500平米程度、調理能力は1日当たり1,600食程度、学校給食衛生管理基準に基づいたドライシステムの導入、食物アレルギー対策として除去食や代替食の調理が可能な専用調理室の整備を計画しております。詳細は令和2年度に行います実施設計の中で決定をしております。

進捗状況でございますが、2月上旬に建設予定地の前野地区の住民の方々を対象に説明会を開催いたしましたところであります。2月中旬には学校給食センターの最も重要となる厨房機器システムを導入する厨房機器業者の選定を公募型プロポーザルにより募集し、4者から応募がありましたので、現在審査を進めているところであります。

また、本年度末までには厨房機器業者及び設計業者の選定を終える予定でございますが、今後、設計、用地取得につきましては令和2年度、整備は令和3年度から建設に着手し、令和4年度中の完成を予定しているところであります。

また、先般、市政クラブから新型コロナに対しますいろんな要望を頂いておりますので、これにつきましては、日々情報が変わっておりますので一概に申し上げられませんが、市内の方々の生活基盤の充実ということで積極的に対応してまいりたいと考えています。

〔11番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 11番 太田照彦君。

○11番（太田照彦君） ただいま市長から施政方針と令和2年度当初予算、未来につながる美濃市づくり予算のお考えにつきまして、詳細にわたり大変前向きな御答弁を頂きました。

厳しい財政状況の中で困難な課題も多いかと思いますが、引き続き全力で市民の生活向上のため、笑顔あふれる元気な美濃市の実現に向けて御努力されますことと、それに加え、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策にも万全を期されるようお願いをいたしまして、市政クラブ代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般質問に入ります。

4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） 皆さん、おはようございます。

議長に発言のお許しいただきましたので、私は一般質問、まず一般質問に入る前に、今回の新型コロナウイルスの感染拡大を懸念される今日この頃でございますが、一日でも早い終息を願うよう、今回の発言通告書に従い一般質問を行わせていただきます。

一般質問、大規模事業による財政の影響についてを総務部長に一括質問にてお伺いをいた

します。

現在、美濃市内の旧美濃病院跡地には、（仮称）市民わくわくふれあいセンターが令和2年度中の完成を目指し工事が進んでおります。この施設は、平成26年3月に（仮称）市民わくわくふれあいセンターを考える会というものが立ち上がり、その年の10月までの8か月間を使い、幾度かの審議を行い提言書が提出されました。

その議事録を見せていただきますと、当初はまず老朽化した施設、図書館、グリーンプラザ小倉山、老人福祉センター、保健センター、福祉会館、中央公民館、児童センター、こんなところを現地視察して委員がそれぞれの新施設に希望する機能を出し合いました。そのほかにもまだまだ希望がありまして、飲食・喫茶・売店、浴室、スポーツジム、お祭り広場、観光案内所等いろいろと提案がされて、事務局からは老朽化した施設を全て含み、委員の提案を全て実現する建物にするならば、5階や6階ぐらいの建物は必要だろうと、こんなような説明をされました。

市民わくわくふれあいセンターを考える会は、委員の希望は希望として全て聞き入れて、幾度かの話合いの中から集計結果をまとめ、10月に提言書を提出する運びになりました。提言書には施設整備の基本的な考え方として、次世代の負担にならないよう、将来の人口、財政状況を確認に見据えた上での計画をすること。次に、費用対効果を考えて極力無駄を省いて機能的な施設にすること。既存の建物のうち補修することで、まだまだ二、三十年は使用可能なものは利用していくこと。そして、利用者や住民の意見を十分に聞き入れて情報公開に配慮して検討を進めること、このようにありました。そして次の審議委員会、幾度かの審議委員会があったかと思えますけれども、申し送られることになりました。これが第1回目の考える会の議事録です。これがやはり私は市民の声だなあと、こういうふうに思っております。本当にいいことを言ってみえと思いました。

特に次世代の負担にならないよう、将来の人口、財政状況を確認に見据えた上で計画すること、費用対効果を考えて極力無駄を省いた機能的な施設にすること、私もこのとおりでと思います。そして幾つかの審議会を経て、最終的には、事務室、多目的ホール、会議室、老人福祉センター、保健センター、児童センターと、こういうふうになりました。

総工費が約15億円の市民わくわくふれあいセンターです。完成の暁には、それぞれのエリアは全て新築ですので、すばらしいものだと思います。しかしながら、今までの1戸建てと比べますとそれぞれのエリアは狭くなりますので、当面は利用者のモラルが必要な時期はあると思います。そして市民は市民の財産と思い、丁寧、上手に使用したいという気持ちは当然のことだと思います。

この市民わくわくふれあいセンターの中には、300人収容の多目的ホールが含まれております。この多目的ホールができるのに、令和2年度の予算の中に文化会館の音響・電気設備に2,400万の予算計上がしてあります。早速私は担当課へ行き確認しますと、双方の防音効果に違いがあるそうです。収容人数の違いだけではなく、利用目的による使い分けの認識が必要だということでした。

例えば厳密な音楽鑑賞は文化会館、そして、それ以外の集まりなどはふれあい会館の300人ホールを使ったらどうだと、こういうことでした。

そして、継続して進められていますのは美濃橋復旧事業でございます。5期計画で令和2年度が最終期になります。文化財復旧事業ということで非常に時間がかかっております。総額約6億円の美濃橋復旧事業に伴い、これは完成の暁を見る中で、同時に進んでおります旧牧谷街道沿いの公園、案内看板等の整備、この事業に予算が織り込まれております。旧牧谷街道整備関係はまだ始まったばかりでこれから費用はかさんでいくことは予想されます。

昨年度の予算になりますが、間もなく須田万右衛門邸が古民家ホテルとしてオープンをします。そして今進められておりますのが、美濃インター周辺の4車線化でございます。そして念願だった新大矢田トンネルも掘削着工をいたしております。

4車線化及び大矢田トンネルは国及び県の事業ですが、この事業周辺の工事に市からの負担金が必要だと聞いております。わくわくふれあいセンター建設費に地方債を利用することで、集約される施設の既存の建物は5年以内での取壊しが義務づけられています。保健センターはわくわくふれあいセンターの建築時に解体されますが、残る4施設、特に老人福祉センター、児童センター、青少年ホームは鉄筋コンクリート造りの非常にしっかりしたもので、解体に高額な費用が予想されます。

そして、市民プールは今年度は予算から外されて見送られていますが、費用対効果から見た場合、評価はできますが、今年1年をしっかりと使って、今後の方針を決める時期にしたいということに思っています。

そして、市民わくわくふれあいセンターは、一大プロジェクトなんです。私どもが何年か越しで楽しみにしておりました一大プロジェクトなんです。しかしながら、それが完成する前に、既に学校給食センターの建築のお話が出てきておるんですね。それぞれの事業に対し、担当課に行き説明を受けると、これはやはり必要性は理解はできますけれども、昨今、地球温暖化の影響で、そしてスーパー台風や集中豪雨による被害が増えていますし、地震も忘れてはいけない時期だというふうに私は思っています。そして、新型コロナウイルスの感染で全くこの先行きが見えません。施設が新しくなるのは市民として大歓迎ですが、この時期は少しやはり蓄えも必要じゃないかというふうに私は思います。

わくわくふれあいセンターの提言書にあるように、次世代の負担にならないよう、将来の人口、財政状況を確実に見据えた上で計画する。費用対効果を考えて極力無駄を省いた機能的な施設にすること、私はこの言葉がどうしても脳裏から離れません。

ここで、総務部長にお尋ねをいたします。

市民わくわくふれあいセンターをはじめ、美濃橋、大きな事業が複数同時に計画されていますが、私は財政的な影響が心配です。このあたりはいかがでしょうか、よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） （仮称）市民わくわくふれあいセンター建設事業など、大規模事

業による財政の影響についてはどのようにについてお答えいたします。

直近の平成30年度末決算における市の財政状況のうち、市債残高は一般会計では65億7,800万円、下水道など特別会計では78億700万円、病院など企業会計では48億2,200万円となり、市全体の市債残高は192億700万円となっています。過去の市債残高のピークは平成15年度末決算で317億円でありました。

一方、全会計の基金残高については、市債残高のピーク時である平成15年度末決算で36億2,000万円でしたが、平成30年度末決算では53億1,000万円となっています。また、平成30年度末の一般会計の市債残高65億7,800万円のうち、約7割に当たる46億7,000万円は臨時財政対策債の借入残高であります。

臨時財政対策債とは、普通交付税に代えて国と地方が折半して財源不足額を補填する措置であり、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を普通交付税の基準財政需要額に算入する、つまり全額が後年度にわたって普通交付税措置され、地方団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置されているものでございます。

ここ5年間の大型公共施設整備については、市道などの社会資本道路整備、旧の美濃橋修復、穴洞橋、立花橋など橋梁長寿命化修繕、美濃小学校大規模改造、小・中学校空調設置事業、美濃病院増築事業など、これらの事業に伴う市債については普通交付税措置のある有利な起債を活用し、多くの事業に取り組んでおります。

さらに老朽化した公共施設をはじめ、大規模な建設事業に伴う財政需要に備えるため、基金の積み増しを行っているところであります。例えば平成24年度には市民わくわくふれあい施設整備基金を造成し、平成30年度末までに9億8,000万円の積立てを行ってまいりました。

(仮称)市民わくわくふれあいセンター建設事業については、普通交付税措置のある有利な公共施設等適正管理推進事業債を活用しつつも、併せて今年度と来年度に基金の取崩しを活用し、起債額の抑制に努めながら事業を推進しております。

また、平成27年度には公共施設整備改修等基金を造成し、令和元年度末では約7億5,000万円となる見込みであります。その基金を活用して本庁舎施設改修事業などを行ってまいりました。

ほかには、美濃病院増築事業は病院事業債と内部留保資金、美濃橋修復事業は、平成27年度に創設された補助率55%の大規模修繕・更新事業費補助金と公共事業等債、美濃小学校大規模改造は、補助率3分の1の学校環境改善交付金と補正予算債などを利用してまいりました。

市の財政運営につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率のうち、平成30年度決算における健全化判断比率については、実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため数値は出ておりませんし、実質公債費比率は10.4%であり、国が示す財政の健全化を図るべき基準である早期健全化基準の25%を下回っております。将来負担比率についても27.5%であり、国が示す財政の健全化を図るべき基準である早期健全化基準の

350%を大きく下回っております。

ただ、県内他市と比べますと高い比率にありますので、これ以上悪化させないよう、従来どおり国の補助金、交付金等を積極的に活用するとともに、有利な起債を活用していく財政方針を堅持し、今後も引き続き将来の市財政への負担が過度とならない、持続可能で健全な財政運営の維持に努めてまいります。

[4番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） 大変理解はできました。来年度完成しますわくわくふれあいセンターに関しましては、市民をはじめ、私もそうですけれども、大切に使用していきたいなど、こんなような実感が大きく湧きました。

しかしながら、高度成長期から半世紀たちますと、やはり幾つかの施設が建て替えの時期になるんだろうと思います。その時期が今現在私は来ているんだろうと、こういうふうに思っています。その中で、やはりこれから次世代、半世紀先を見ながら、その中でその時期その時期の人たちが一度に事業を進める中で、それぞれによく考えてある建物だなあというような実感を持っていただけるように一つ一つを吟味しながら建てていただきたいと、こういうふうに思うところでございます。

そして、やはり今の財政のお話を聞きながら、市民はまだまだ体育館が欲しいとか、まだそういう声が聞こえてきています。立派な体育館が欲しいとなんていうことを言っておりますけれども、またそんなところも重々考えていながら市政を安全に進めていただければと、こういうふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 次に、7番 古田秀文君より、一般質問に先立ち資料の配付依頼がありましたので、これを許します。お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） おはようございます。

議長に発言のお許しを頂きましたので、私は一般質問、学校におけるICT教育について、教育長にお伺いをいたします。

社会の情報化が現在急速に進展しておりまして、今後もさらなる情報コミュニケーション技術、いわゆるICTの発展が予想される中、学校においてもコンピュータやインターネットなどのICTが多様な学習の手段として活用されるようになってきております。

本市においては、授業におけるICT活用がなかなか進まない状況でありましたが、本年度総予算1億4,500万円をかけて、小・中学校の全ての普通教室に電子黒板67台を設置し、教師用タブレットが90台導入をされ、学校のICT教育環境が充実されました。

また、本年度の3月補正予算では、国の令和元年度補正予算「安全と成長の未来を拓く総合経済対策」を活用して学校のICT教育環境の充実を図るとして、小・中学校の校内LAN環境を更新する、いわゆる小中学校校内通信ネットワーク整備費として9,098万3,000円が計上をされました。

そこで1点目、小中学校校内通信ネットワーク整備はどのような内容なのか、お伺いをいたします。

○議長（古田 豊君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） おはようございます。

ただいまの古田議員からの御質問の1点目、小中学校校内通信ネットワーク整備はどのようなかについてお答えをいたします。

国は、昨年12月の令和元年度補正予算「安全と成長の未来を拓く総合経済対策」の中で、Society5.0次代を担う人材投資、子育てしやすい生活環境の整備としまして、児童・生徒に1人1台のパソコン端末及び高速大容量ネットワーク環境等を一体的に整備していくことを決定し、文部科学省のGIGAスクール構想においては、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、また自治体間の格差も大きいため、全国一律のICT環境整備が急務であるとし、令和5年度までに小・中学校の児童・生徒に1人1台のパソコン端末を整備していくこととしております。

このため、パソコン端末整備に対する補助のほか、1人1台のパソコン端末を使用できる環境として、高速大容量ネットワーク環境等を令和2年度までに整備する場合は、整備費の2分の1を補助するとしております。

本市におきましては、既存の校内LAN環境は整備から15年が経過し、高速大容量通信に対応できなくなることが予想されるため、国の補助金を活用しまして、児童・生徒に1人1台のパソコン端末を前提とした高速大容量通信に対応した校内LAN環境等を整備することとし、3月議会に小中学校校内通信ネットワーク整備として補正予算を計上させていただきました。

具体的な整備内容といたしましては、LAN回線を高速大容量の通信に対応した回線等に更新し、また1人1台のパソコン端末環境を見据え、普通教室にパソコン端末を保管及び充電ができる電源キャビネットを設置してまいります。

なお、児童・生徒用のパソコン端末の整備につきましては、国は令和4年度までに3人に1台の環境を、令和5年度までに1人1台のパソコン端末を整備することとしておりますので、現在、その整備計画につきまして検討を加えているところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 了解いたしました。

今回の小中学校校内通信ネットワーク整備によって、児童・生徒一人一人が1人1台のパソコンの実現を見据えたということで、このICT教育環境がさらに充実していくことは本当に素晴らしいことだと私は思っております。

これを契機に学校教育において積極的にICTを活用して、児童・生徒が情報社会に主体的に対応できる、いわゆる情報活用能力とか、考える力を身につける授業が行えることを心から願っております。

しかし、大切なのはこれからだと思うわけなんですね。環境整備がしっかりと整った上で、この整備されたICT機器等をこれから十分に活用して、そして将来を担う子供たちの教育に生かされていくということが重要だと思っております。

そこで、2点目をお伺いします。

本年度導入した電子黒板及び教師用のタブレットの活用は、現在、どのように行われているのかを伺います。

○議長（古田 豊君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 本年度導入いたしました電子黒板及び教師用タブレットはどのように活用されているかについてお答えをいたします。

電子黒板等が配置され半年ほどたちますが、ある教師は、機器の導入により子供たちが一段と生き生きして授業に向かうようになったと感想を述べております。まず全ての普通教室に電子黒板が入ったことにより、必要なときにいつでも使えるようになりました。それまでは、いつ、どのクラスが使用するのか調整する必要があったり、機器、もしくは児童・生徒の移動が必要であったりしましたが、これらをしなくてよいことになりましたので、活用の頻度は格段に増えました。

それでは、具体的な活用について御紹介を申し上げます。

まず電子黒板におきましては、デジタル教科書やデジタル教材の活用が大変有効です。例えば算数において使用しているデジタル教科書では、円の面積や円周率、分数の考え方や計算の方法など、多くの児童が抵抗感を感じやすい学習においても、動きのあるアニメーションや図、表などを効果的に使うことにより、視覚的・感覚的にイメージしやすくなるよう工夫をされております。このことにより、分かったという児童の理解につながっていております。

また、タブレットが導入されたことも大きく授業を変えております。教師は、児童が考えた計算式をタブレットで写真に撮り電子黒板に映します。児童は、その画面に書き込みを加えながら説明したり、他の児童に意見を求めたりしながら、自分の考えをより確かなものにしていくことができるようになっております。このような電子黒板を活用しての意見交流は、学級全体で考えを深めることにもつながっています。

電子黒板では複数の考え方を同時に画面に映すことができますので、個人やグループの考えを画面上に並べて比較し話し合うことができます。これは国語や道徳など、考えを交流し合う学習において大変有効な方法です。ノートに書いたことをもう一度黒板に書き写していたときと比べると授業が大変効率的になり、その分、討論や演習に時間をかけられるようになっております。

また、体育の学習では、児童はタブレットで撮った自分の動きを確かめ、直すとよいところを視覚的に捉え改善していくという学習を仕組むことができるようになっております。ほかにもWi-Fi環境も整えましたので、必要な映像やNHK教育テレビなどの番組も授業に生かしております。

電子黒板とタブレットが配置されてからまだ半年ですが、教師も児童・生徒も積極的に活用し、利用の仕方を工夫しながら授業改善に努めております。

[7番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） ありがとうございます。

今、活用内容を本当に詳しく伺いまして、子供たちが本当に充実した授業を受けているなということがよく分かりました。本当にありがたいなと思っております。

今後、様々な活用方法とかデジタル教材がまだまだ必要となってきます。それが予測される中で、学校や教員のICT活用能力というものがより必要になってくるのではないかなと私は思います。

ICT活用の場面や方法は、先ほどいろんな授業のお話を頂きましたけど、本当に多様な場面でこれから出てきます。身近にある機器、ソフトウェアやそういう素材を使って簡単にできる活用のコツとかノウハウを先生方がつかんでいくということは大変大切なことだと思います。慣れることでICT活用指導力が格段に高まります。利用のきっかけを与えて、ICT活用のよさへの教員の気づきを生むことが極めて重要であると思います。

また、ICT活用に伴う準備、これは大変だという話を聞いております。この準備等の負担を少しでも軽減すること、これも非常に重要であります。また、授業におけるICT活用を進めるためには、教員の方が困ったときにすぐに相談ができ、また安心して指導に当たることのできる環境づくりも必要だと思います。まさに、今、教員のICT活用力や指導力の向上が大きな課題となっていると思います。

そこで、3点目をお伺いします。

ICT活用における教員の指導力向上のための取組はどのようなのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 3点目の御質問、ICT活用における教員の指導力の向上のための取組はどのようなかについてお答えを申し上げます。

本年度は導入した機器を教員が使いこなすことができるようにすること。そして、来年度から小学校で実施するプログラミング教育の内容と方法を学ぶこと。この2点を中心に教員の指導力向上に努めてまいりました。

中心となって推し進める組織といたしまして、ICT活用プロジェクト委員会を立ち上げました。この委員会には各校からICT教育をリードできる人材を集め、今後の美濃市のICT教育の方向性を議論するとともに、教員のICT活用能力の向上に必要なことを明らかにするなどのことに取り組んでまいりました。

また、委員自身の研修として、配備する電子黒板やタブレットの機能につきまして、業者より詳しく説明を受ける機会を設けたり、県教育委員会よりプログラミング教育の講師を招いた研修会を実施したりして、ICT教育の知識、そして技術の向上を図ってまいりました。

各学校におきましては、本年度導入いたしました電子黒板とタブレットを教師が十分生かすことができるよう、学校ごとに納入していただいた業者による全職員を対象にした活用研修会を実施いたしました。さらに、各学校ではICT活用プロジェクト委員が中心となったり、専門家を招いたりして、それぞれ学校の実態に応じた研修を進めてきました。このような研修会に加え、教師が日々の使用目的に合わせ教え合ったり、工夫したりして活用の仕方を向上させてきました。

その他、教育研究所におきましても、昨年度に引き続きプログラミング教育の講座を設けていること、県教育委員会が主催するプログラミング教育指導者養成講座に教員を参加させるなどの対応もしてまいりました。

来年度は本年度のICT活用プロジェクト委員会による取組や教育研究所の講座を引き続き実施し、指導力のさらなる向上を図っていきたいと考えております。また、今年度、県教育委員会が実施したプログラミング教育指導者養成講座に参加した教員をICT活用推進委員として美濃市のICT教育のリーダーとして活動させたいと考えております。

さらに、美濃市教育委員会が令和元年度から2年間、研究校として指定しております中有知小学校のICTに関わる実践を市内の各小・中学校に広めてまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） ありがとうございます。

本当に各種取組を行ってみることがよく分かりました。今、御答弁いただきました授業でのICT活用についての教員の研修ということは、本当に当然、これからもどんどんと必要になってくるわけであります。

国が毎年度実施しております学校における情報化に関する実態調査等というのがありまして、そこでは、授業におけるICT活用をサポートしてくれる人材が必要であるとの回答が小・中学校とも非常に多い結果となっていました。

現在、国はまだ調査・研究を行っているという段階ではありますが、今後、こうしたニーズに対応するとともに、小・中学校におけるプログラミング学習の開始などを踏まえると、自治体の単独事業としてではなく、学校における外部のICT人材の制度を早急に確立することは、国としての責務ではないかなというふうに私は思います。

こんな調査結果があります。これは平成18年度に文部科学省が実施しました「地域・学校の特色等を活かしたICT環境活用先進事例に関する調査研究」において、学校のICT化のサポート体制の整備の必要性を浮き彫りにする結果が出ています。

例えば授業におけるICT活用が進まない理由について、ICT活用をサポートしてくれる人材がないとの回答が、小・中学校共にほぼ7割に達しておりました。また、授業におけるICT活用の支援について、学校または地域単位で授業におけるICT活用を支援する専門家を確保し、派遣する体制を確立してもらいたいとの回答が同様に8割を超えていました。

こうしたニーズに対して、学校における外部のICT人材の活用状況はといいますと、平成19年度3月時点で、授業や研修支援のために外部人材を活用している学校は、小・中学校全体の2割にも満たないという結果が出ていました。ICT機器、ソフトウェア、また教材、その活用方法が、先ほど申しましたような多様化する中で、それらについて教員が常に最新の情報を入手して準備から設定、操作、そしてトラブル対応まで行うということは、本当に困難が伴うことがあります。

先ほどのアンケート調査でも、ICT活用が進まない理由として、授業でICTを活用するための準備に時間がかかり過ぎると回答している学校が小・中学校とも8割を超えておりまして、この授業でICTを活用したくても準備等に手が回らない状況も想定されます。簡単なサポートによっても、こういうことに対しては効果が期待をされるわけでありまして。

そこで、授業などにおけるICT活用を円滑に進める環境づくりとして、学校教育の情報化推進の実務的な支援をするICT支援員などの外部人材によるサポート体制が必要になってくると思います。

先ほど添付させていただきました資料を少し見ていただきますと、この流れが分かると思っておりますが、ICT支援員の機能と具体的な業務というのが上の図で示してあります。細かい具体的な業務も多々ありますが、主立ったものだけここに記載をさせていただきました。

また、その下の図にありますICT支援員に係る体制整備のイメージということで、一応頭に教育委員会が来まして、そして支援員、そしてその支援員が地域の美濃市内の各学校にそれぞれ行くということで、これを先進的にやっておりますところを聞きますと、1校に1人というんじゃなくて、例えば3校、4校、5校に1人の支援員を配置しまして、ローテーションをつくりながら上手に学校の支援に回っているという話も伺っております。

そこで、この支援員ですね。また、文部科学省、学校ICT化を進める中で、このICT支援員は不可欠な存在であるという考え方から、2018年から2022年の間に教育のICT化に向けた環境整備5か年計画、そこで2022年までに4校に1人のICT支援員配置を目標に地方財政措置を講じるとしておりました。

そこで、4点目に伺います。

このICT支援員などの外部人材の活用について、教育委員会としてはどのように考えてみえるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 御質問の4点目、ICT支援員などの外部人材の活用についてはどのようにについてお答えをいたします。

今後、児童・生徒用パソコン端末の整備がさらに進んでいくと、今まで以上にICTの様々な活用方法が必要になってまいります。ICTを活用した学習活動の充実には、教師のICT活用能力の向上が重要ですが、教師への過度な負担とならないようにしていかなければなりません。そのため、教師以外の外部人材を活用した学校のICT教育をサポートしていくICT支援員などの導入は必要であると考えております。

また、国のGIGAスクール構想では、日常的にICTを活用できる体制づくりが必要としておりますし、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画では、令和4年度までに4校に1人のICT支援員の配置を目標としております。

今後は国から示される教師の在り方や果たすべき役割、指導体制の在り方、ICT活用指導力の向上策や児童・生徒用のパソコン端末の整備状況などを踏まえて、ICT支援員などの導入に向けて検討していく考えでおります。

本格的なICTを活用した教育はこれからでございますが、ICT教育環境の整備につきましては、児童・生徒の力が最大限引き出せる環境となるよう、教育現場の声を十分に聞きながら、この美濃市の子供たちが次代の社会を担う人材となるよう努力してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） ありがとうございます。

最後にちょっと要望を述べさせていただきます。

文部科学省では、学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底についてという中で、専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援を上げています。

本当に現場の先生は大変な今業務を抱えてみえると思います。その上で、またこのような1人1台のパソコンという将来に向けて自分たちの技術等をまた勉強していかなきゃいけない、対応していかなければいけないということで、本当に大変な業務になってくると思います。校内にICT機器が増えることで操作の習得、ICTを活用した授業改善、また機器の設置準備等、本当に様々な業務が発生してきます。

現状、そうした業務は、実は多く教員の方が負担をしているわけでありまして。限られた時間の中で少しでも教師の負担を軽減して、教師一人一人の授業準備や教師の自己研さん等の時間を確保するとともに、意欲と高い専門性を持って、今まで以上に一人一人の児童・生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個々に応じた学習指導を実現するために、できるだけ早い時期に専門スタッフとしてのICT支援員などを配置して役割分担を明確化することを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を始めます。

次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 皆さん、こんにちは。

発言通告に従いまして、1点の一般質問を一問一答で行わせていただきます。

災害発生時等の情報共有について質問いたします。

近年、想定を超える大規模な地震、水害、風害が頻発しております。これらの大規模災害に対しまして、被災現場の正確な情報を関係する全ての方が共有し、的確な判断の下で適切に対応することが非常に重要でございます。

今日、情報通信技術の進歩により、被災現場の様々な情報をリアルタイムで収集し活用することが可能になってきております。市民の皆さんの安心を確保し、被害を最小限に食い止めるために、情報通信技術の利活用を積極的に進めるべきではないでしょうかと思っております。

内閣府が主導いたします戦略的イノベーション創造プログラムの一環として、基盤的防災情報流通ネットワークが2014年に開発され、今は防災科学技術研究所が運用を開始しております。災害時には、様々な組織や団体が同時並行的に活動しております。的確な災害対応のためには、状況認識の統一が不可欠であります。そのために必要なのが情報共有でございます。

この基盤的防災情報流通ネットワークは、多様な情報源から収集されました情報を利用しやすい形に変えて迅速に配信する機能を備えました、組織を超えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークであります。基盤的防災情報流通ネットワークの活用により、被害推定の情報やインフラ被災推定情報を地図上に表示させ、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められています。また、避難所の避難者数や道路の通行止めの箇所、そして給水拠点などを同じ地図上に表示することで、物資支援等の配布の巡回ルートを選定することができます。さらに災害廃棄物の収集においても、緊急集積所、集積拠点、そして一時保管所等の情報を同じ地図上に表示することで、スムーズな災害廃棄物の移動を可能にしております。

そこで1つ目としまして、災害時の被害を最小限に抑えるとともに的確な救援と迅速な復興を進めるために、基盤的防災情報流通ネットワークの情報を共有し、活用できるように美濃市の防災情報システムを改修すべきではないかと考えております。総務部長に御答弁をお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 災害発生時の情報共有についての御質問の1点目、防災情報システムを改修して、基盤的防災情報流通ネットワークの情報を共有し、活用できないかについてお答えいたします。

国主導で進められている基盤的防災情報流通ネットワークシステムとは、道路の通行止めや断水、停電等のインフラの被災状況、避難情報などを地図上に重ねて表示し、災害時の対応を迅速・的確に行うためのシステムであると思いますが、まだ岐阜県をはじめ県内市町村での導入実績はなく、データの取得・入力方法など詳細なシステム内容や導入に伴う費用など、現段階では不明であるため、早期の導入は難しいと考えています。なお、市民生活において必要な情報は分かりやすく提供していくことが重要であると考えていますので、同システムについて研究を進めてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 早期の導入は難しいとの答弁ですが、市民生活の安心・安全のためには、この基盤的防災情報流通ネットワークの研究をこれからも進めていただきたいと思います。

そこで、2つ目の質問に移ります。

災害発生時の情報を関係する全ての方が共有し、被害の防止、抑制を図るには、基盤的防災情報流通ネットワークに私たちの地域の情報をリアルタイムで迅速に伝達する体制の整備も重要であります。学校の体育館や公民館等の指定避難所での避難生活が長引いた場合、避難所の最新情報を伝達するには、平常時に運用している学校や公民館のホームページをクラウド化して、避難所等の電子情報を共有することも意義あるものと考えております。学校のホームページのクラウド化による情報共有は、新型コロナウイルスなどの感染症の発生状況を迅速に掌握し、流行防止の期待もできるのではないのでしょうかと思います。

また、地域で災害が発生した場合、地元の電気工事や上下水道、建設業の皆様は、いち早く被災現場に駆けつけていただいております。本当にありがたいことです。その災害時応援協定を結んでいる業界団体の皆様からの現場の情報は誠に正確であると、信頼性の高いものであると思っております。この被災現場からスマートフォンなどを活用すれば、災害時応援協定を結んでいる各種業界団体からの情報を共有することができるのではないかと考えられております。

そこで2つ目として、災害発生時において、被災現場や指定避難所となっている公共施設からの災害時の情報を迅速に収集し、リアルタイムで共有するための方法はどのようなかを総務部長にお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の2点目、災害発生時において、災害現場や指定避難所となっている公共施設からの災害情報を共有する方法はどのようなかについてお答えいたします。

災害発生時に一番重要なことは、正確な情報収集です。現在市においては、気象庁、国土交通省、県等から公的な情報を収集していますが、災害発生時には、自治会、消防団等からの情報や職員の見回りにより災害情報を収集しています。このほかにも、市内各地区に依頼した元消防署員、消防団員の方から、災害のおそれがある場合には、雨量や河川等の情報を適宜入れていただくようお願いがしてあります。災害時の対策を検討する上では、できるだけ多くの情報を入手する必要がありますが、内容によっては間違った情報や過大な情報も入り込む危険性があり、共有する情報についての精査や評価を適切に行う必要があります。そのため、情報の収集方法については十分検討して、正確な情報の把握に努めてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 市民の皆さんや災害時応援協定を結んでいる各種団体から寄せられる

数多くの情報、その中から正確な情報を収集し、共有していける防災情報システムをこの美濃市においてもつくり上げていただきたいと思います。ありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆様、こんにちは。

発言通告に従いまして、一問一答形式で3点の質問を行います。

まず1点目です。産後の母子の心身のケアと育児支援「産後ケア事業」についてです。

令和2年度、未来につながる美濃市づくりで、産後の母子の心身のケアと育児の支援についての事業が昨年度からの継続事業として上げられ、142万円の予算が計上されました。事業名は産後ケア事業です。

昨年12月に母子保健法の一部を改正する法律、産後ケア事業が公布されました。産後も安心して子育てできる支援体制が整備され、他の機関や事業の産前からの連携が強調されています。少し前までは、里帰り出産で実家に帰り、家族などから出産後の母体の心と体の十分なケアや子育てのサポートを受けることがごく普通の姿でした。ところが、女性が働くことが当たり前になり、それと並行して晩婚化、核家族化が引き起こされました。親が高齢だったり、遠方にいたり、頼れる人が身近にいないことなどから、子育てに不安を抱く女性が増えていることなどが背景にあるようです。

出生率低下の割合は、昨年の政府の統計では全国の出生数が90万人を割り込み、予想より2年も前倒しの数値で少子化に拍車をかける情勢です。若い世代が安心して出産し、子育てできる環境整備は、子育ての過程や状況に合わせたきめ細かい支援を必要としています。この事業は、ある程度の利用者を見込んで設定されたと思います。ですが、開始から今日までの利用者はゼロという結果になっています。個人負担が一定額かかるため利用されにくいのか、あるいは産後の子育ての環境が十分整っているから不要なのか、十分に周知されていないからなどいろいろな理由がありそうです。今後の動向を注視し、この事業を継続する意義を確かめる必要も出てきます。

そこで、まず1点目の質問は、現状利用者がゼロという結果を保健センターではどのように受け止めているのか、答弁願います。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 皆さん、こんにちは。

今の御質問の産後の母子の心身のケアと育児支援「産後ケア事業」についての1点目、現状利用者がゼロという結果を保健センターではどのように受け止められているのかについてですが、産後ケア事業は、出産後、体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てができるよう、お母さんと赤ちゃんの心身のケアや育児サポートなどが受けられる事業です。対象者は、出産による退院後の母子で、産褥期の身体の回復に不安がある方、育児不安が強い、そのほか産後の経過に応じた休養や栄養の管理等、日常の生活面についてなど、こうしたことへの保健指導を必要とする方としております。その目的から申しますと、現在のところ利

用者がいないということは、こうした立場に置かれた方がいらっしやらないと考えております。

[6番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 3年間の市内の出生数の統計ですが、平成29年度で109人、平成30年度では123人、令和元年度2月現在で74人です。驚くことに、令和に入って前年度から49人減少し、一気に落ち込んでいます。落ち込みに至る様々な要因が考えられるものの、現在までの利用者数がゼロであっても不思議ではないことが分かりました。

制度の活用を促すと同時に、今後の人口対策を考える糸口にもなり得ると考えられます。若い世代にとっては、この制度が子育て環境が整った住みたいまち美濃市として受け入れられることも予想されます。また、見方を変えれば、利用者がゼロであるということは、これまでの産後ケア事業が、妊娠、出産、産後、その後の子育てに十分機能してきた証拠であるとも言えそうです。

2つ目の質問ですが、母子健康手帳の交付に続く妊娠中の多様な母子保健事業は既に行われてきています。しかし、最近の社会の変化に合わせ、さらにきめの細かい、切れ目のない機関や事業の連携のために、国は子育て世代包括支援センターの設置を促しています。他の市町村では、実際にこの産後ケアで助けられた人たちがいます。その人たちは、ほとんど独りで赤ちゃんと向き合わなければならなかったり、不眠状態で対応しなければならなかったり、出産前に得た知識だけではどうしたらいいのか分からない状況もあったりし、この事業の目的とする安心して産後の子育てができた、その実感を伝えています。

質問の2つ目は、具体的にこの制度はどのような制度なのか、答弁願います。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 2点目のこの事業についてですが、国のガイドラインとしましては、実施主体は市が行うものとし、分娩から退院後一定の期間、これは出産後から4か月頃までの時期を申しますが、病院、診療所、助産所、保健センターも含む自治体が設置する場所または対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して母親の身体的な回復と心理的な安定を図るとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的としています。

具体的には、母親の産後の体の回復状況の確認、授乳の間隔や量の指導及び乳房マッサージ、母親の子育ての悩みを聞くなどの心理面に関する支援、新生児及び乳児のその時々の状態に応じた具体的な接し方の指導、父親や祖父母など、家族との子育てへの協力体制の調整、地域で子育てをしていく上で必要な子育てサロンなどの紹介を行うとしており、助産師、保健師、看護師などが担当することになります。形態は宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型があり、利用料につきましては、一部個人負担分を徴収することができます。美濃市では、家庭的な雰囲気の中で支援ができればと、市内の助産院に委託しまして宿泊型とデイサービス型を実施しております。

[6番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 特に産後鬱病というのは、出産直後に現れる抑鬱症状とか、不安症状と言われ、育児の主体がまだまだ女性中心であるがゆえに、程度の差こそあれ、多くの母親は悩みを抱き、発症リスクが高いと言われていています。多胎児の育児不安、新生児・乳幼児の虐待など父親も加わるケースもあり、子育てを社会全体で見守り、協力しなければならない時代になっています。答弁で確かめられるように、この制度は、目的や対象の時期、対象者などについてさらにきめ細かい設定がされていることが分かり、今後の利用が期待されます。次、3つ目の質問です。

制度を活用した今回2年目の事業です。他の市町村の取組については分かりませんが、美濃市の子育て支援というのは手厚くなされていて、とても好評です。この事業が、若い世代の美濃市への移住・定住につながるきっかけになればと願いたいところです。特に、初めてで慣れない育児の場合は心身ともに大変な仕事です。同時に、我が子の成長は何物にも代え難い喜びです。生活環境、生活のペースが一変する中、高齢者介護のように移動することなく、在宅での支援が可能になれば、もう少し利用が増えるのではないのでしょうか。

そこで、今後この事業において在宅支援をどのように考えているか、答弁願います。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 3点目のこの事業の在宅支援についてですが、国のガイドラインとしましては、宿泊型、デイサービス型、在宅支援によるアウトリーチ型が示されており、美濃市では、市内の助産院に委託しまして宿泊型とデイサービス型を実施しております。

現在保健センターでは、保健師が産後2か月頃をめぐりに自宅を訪問、赤ちゃんの様子を見たり、お母さんのお話を伺うなど、対話重視の赤ちゃん訪問事業というものを行っております。ここでは、お母さんに対しては困り事の相談や育児における精神状態の確認、赤ちゃんに対しましては発達状況の確認、また予防接種を受ける時期などの指導を行っております。実際には、この赤ちゃん訪問事業も在宅支援となっておりますので、今のところは、産後ケア事業における在宅支援というのの要望は特にないのが現状で、今後皆さんの御意見も伺ってまいりたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 2つ目の質問で、どのような事業かということに対して、形態に3つの型があり、その中で既に宿泊型とデイサービス型が行われてきています。また成果も確かめられています。これらは、所定の場所へ利用者が出かけて受ける支援です。今回質問の在宅支援はアウトリーチ、つまり市側から居宅へ向かい、母子は家にいながら支援を受けられる内容です。現在は、要望がないがゆえに行われていません。

ところが、昨年の産後ケア事業の利用者がゼロであったことや出生数の激減の実態から、これまで行われてこなかった在宅支援、アウトリーチ型の産後ケアを推進すれば、利用者数

の増加が望めるかもしれませんが。安心して子育てできる環境は、出生数の増加にもつながるのではないのでしょうか。費用対効果は必ずあると見込まれます。3世代同居の高齢の市民や子供世代の生活を見守る高齢者からは、若い世代にもっと予算をとという声もあるくらいです。現在の国の社会保障予算も全世代型を目指しています。まず出産・産後、産後から義務教育を終えるまで、いかに支援していくかは、高齢者に偏りがちな社会保障の現状を少し見直し、人口減少に歯止めをかける施策の一つとして今後検討されること強く要望します。

2点目の質問に移ります。

2点目は、太陽光発電事業について質問します。

東日本大震災以後、消費エネルギーについての根本的な見直しの必要性が高まりました。昨日9年目の3月11日を経て、東日本大震災も10年目に入りました。福島第一原発の復興は今なお様々な問題を抱えています。使用済核燃料の取り出し、核のごみの処分場、放射能汚染水などどれも重要な課題です。大切な命さえも自然の力によって奪われ、生活の場をなくしてしまった東日本の皆さんの今日までの再興に向けた様々な取組に学び、私たちもふるさと美濃市の将来をどのようにデザインしていけばいいのか、真剣に考えなければならないときだと思います。

広く海外に目を向けると、学生で環境活動家であるスウェーデンのグレタ・トゥーンベリさんの地球温暖化対策の抗議は、各国の若者たちにも広がりを見せ、気候変動をもたらす温室効果ガスの削減対策が全ての国に求められています。

日本では、脱炭素で持続可能な社会に向け、地域資源を活用する地域循環共生圏を築く重要な鍵を握るのが再生可能エネルギーとされ、その長期安定的な主力電源として太陽光発電事業の導入に向けた取組が推進されています。市内でも、建物屋上に設置されている発電設備をはじめ、大小様々な規模の太陽光発電施設は年々増加していることが分かります。遊休地や高齢化による耕作放棄地、あるいは工場地内の空き地、傾斜のある土地の活用の観点から、今後もさらに設置の拡大が予想されます。これまでも、太陽光発電事業についての議会の一般質問は3回行われてきました。それだけに、太陽光発電事業は関心の高い状況にあることがうかがえます。

1つ目の質問、平成27年度から令和元年度の12月末までの農地転用による太陽光発電施設の申請件数と面積の推移、また太陽光発電を目的に山林を伐採した届出件数と面積の推移はどのようなか、答弁願います。

○議長（古田 豊君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 皆さん、こんにちは。

永田議員の御質問の1点目、農地転用による太陽光発電施設の申請件数と面積の推移、また太陽光発電を目的に山林を伐採した届出件数と面積の推移についてお答えいたします。

農地転用による申請件数と面積は、平成27年度は合計18件で約2.4ヘクタール、平成28年度は合計7件で約0.7ヘクタール、平成29年度は合計11件で約1.1ヘクタール、平成30年度は合計13件で約1.5ヘクタール、令和元年度は令和元年12月末現在、合計18件で約2.4ヘクター

ルでございます。

また、太陽光発電を目的として山林を伐採した届出件数及び面積は、平成27年度は合計3件で約0.8ヘクタール、平成28年度から平成30年度まではいずれも届出はなく、令和元年度は令和元年12月末現在、合計11件で約1.6ヘクタールでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） この年度の変化に合わせて、徐々にこの活用あるいは面積の広がりが増加しているということが確かめられました。恐らく、これからは農地や平地の太陽光発電施設、その施設化が進むと推測されました。

かつて私たちの生きるための食材を生み出した農地が、今度は生活の利便性を維持するための電気エネルギーの設置場所として変貌させられていきます。設置事業者は利益追求ができますし、高齢化した土地所有者は、耕作が不可能になった土地を売却、あるいは賃貸で土地の管理責任から解放されます。行政は償却資産税によって納税で潤う。関連する人たちにとって、誰もがお得な事業の側面をデータから推測できました。

質問の2つ目です。

この事業は、美濃市に限らず全国的に相当に拡大、発展をしています。全国の普及率は、2019年11月で7.2%と言われていています。諸外国と比較すればまだまだとはいえ、新築家屋の場合、建物屋上に太陽光パネルを設置することが当たり前のようになってきました。再生可能エネルギーの中では便益性の高い事業かもしれません。

私の住む大矢田地区では、田畑が太陽光パネル設置場所に大きく今変わりつつあります。一方、地域住民に関係するローカル面の経済的効果もかなり出ています。例えば地域経済の貢献、エネルギーコストの削減、遊休地の有効活用、地域産業の活性化などいろいろ上げられます。太陽光発電事業関連の美濃市の地域産業、地域経済の活況も確認できるのではないかと思います。

固定資産税等の税収面ではどうか。数値で確認が容易な税収面に関連して、太陽光発電事業関連の固定資産税等の収入についてはどのようなか、答弁願います。

○議長（古田 豊君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 御質問の2点目、太陽光発電事業関連の固定資産税等の収入についてはどのようなかについてお答えいたします。

平成31年度償却資産として申告があった個人・法人の中で、太陽光発電に関する品目を抽出いたしますと、138件が該当しまして、固定資産税額は2,680万3,191円でありました。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 固定資産税の一種である償却資産税というのは、事業で使用される減価償却資産に係る税金と言われます。答弁は平成31年度に係る額でしたので、2年遡って推移を確認したところ、平成29年度は108件で約2,290万円、平成30年度は120件で約2,300万か

ら2,600万円という結果でした。今後新規業者が増えれば、さらに税収の伸びが期待できます。ただ、償却資産の課税ですから、家屋や土地などの不動産に課税される固定資産税とは違って、免税点もあると言われます。改めてこの事業のメリットとデメリットについて、行政、私たち市民も、将来を見据えて勘案しなければならないことに気づかされました。

3つ目の質問です。

日当たりさえ確保できれば、場所を選ばず、空気を汚さない太陽光発電は、再生可能エネルギーとしては最適の条件を備え、国もその普及を促してきました。ところが、最近大規模発電施設が設置されるようになり、面積が広大になるほど環境への影響が顕在化してきたことにより、国は、事業による影響評価の基本的な考え方の答申を出しています。土砂の流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じる事例が全国的に発生していることを踏まえ、円滑な普及促進には、環境保全との両立や、自治体や地域の理解・協力が不可欠であるとしています。地球温暖化対策として、地域循環共生圏へつながる重要事項としています。たとえ小規模の事業であっても同様だと述べています。

これまで美濃市は、環境保全に関する条例で環境破壊を防止し、住みたいまち美濃市の環境を守る条例を基に、事業者自らの責任と負担において必要な措置を講ずる責務を負わせると答弁してきました。また、この事業に特化した条例を美濃市は持たないけれども、資源エネルギー庁の太陽光発電事業計画策定ガイドライン、環境省のガイドラインに基づき指導しているとしています。仮に、発電設備を設置する事業者が関係法令や条例を遵守していたとしても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全などの観点から、さらに自治体としての対策は今後特に必要になってきます。近年の自然災害の被災状況から、防災・減災の条件は何かということを学ばねばなりません。

そこで、これまでの事業者の事業実施の手續の過程で、事業者と住民のトラブルはあったのか。あれば、どのような内容であったのか、答弁願います。

○議長（古田 豊君） 建設部参事 島田勝美君。

○参事兼都市整備課長（島田勝美君） 皆さん、こんにちは。

3点目のこれまでの事業者の事業実施手續の過程で、事業者と住民トラブルにどのような内容があったかについてお答えいたします。

本市へは、事業者から施工前に関係法令等についての問合せや相談などがあります。最近の事例では、市内での太陽光発電施設の設置に当たり、住民の方から景観や反射光を心配され、事業の中止ができないかとの相談がございました。

また、蕨生の田之洞地区において、届出以外の周辺の土地まで含め1ヘクタール以上の森林伐採をしたため、地元住民から、土砂災害の危険性や森林法における林地開発ではないかとの指摘があり、県の中濃農林事務所の指導の下、追加の届出と山林復旧事業をしていただきました。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 実際に起きた3つの事例を紹介されました。この3つの事例は、問題点を含んだまま、ともすれば事業者主体になりかねない危険性をはらんでいると思われま

す。まず1つ目の事業者から市への問合せや相談の際、市は何を根拠にして対応されているのでしょうか。資源エネルギー庁のガイドラインだけでは全く不十分だと思われま

す。この事業について、関連の各省庁がいろいろな側面で捉えて、推進させようとしているのです。例えば環境審議会答申、これは2019年4月に出されております。それから、経済産業省産業保安グループ電力安全課が令和元年7月にこの事業に関する環境影響評価について、資源エネルギー庁は2019年4月に事業計画策定ガイドラインの改定を出しています。資源エネルギー庁は、2017年3月にもガイドラインを策定した後、また翌4月に改定を出し、2019年の

は2度目の改定になっています。経済産業省は、この4月に改正環境影響評価法施行令の公布を予定しています。国は、全国各地の豪雨災害、福島の実際に起きた災害から問題点を整理し、地域資源を活用する地域循環共生圏の構想を目指しているのです。2つ目の田之洞の例は、事業者が透明性の高い環境影響評価の手続を実施して、環境保全に配慮した事業実施を行っていただければ何ら問題にはならなかったのではないのでしょうか。地域資源を守りながら、よりよい再生エネルギーの活用を目指すとき、リーダーシップを取っていただくのはやはり行政です。個人では限界があります。私たち市民も、この事業に対して十分な意識を持たないまま、受入れを可能にしていることを反省しなければなりません。再生エネルギー源が太陽、水力、風力などの自然の力を活用するのですから、環境保全を怠って、自然を壊すことになってしまえば本末転倒です。そのためには、市として何をしなければならぬか、官民一体で取り組まねばならないと思います。

最後、4つ目の質問です。

今後高齢化が進み、土地の管理が十分にできないことから、事業や契約内容が十分理解されないまま売却したり、土地を貸したりするケースが懸念されます。特に中山間地では、大規模な施設ほど、土地や地域の状況に応じた環境保全、防災、景観保全などについての対策が求められます。その段階の地域住民と太陽光発電事業者とのコミュニケーション役は自治体に負ってもらわなければなりません。

美濃市の実情に合わせた条例の策定は、市民の理解と安心、事業者との信頼関係づくりに必要です。2年前の答弁では、国のガイドラインや他の自治体の条例を参考にしながら検討を進めるという内容でした。再生可能エネルギー発電事業の円滑、確実な実施に向けて、また世界の遺産を3つ持つ美濃市の環境、防災、景観保持の観点から、条例策定の実施が急がれますが、その考えはあるのか、答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 建設部参事 島田勝美君。

○参事兼都市整備課長（島田勝美君） 4点目の条例策定の実施が急がれるが、その考えはあるかについてお答えいたします。

再生可能エネルギーは、石油や石炭などの化石エネルギーと異なり、太陽光や風力、水力といった自然界に存在するエネルギーのことで、環境に優しく、枯渇する心配がなく、繰り

返し利用でき、発電時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しないため、負荷が少ないエネルギーとして注目されています。

市内には、水力発電施設として、明治時代に造られた立花の長良川発電所と大正時代に造られた安毛の井の面発電所があり、合計で5,100キロワットアワーの発電出力は、市内全世帯の約8分の1の家庭電力を賄える量となっています。

本市において、一定以上の面積を開発して太陽光発電施設を設置する場合は、美濃市環境保全に関する条例により環境保全を図っているところでございます。また、電力の固定価格買取制度による太陽光発電施設の設置に関しては、資源エネルギー庁が制定しました太陽光発電事業計画策定ガイドラインに基づいて、中部経済産業局に計画の届出をすることとなっております。太陽光発電事業の現状は、多くの新築家屋で太陽光パネルを屋根に設置したり、山林や農地に設置することがほとんどであります。設置に当たっては、中部経済産業局や県及び市が連携して事業者へ指導を行っておりますが、今後条例策定の必要性について検討してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁で、美濃市の水力発電を紹介していただき、改めて美濃市の自然の豊かさに気づかされました。条例策定は、規模こそ違いますが、山林の割合はほぼ美濃市と同じである隣の市の関市が令和元年10月に策定しています。長いタイトルがつけられています。1つ紹介しますと、関市自然環境等と太陽光発電事業設備設置事業との調和に関する条例についてと、こうなっております。事業者との不適切な仕事があった場合、市長の責務として立入調査を行うことも決められています。美濃市としましても、今後早い時期に条例策定が検討されるなら、関市の条例を参考に進められてもいいのではないかと、失礼かもしれませんが、私はそう思っております。

今、島田課長からお答えいただきました「検討していきます」の言葉をしっかり受け止めて、次の質問に移ってまいります。

最後3点目、成年後見制度についての質問です。

高齢化に伴う問題は、早い時期から課題として検討されてきました。高齢者数の増加による社会保障費や高齢者福祉対策など、これまでの施策の見直しや検討が行われています。団塊の世代が75歳を迎える2025年がすぐそこに、またその先に団塊ジュニア世代が65歳になる2040年の超高齢社会を控え、高齢者が安心して生活できるための施策について市民も高い関心を持っているところです。

特に懸念されるのが、高齢化の進展に伴い、2025年には5人に1人が認知症もしくはその予備群に属し、認知症の数はさらに増加するであろうと推定されることです。国は、その対策として成年後見制度の利用の促進に関する法律を平成28年5月に施行し、翌年、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。

そこで、1つ目の質問です。

令和元年、民生教育常任委員会は、市民後見制度を実施している香川県坂出市を行政視察しました。早くから推進事業に着手し、多くの自治体が既に視察に訪れていました。後見制度の活用経験がある市民には理解できますが、言葉は知っていても正確な仕事を知る人は少ないのではないのでしょうか。そこで、成年後見制度とはどのような制度なのか、答弁願います。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の1点目、成年後見制度はどのような制度なのかについてお答えします。

認知症の方、知的障がいや精神障がいのある方が、社会生活において様々な契約や遺産分割などの法律行為をする場合に、判断能力が不十分なために、その契約によってどのような効果が発生するのか、自分の行った行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする場合があります。成年後見制度は、このような方々について、本人が持っている預貯金や不動産などの財産管理あるいは介護サービスや施設入所、入院の手続などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって本人を保護し支援する制度で、従来の民法における禁治産、準禁治産の制度に代わり、平成12年4月に施行されたものです。

また成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つの成年後見人の定め方があります。任意後見制度は、本人の判断能力が十分なうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ任意後見契約を結んでおき、判断能力が不十分になったときに、その契約に基づいて任意後見人が本人を援助する制度です。法定後見制度は、認知症などで本人の判断能力が不十分な場合に、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長等の申立てにより、家庭裁判所に選任され、権限を与えられた成年後見人が本人を保護し、支援するものです。

この法定後見制度においては、本人の判断能力に応じて、後見、保佐、補助の3つの類型があり、判断能力が欠けているのが通常の状態の方には後見人、判断能力が著しく不十分な方には保佐人、判断能力が不十分な方には補助人として家庭裁判所が選任し、おのおのの代理権として、後見人には財産に関する全ての法律行為が、保佐人及び補助人には家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為が与えられています。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 法律に関わる内容なだけに、日常の生活では聞き慣れない用語が使われています。市民は、我が事ながら、問題が発生しない限りできるだけ触れたくないと思うかもしれません。答弁によって、対象が認知症に限らず、知的障がい、精神障がいのある方も対象であること、根底にあるのは判断能力が十分かどうか、そうした本人を保護、支援する制度であることが分かりました。

本人に代わって法的権限を執行する重要な仕事をするわけですから、一定の手続を踏み、家庭裁判所に選任され、権限を与えられた人であることが条件となります。誰でもなれるわ

けではない。身近にあって何とかしたいと思っても、制度の活用に踏み切ることに決断を要するのはこの段階かもしれません。

2つ目の質問です。

厚生労働省は、関係各省と連携し、親族等による成年後見の困難な者が増加すると見込まれることから、成年後見人の利用促進を図るとともに、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられ、市民後見人の育成と活動支援を推進するための幾つかの取組を推進してきました。

老人福祉法改正では、市町村が後見等の業務を適正に行うことができる人材育成や、活用を図るための体制整備の努力義務規定が新設され、行政の役割について法的に位置づけています。また、介護保険法でも地域支援事業として成年後見制度利用支援事業を位置づけています。

新オレンジプランでは、認知症を含む高齢者に優しい地域づくりの推進や、成年後見制度、特に市民後見人や法テラスの活用など、予算措置を含めて推進してきました。特に平成29年度からは、相談機関やネットワークの構築などの体制整備にも予算措置を講じています。

平成28年度の統計によれば、県内でも31市町村、73.8%に当たりますが、成年後見制度利用支援事業を実施しています。さて、美濃市の取組の現状はどのようなか、答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の2点目、当市の成年後見制度への取組については、現在相談窓口を設置していることと、認知症や知的障がいはまたは精神障がいの方で判断能力が不十分な方で4親等内の親族がいない方を対象として、家庭裁判所に市が後見人申請を行う市長申立てや、収入や財産などがなく、成年後見人に支払う報酬を負担することが困難な方を対象として、成年後見人報酬の費用助成を行う事業を実施しております。相談窓口は、平成18年度から市役所1階健康福祉課内の地域包括支援センターにて、高齢者とその家族を対象に、障がいの者の案件については健康福祉課を窓口として、お互い連携して相談を受けているところです。

また、市長申立てや費用助成については、平成20年度から成年後見制度利用支援事業として実施しているところであります。なお、現在まで、この制度を利用した方はお見えになりません。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 国は、制度の普及啓発とか、利用経費の助成など、平成13年度から開始して、高齢化対策の重点としています。美濃市においても、相談窓口を平成18年度に設置し、その後の平成20年度からは成年後見制度利用支援事業に着手してきたことを確認することができました。

しかし、利用者が一人もいない実情をどのように捉えていいのか。例えば市民は制度があることを知る機会がなかったのか、あるいは制度を利用する事態が起きていないのか、ほか

にもいろんなことが考えられますが、高齢社会が加速する今後、現状維持が続くかどうかは甚だ疑問であります。

国の示す今後の成年後見制度利用促進計画の工程には、制度の周知、市町村計画の策定、地域連携ネットワークなどが示されて、31年度の施策の進捗状況を踏まえ、令和2年度には個別の課題の整理・検討を行うようになっております。

他方、美濃市の平成30年度からの高齢者福祉計画には、基本目標1から3に、実態に即した施策の方向が打ち出されています。来年度に向けては、これまでの成年後見制度関連の状況から見えてきた課題や検討事項を整理し、必要に応じた市民に活用される制度の推進を望みます。

3つ目の質問です。

平成30年度からは第7期の高齢者福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画に基づく取組が行われてきました。施策の方向の基本目標3に、安心して暮らせる地域づくりの中のみんなで支え合う地域づくりでは、高齢者の居場所づくりや地域を見守るネットワークの構築を推進してきた成果が各地域で確かめられています。例えば縁側コミュニティの開設日には、声を掛け合い、外出し、人と交流できることが楽しみの一つだと言われる地域の高齢者が増えています。

ここで、高齢者の権利擁護の取組においては、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用、困難事例への対応や消費者被害防止の啓発などが上げられ、成年後見制度等の普及啓発にも力を入れています。権利擁護の目標指数として、成年後見に係る相談件数が示されていますが、ここ5年間の相談件数と相談内容はどのようなであったのか、答弁願います。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の3点目、5年間の相談実績に関してお答えします。

当市での平成27年度から本年1月までの相談件数は26件で、毎年5から6件で推移しており、このうち3件が成年後見申立てに至っております。主な相談内容は、認知症や知的障がいの高齢者の親族からは財産管理や相続に関すること、また対象者が施設入所している施設からは、金銭の管理や介護保険等の契約に関することとなっております。

[6番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 相談件数は決して多くはないものの、内容は全国的に共通した内容であることが分かりました。

しかし、成年後見申立てが3件では、1年に1件あるかないかの程度で、現時点ではこの制度の必要性は思ったほど高くはないと言えます。全国の申立ては圧倒的に子で、続いて市区町村長、この市区町村長申立ては、平成24年度からの6年間で1.5倍に増えているのです。岐阜県内でも、総数に対する割合は14.1%となっております。家族形態は年度ごとに変化し、相談したくても近くに頼れる人がいない高齢者が増えていくことが予想されます。財産管理

や相続、契約に関しては、高齢になるほど安易に人を信じてしまい、犯罪被害に遭う場合も出てきます。利用してよかったと実感できる後見制度であり、特に本人の権利擁護の観点から、福祉の関係者や地域が連携して、支援が必要な人を早期に発見、相談に乗ることから制度の活用につながることを望まれます。

最後、4つ目の質問です。

現在は第7期計画が実施され、令和3年度からは第8期計画になります。団塊の世代が75歳以上になるのは令和7年で、今後ますます認知症の高齢者が増えると予測されます。今後、美濃市では成年後見制度をどのように推進していくのか、お尋ねします。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の4点目、今後の市の成年後見制度の推進についてお答えします。

認知症高齢者の金銭や財産管理で活用されることが多い成年後見制度ですが、介護保険制度では、介護サービスの利用と提供に当たり、利用者自身とサービス事業者の間で交わす契約に基づき、適正な介護サービスが行われる仕組みになっており、認知症などにより御本人の判断能力が不十分な場合には契約を交わすことができず、介護サービスを受けられないという課題が生じますが、配偶者や子供など、身近な親族の方が代理で契約を結ぶ形が一般的になっているところです。しかしながら、親族がいない場合には契約行為ができないことから、この成年後見制度を活用することにより、後見人が御本人に代わり契約を行って、介護サービスの提供を受けることができるようにするものであります。

成年後見制度がどういった場合にどう使えるのかなど、制度そのものについても、現在のところ全国的に理解が深まらないところであり、なかなか活用にまで至らないのが現実であります。国においては、全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、市町村はその中核となる機関を担い、制度啓発や相談、後見人受任者の調整や後見人となる担い手の育成、後見人の支援などが行えるよう、できることから対応することとされております。

当市といたしましては、相談件数も少なく、制度を御存じの方があまりいないと思われまますので、この中核機関の取組として、まずは市民への制度周知から実施していきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 市が中核機関となり、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築の中で、まず市民への制度の周知から実施することが分かりました。

厚労省は、この地域連携ネットワークの役割として、権利擁護の必要な人の発見支援、意思決定支援、身上保護重視の成年後見制度の運用に資する支援体制の構築などを示しています。

私たち民生常任委員会では、行政視察先の香川県坂出市で、国のモデル事業として後見制

度の市民後見制度に取り組んでいる実態を視察させていただきました。1つ目の答弁で示された法定後見の、親族後見、弁護士、司法書士、社会福祉士等の職業後見と並ぶ第三者後見として活用されています。親族がいない、本人に多額の財産がなく、紛争性もない場合については、同じ地域に居住する市民がネットワークを利用した地域密着型の事務を行う。資格はないけれども、社会貢献意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識、態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者とみなして活用し、機能させていることを知りました。

美濃市でも、過去に軽度の知的障がいのある市民を友達だからと信用させ、多額のお金をサラ金業者から借りさせた。また別件で、毎月年金をパチンコで使ってしまい、毎日の食事が取れない生活を送る軽度の認知症の高齢者を、心ある人が本人が亡くなるまで助けてこられたなどの事実がありました。相談件数は今のところは少ないけれども、権利擁護を必要としている人は案外いらっしゃるかもしれません。

最後に、地域連携ネットワークの機能として、厚労省が掲げている5つの機能のうち、広報の実施に続いて、坂出市に学ぶ市民後見人制度の活用も視野に入れて、中核となる機関として今後の計画策定で検討されることを要望して、私の質問を終わります。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時14分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 皆さん、こんにちは。

ちょっと窮屈な時間になりますけれども、しばらくの間よろしく願いいたします。

私は、発言通告に従いまして、一般質問、新型コロナウイルス感染症対策における市長の対応について、それと（仮称）市民わくわくふれあいセンター設置条例についての2点、一問一答にて行います。

最初の質問は、新型コロナウイルス感染症対策における市長の対応について、武藤市長に答弁を求めます。

今や毎日、毎時間のニュースのトップで報道されている新型コロナウイルス感染症は、国立感染症研究所の3月2日発行のIDWR（感染症発生動向調査週報）の2020年第7号によりますと、注目すべき感染症「新型コロナウイルス感染症」として、これまで限られた知見しか得られていないが、飛沫感染・接触感染を主とする感染経路であり、一部の感染者には強い感染力を持つ可能性があると考えられている。臨床的な特徴としては、WHOによれば潜伏期間は1日から14日、5日間が最も多いとされていますが、その後、発熱や呼吸器症状、全身倦怠感等の感冒様症状が1週間前後持続することが多い。一部のものは、呼吸困難等の症状を呈し、胸部エックス線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかになる。また、発病者の

多くが軽症であると言われているが、高齢者や基礎疾患等を有する者においては重篤になる可能性があるため注意が必要である。

2月1日には、感染症法に基づく指定感染症と検疫法の検疫感染症に指定されたことにより、疑似症患者や確定患者に対する入院措置や、それに伴う医療費の公費負担、検疫における診察・検査等の実施が可能となった。国外への滞在歴のない感染例の報告が複数地域で相次いでおり、さらに医療従事者への感染も報告された。

このような状況を受け、2月25日には、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が発表され、この中では、感染拡大防止策でまずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し流行の規模を抑えること、重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を期すこと、社会・経済へのインパクトを最小限にとどめること、こういったことが現時点での対策の目的とされ、対策の強化が進んでいる、このように報じられています。

こうした緊急事態に対応するには、危機管理として組織のトップ、自治体であれば首長自らがリーダーシップを発揮し、対応を協議し、決定し、実行していくことが必要です。また、その対応は、地震や台風などの自然災害あるいは豚コレラなどと同様に、対策本部などの対策組織を構築・設置し、全庁一丸となって総合的に対応していく必要があります。

こうした例として、感染が拡大する北海道では、首長である鈴木知事が、2月26日には翌27日からの道内全ての小・中学校に対して、安倍首相よりも早い休校を要請し、28日夜には緊急事態宣言を発令して、道民に対し週末の外出自粛を要請するなど強いリーダーシップを発揮されました。

また、政府が感染拡大を防ぐために2月20日に出したイベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ、これには具体的な方針は示されませんでした。大阪府の首長である吉村知事は、この政府通達よりも前の18日に府主催のイベントの原則延期あるいは中止を発表、小池東京都知事も、3日後の21日にも同様の発表をしたのをはじめ、多くの自治体が独自の判断でイベントの延期や中止を発表しました。しかし、これもそれぞれの首長のリーダーシップが発揮され、決断されたものと推測いたします。

岐阜県内でも、高山市は22日に、大垣市は24日に、岐阜市は26日に、それぞれ対策本部で市主催のイベントの原則禁止や中止を決定しました。隣の関市では、25日に市主催のイベントの開催基準を決定するなど、国からその基準が示されない中で、それぞれの自治体が首長の責任において独自に判断し、対応されてきました。

こうした状況において、これまでの美濃市の対応において、美濃市長は首長としてどのように対応してきたのか、武藤市長に答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 辻議員の1点目の質問の市のトップとしてどのように対応したかということにお答えします。

先ほど辻議員が紹介されましたのは、知事レベルのリーダーシップでございましたので、私に知事レベルを求めるのはちょっと酷かなあとと思いますけれども、その点は御了承いただ

ければと思っています。

まず、国が1月28日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症と定めたということから、翌1月29日午前10時30分から部長級職員を招集し、対策本部を設置すると同時に第1回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催いたしました。

会議では、市民に対しせきエチケット、手洗いやうがい、人混みを避けるなどの感染予防対策、相談窓口の周知を行うためにチラシを作成し、2月号の広報と一緒に全戸配付を行ったところでもあります。手指消毒剤やマスクの備蓄状況を確認するとともに、関係課を通じて介護施設、保育園などの福祉施設、医療機関におけるマスクの保有状況の確認、不足の場合は市の備蓄品の貸出しをすることをお伝えするとともに、市の観光施設や公共施設においては全てに手指消毒剤を設置し、使用方法の掲示を行うほか、職員にも感染予防対策の徹底を図るよう決定するとともに、今後国からの新情報の収集に努めるよう指示をしたところでございます。

また2月12日には、関保健所が国内の感染状況、今後の対応などについて、管内市町村へ個別に説明に回られました。その後、新型コロナウイルスの感染が確認された方が飛騨地方のバスツアーに参加されていたという発表を受け、25日、第2回目の新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催しました。それまでの各部の対応と、これからの対策について協議し、必要な対策については全て実行するよう指示したところでございます。

同日、厚生労働省からは新型コロナウイルス感染症対策基本方針が出され、方針を踏まえた対応をするとともに、2月26日には、安心メールにて市民に対し感染拡大防止の徹底を再度周知したところでございます。

その翌日、2月27日には、県主催で42市町村長、その他関係団体を対象とした岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会が開かれましたので、これに出席し、この会議の内容は、2月28日、本会議冒頭で皆様方に報告するとともに、終了後、対策本部員会議のメンバーに加え、正・副議長、各常任委員会委員長、商工会議所、観光協会、社会福祉協議会、シニアクラブの方にも出席いただき、県内での状況の報告を行っております。また、各種団体の状況も伺い、その対応についても各課で検討することとしたところであります。

引き続き第3回目の対策本部員会議を開催し、それまでイベント開催については、担当課とその都度協議をしまいましたが、以後のイベント等については基準を統一するということで決定をしました。また、小・中学校の一斉臨時休業になった場合を想定し、28日の朝一番には担当部と協議し、留守家庭児童教室について、3月2日から受入れを可能にすること、開設時間を午前8時から午後6時までとすること、6年生までを受け入れること、そのための指導員の確保や3月分の利用料の無償化を決定し、利用者の申込み受付は2月29日土曜日、3月1日日曜日に行ったところでもあります。保育園に対しましては、開園することになっておりましたので、学校の臨時休業により保育士が不足する場合を想定し、園長会の会長を通じて臨時保育士の確保の要請も行ったところでもあります。このほか、全ての分野の影響について調査を行うよう、本部員会議で決定したところでもありました。

なお、イベント等の開催の統一基準につきましては、3月2日に市ホームページに掲載するとともに、各種団体、市民の皆様へも同様に、開催について検討いただくようお願いをいたしました。あわせて、現在同報無線により1日3回注意喚起を行っているところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 今の答弁で、1月29日に対策本部を設置されて、以降3回の新型コロナウイルス感染症対策本部員会議、それと美濃市新型コロナウイルス感染症対策会議を開催され、各種の指示や決定をはじめ、要請やお願いなど、市長がどのように対応されてきたかは十分理解いたしました。

また、関係団体や議会関係者も参加しました対策会議において、市民への周知について提案しました同報無線を活用した市民への注意喚起を促す呼びかけを早速翌日から実行されたことに関しては、首長としての決断と対応の一端ということで見せていただきましたし、感謝も申し上げます。

それでは、2番目のほうの質問になりますけれども、こうした今回の新型コロナウイルス感染症対策において、市長の果たすべき役割についてどのように考えておられるのか、これをお聞かせください。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 2点目の今回の新型コロナウイルス対策において、市長の果たす役割ということについて、どんなふうを考えているのかということについてお答えします。

私は、市民の安全・安心を守ることが市長の最大の責務ということでもあります。したがって、市民の感染防止の情報を提供し、感染を防ぐこと、万が一感染が確認されたとしても、その拡大を防止することに努めることと考えております。そのために、国や県の情報についてスピード感を持って収集し、市民の皆様には正しい情報を発信するよう心がけてまいることとしております。

現在、当市においての感染者の情報はございませんが、仮に感染者が発生した場合には、現状では県が全て対応するというようになっておりますので、市としましては、より県との連携を密にし、積極的に感染防止または感染拡大防止に努めてまいりたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 答弁を頂いたとおりだと思います。市民の安全・安心を確保する責務の下で、こうした緊急事態発生の際には、情報の提供と共有はとても大事なことで認識しています。ただ、これをどのように伝え、理解の度合いを深めるためにはどうフォローアップしていくか、それをどの時点で決断するか、これを首長としての大きな役割の一つだと思っております。

先ほど市長は、最初に冒頭に述べたのは、県知事レベルとかとおっしゃいましたが、決

断とか、そういったことについては、組織の大小にかかわらず、やっぱりトップとしては大事なことだと思っておりますので、こうした役割に期待をしたいと思っております。

次に、3番目の質問に移ります。

先ほども述べましたし、皆様も周知のとおり、2月27日の夕方、ニュース速報が流れ、安倍首相が全国の小・中学校、高等学校、特別支援学校に臨時休業を要請した、そういうニュースが流れました。こうした休業要請に対して、その決定権は各自治体の教育委員会にあるものと思いますが、仮にそうであるとしても、今回の新型コロナウイルス感染症の発症と伝染拡散は不測の緊急事態であり、その決定においては、教育現場だけにとどまらず、地域社会への影響が多大であることを考えれば、災害時と同様に、自治体の首長のリーダーシップにより、教育委員会を含めた自治体全体で協議・検討し、決定すべき事態であると思います。このことは、今回の休業要請が単に教育の問題だけでなく、社会全体の重大問題としてそれぞれの自治体が対応していることは、全国各地の首長がテレビ等でコメントしているところを見れば明らかだと思います。

県内他市の対応も、マスコミの報道などによれば、岐阜市では、27日の夜に、市役所において市長と教育長をはじめとする市教育委員会幹部で急遽対策を協議して、市立の学校70校と幼稚園2園を3月2日から26日まで休みとすることを決定という中日新聞の報道であったり、あるいは大垣市では28日午前、3回目となる対策本部会議で協議をして、小・中学校は3月2日から春休みが終わる4月7日まで休業することを決めました。これは岐阜新聞の記事でございますが、関市では、ホームページや市長のブログ等から、28日午前、対策本部会議で協議をして、国の要請とは異なる3月3日から26日までの休業を決定したとあります。また、飛騨市の都竹市長のように、自らのフェイスブック等SNSによって、休業要請に対する意思決定のプロセスを公表してみえる首長さんもお見えになります。

こうしたように、県内の自治体でもその対応に差があるように、全国では、一部の自治体では首長の意思により休業を見送るなど、それぞれの自治体の間にも差が出ています。この結果を見て分かるように、形式的に教育委員会が決定したことになるのもであっても、実質的には首長のリーダーシップによる意思決定がなされており、首長がこの対処による社会的責任の重さを認識した上で、自らの責任で結果を出そうとしたものと推測されます。

他の自治体が対策会議を開催し検討している28日、美濃市では、日程のとおり午前10時から市議会本会議が開催されました。このとき、教育委員会では休業要請への対応を検討する会議が開催されており、教育長と教育次長はこの会議に出席するため本会議を欠席し、市長、副市長はじめ、他の市幹部は本会議に出席されておりました。午後からの教育委員会関連議案の説明のために本会議に出席されました教育次長から、議案説明に先立って、今回の政府要請に対して、国の要請とは異なる3月3日からの休業実施を決定した旨の報告がされました。他市の例に倣っても、当然、美濃市においても、自治体トップである市長の責任の下で教育委員会と協議の上、市の対策会議で決定されたものと思います。そうして、本会議終了後の午後3時から、商工会議所、観光協会、シニアクラブ連合会、連合自治会、社会福祉協議会

の民間5団体の代表者、連合自治会長さんはちょっと欠席ありましたが、並びに正・副議長と常任委員長2名の議会関係者、それと市の幹部の皆さんが出席された美濃市新型コロナウイルス対策協議会が開催されました。

この会議では、市長から、オール美濃で対応して美濃市の感染者ゼロを目指したい、こういう言葉に引き続き、保健センター長より、前日開催された岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会の資料を基に報告事項の説明がありました。その後、参加団体から現在の取組と課題等について報告があり、若干の意見交換があり、閉会となりました。非常事態に近い危機管理が必要な時期に開催されたこの会議において、市の取組に対する市長の首長としての考えが聞けなかったことは少し残念に思いました。

こうしたことを踏まえ、国の休業要請に対する市の意思決定について、市長はどのように関わってみえたのか、答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 3点目の小・中学校の一斉休業について市長がどのように関わったかということでしたが、27日の内閣総理大臣の小・中学校、高等学校、特別支援学校の一斉臨時休業の要請発表については、職員からの一報で知りました。その後、各マスコミのニュースでも確認をしたところでありますけれども、教育委員会からは情報収集中である旨の連絡を受けました。その時点で県教委からの連絡はまだ来ていないということでした。私としては、当然要請は受け入れるものと思ひまして、その後の影響を最小化するために、28日早朝、3月2日からの留守家庭児童教室の開室に当たりまして、受入れ体制ができるのかと担当部と協議を行ったところでございます。

また、28日午前10時から本会議の開会が予定されていましたが、教育委員会から臨時休業について一連の報告を受け、その対応のため、議長に対し、教育長、教育次長の本会議の欠席をお願いしたところでございます。なお、小・中学校の臨時休業の内容が午前中にまとまったことから、本会議の当日午後、教育次長に発表をさせたところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 小・中学校の臨時休業については、教育委員会の協議を教育長、教育次長に委ね、協議事項の報告を受け、決定されました。また、留守家庭児童教室の開室に当たっては受入れ体制等を担当部と協議されたというふうに理解をしました。

留守家庭児童教室の運用と学校教育の運営がそれぞれ異なる主管であるがゆえに、こうした緊急時の対応に、首長として同時に関わりが持てなかったということが起きてしまったということでもあります。他市では、留守家庭児童教室の運営を教育委員会所管としている例もありますので、今後の課題として、こういった危機のときの意思決定には、所管を同じにするというようなことも取り組む必要があるのではないかなというふうに、今回のことを経験して痛感しているところであります。

それでは、4番目の質問に入ります。

市内の小・中学校が一斉に3月26日まで休業になると、家庭内では、生徒・児童の対応について昼食や過ごし方をどうするのか、あるいは、働きに出ているお母さん方は仕事への対応をどうするのか、また産業関係の現場では、パート雇用で労働力を補っている中小企業の生産現場、あるいは福祉関係の施設や看護師さんを雇用している医療関係、また給食関係の食材を納品している事業所など、ほんの一例ですけれども、様々な地域社会への影響が懸念されるところであります。既に、今現在そういったことも問題になったり、対応策も出ているところでありますが、こうした状況を踏まえた上で、市内小・中学校の臨時休業について、地域社会への影響を市長はどう考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 新型コロナウイルスの関係の4点目につきましてお答えさせていただきます。

まず市内の小・中学校の臨時休業について、地域社会にどんな影響があるかということでございますけれども、まずは各家庭においての子供の生活、あるいは食事面での影響が出ることを心配いたしましたけれども、現時点におきましては、そういったことに対する相談、問合せは来ておりません。

また、先ほど言われましたように、働く方々のためということもありますが、子供さんの居場所がなくなるということもありましたので、留守家庭児童教室の開室時間を拡大して、そして指導員も倍増しまして対応しましたけれども、今のところ問題なく運営をされております。結果として、実は非常に少なくなって、当初予定よりも相当少ない人数ということで、結果としてはちょっと過大に対応したなあと、こんなことでございますが、万が一もありましたのでやりましたけれども、問題なく運営をされております。

また、福祉関係施設では、保育園、特別養護老人ホームなどの入所施設、介護福祉サービス施設等にお聞きしたところ、数名の方が休暇を取ってみえるということでもございましたけれども、今のところ、業務や利用者の方に不便を与えていないということでもございました。

また、産業界におきましては、影響のないという業種は製紙業、農林業。多少影響があるものの全体としての影響は少ないという業種は、金属製品製造業、プラスチック製造業、建設業などでございます。また、一部に影響があると言われている業種は繊維製品の製造業。一番大きく影響が出ている業種は、宿泊施設あるいは料理店関係が大きく出ています。特に2月から3月にかけてまして団体予約がほぼキャンセル状態になっていますし、他県から来る旅行者からの昼食等についての予約も全てキャンセルということでございました。なお、また4月以降の予約が現在キャンセルになり、さらには予約が入ってこないという状況と聞いております。

さらに、学校給食用向けのパン・乳製品でございますけれども、納入ができないため大変大きな影響を受けているということでもございまして、特に美濃市に工場を持つ美濃酪につきましては相当程度の影響が出ておりまして、これについて対応は、何ができるかということについては今考えておるところでございます。

また、うだつの町並み等々につきましても、観光客が減少しているということで、今のところ大きな話は聞いておりませんが、売上げに影響が出ているものと思われます。なお、市民生活に直結する医療、消防、公共交通、こういったものについては今のところ順調に運営をされておりまして、影響は出ておりません。

全てを把握しておるわけではございませんけれども、今のところ、全体としては大きな影響はないというふうに思っています。しかしながら、こうした状況が長期化すると、新たな影響が今後発生するということが考えられますので、引き続き情報収集に努め、地域経済、家庭生活に十分留意するとともに、国・県と連携しまして適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 小・中学校の臨時休業における地域社会への影響について伺ったわけですが、新型コロナウイルス感染症が地域社会へ及ぼす影響に拡大した答弁を頂きまして、ここまで4つの小項目の答弁と併せて、広く市長の考えを伺うことができました。

一般質問の発言通告をした後で、市内で飲食業を経営してみえる事業者の方からお電話を頂きました。食事を提供しているんだけど、観光会社と提携で昼食予約が全てキャンセルになってしまった。あるいは、市の3月2日に出した自治会長宛ての自治会におけるイベント・行事・会議等の開催についての参考基準、こういったものを受けて、年度末の各町内会や自治会の引継ぎや御苦労さん会など、ほとんどがキャンセルとなり、真っ黒だった予定表が真っ白になってしまった。このままの状態が続くと、踏み続けていたペダルが踏めなくなって自転車を止めなければならない状況が迫っているんだと、こういうような内容でございました。何か助けてほしいということをお願いするわけではないけれども言いながら、やはり政府からの情報はテレビなどで得られるけれども、美濃市としてはどういう対応をしているんだ、そういうことが正確な情報が知りたいと、こんなことも訴えられました。

昨日には、市主催のイベント・行事などの開催基準では、基準の適用が3月31日まで延伸されました。こうした現在の状況では、この新型コロナウイルス感染症による前代未聞の危機がいつまで続くのか、いつこの美濃市あるいは近隣市町で発症者が出るのか、想定すらできません。

先ほども述べましたように、情報共有と周知は最も大切だと思いますが、その方法については、美濃市ホームページなどインターネットの媒体、あるいは広報みやちらシなどの紙媒体、また安心メールなどSNS媒体によるなど様々な方法があると思います。そういう中で、市議会議員もまた口頭で伝達できる大きな媒体だと考えております。議会にも協議の内容等の情報を共有していただければ、市民への情報伝達には大いに協力できるんじゃないかというふうに考えております。

また、感染症対策として様々な政府の支援対策が講じられていますが、これからは市独自の支援や救済に関する施策が必要になることも十分考えられます。こうした対策の実現には、

市長主導の下で議会も積極的に行動すべきだと考えております。とにかく美濃市から発症者が出ない、このことを第一として、地域社会の疲弊につながらないような、議員も含めた庁舎一丸となって対応が求められていると思います。

最後に、市長には今こそリーダーシップを発揮していただき、行政、私たち議会が一致協力して、この難局を乗り切る決意を共有して、これからの対応に臨むことを切望して、この質問を終わりたいと思います。

続きまして2番目の質問、（仮称）市民わくわくふれあいセンターの設置条例についてを建設部参事に答弁を求めます。

本日の代表質問でも取り上げられました（仮称）市民わくわくふれあいセンターも、令和2年度中に完了の運びとなり、運用が開始されるというふうに伺いました。

先頃、2月28日に応募が締め切られましたネーミングライツ募集事業も、1社のエントリーがあり、これから審議会の審査を経て契約の締結へと進む手はずになっている、このような話もありました。

契約の締結になりますと、ネーミングライツの対象を契約書に記載することになると思いますが、募集要項には、対象がまだ（仮称）市民わくわくふれあいセンターというふうになっていたと記憶しています。仮称ですから、本来美濃市の資産として所有するには正式な名称に改める必要があると思いますが、こうした手続がいまだに進められていないことに気づいたわけです。今までの建設に関する説明からも、複合施設になるわけですから、単に名称を決定するだけでなく、使用の範囲、休館日、開館日、会館の管理、使用に関する制限や許可、使用权、利用料金、損害賠償などはもちろんですが、今回適用のネーミングライツに関することや、先ほどの代表質問にもありました指定管理に関する事など、さらには複合施設として入館が予定されている保健センター、勤労青少年ホーム、老人福祉センター、児童センターなどと新規に予定されている多目的ホール、こういったものそれぞれ細部にわたり精査、調整して決定した後、設置及び管理に関する条例として定める必要があると考えています。

行政の手法として、まず最初に条例を整備してからネーミングライツ募集に取りかかるというのが手順だというふうに考えておりますが、こうした手順が踏まれないまま、目先の事業という大変ですけど、先行してネーミングライツに取り組まれるということに、庁内の皆さん方がどんな感じで指摘をされたのか、声が上がらなかったのか、そういうことはちょっとよく分からないですけど、ちょっと残念やなあというふうに思っております。

少なくとも今議会に条例が上程されておれば、24日可決、3月末日までにネーミングライツ契約を締結して、4月から施行できる運びになったはずだと思っておりますので、こうしたことから、（仮称）市民わくわくふれあいセンターの設置及び管理に関する条例を早急に設置し、契約に必要な事項を明確にすべきと考えますが、いかがでしょうか。建設部参事に答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 建設部参事 島田勝美君。

○参事兼都市整備課長（島田勝美君） （仮称）市民わくわくふれあいセンターの位置づけは、条例等で明確にすべきと考えるがいかがかについてお答えいたします。

本日、午前中の市長答弁にもありましたように、（仮称）市民わくわくふれあいセンターの設置及び管理に関する条例は、建物の進捗状況に合わせて対応したいと考えております。管理につきましては条例により定めることとなりますが、現段階においては、指定管理者制度を導入できないか検討しているところでございます。

一方、ネーミングライツの募集は、施設の愛称の募集であり、供用と同時に愛称を利用することと考えておりますので、建設工事の中で文字看板の設置等を行う必要があるため、条例の制定とは関係なく実施しております。募集につきましては、2月末で締め切ったところ、1件の申込みがあり、今後審査を進めてまいります。審査後、愛称が決まれば、企業とネーミングライツの契約を締結することとなります。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） この質問において私が一番訴えたかったということは、行政の事業は、しっかりした手順を踏んで執行していただきたいという思いでございます。縦割り組織であっても、関連する他部署との連携もまたしっかり取って運営していただきたい。そのためには、庁舎全体が取り組む事業であることを常に意識して仕事をしていただきたい、こういう点でございます。

ただいまの答弁では、担当課としての対応についてでしたが、条例制定には、質問中にも述べたように、福祉センターや児童センター、勤労青少年ホーム、小規模ながら多目的ホールもある複合施設ですから、担当課として保健センター、健康福祉課の民生部や教育委員会、人づくり文化課、法務実務を所管する総務部など、他の部署との連携や協議を経ないと開館時間や使用料などの管理に係る条例の起案すら、ままならないと思います。まして、それぞれが抱える業務の傍ら、時間を捻出しての協議となるわけですから、1回や2回の会議で決定できるとは思えません。

また、この複合施設の設置と管理に関する条例の起案に向けては、利用者である市民の意見を反映するためのパブリックコメントにかけることが一番と考えられます。これまでのセンター建設に向けて行ってきた説明会や委員会の経緯から、通常のホームページ掲載や各地域ふれあいセンターへの資料開示だけで、形式重視ではいけないと思います。なぜなら、多額の費用を投入して建設するわけですから、できるだけ多くの市民の利用に供される施設として、愛されて運用されなければならない使命を持っていると考えるからです。

条例制定されるにも、こうしたパブリックコメントを経て、多少の修正に対応してからも、総務部長を委員長とする法令審査会の審査の後、庁内決裁後に議案として議会に上程され、議決を必要とするわけです。ネーミングライツの採用は先行しても、関係条例として設置が認められない状況では、申込みのあった企業との契約締結にはなかなか至らないと思います。こうした状況を踏まえても、早急に条例制定へ向けて作業を進めるべきだと提言いたします。

条例制定までには相当な期間を要することを考慮しても、9月議会には条例案を上程できるように頑張ってもらいたい、こんなことを要望して、この質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 次に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 議長より発言のお許しを頂きましたので、発言通告に従いまして、一問一答により一般質問を行います。

1点目です。美濃市職員の人材育成についての質問に入ります。

地方公務員法第30条では、全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとあります。

市役所職員に求められる最も基本的なことは、市民に尽くすという姿勢です。つまり、常に市民の生活をよりよくするにはどうすればよいかを考え、行動することになるだろうと思います。特に現在は、国から多くの権限が自治体に移され、自治体主導での地方行政の充実が要求されている時代であり、職員は地方行政の最前線にあって、市民の悩みや願いの把握、それらに応じた住民サービスや施策の実行がこれまで以上に求められていると思います。市民の悩みや願いを把握するためには、職員は、機会を捉えて市民と交わり、時には耳の痛い話であっても真摯に聞く必要があります。加えて、日頃から社会情勢全般に目を向けたり、ほかの自治体の課題と施策を研究したり、自らの専門分野の知識を深めたりすることも欠かせません。

また、住民サービスや施策を行う際、忘れてならないのがコスト意識です。市の財源の基礎は税金であり、美濃市の財政はゆとりがあるとは言えない状況だと思います。税金の使い方に市民の厳しい視線が注がれています。職員は、どれだけの投資に対してどんな効果が期待できるのか、投資対効果を十分に考え、市民に納得してもらえる住民サービスや施策にしなければなりません。一方で、職員は、市民の納得が得難い業務でも行わなければならない場合があります。時には市民から強い反発を受けることもあります。職員はこれにひるまず、協力を得たり、納得してもらったりするまで、粘り強く相手にその必要性を説明することが求められると思います。職員には職務を全うする責任感、忍耐力、コミュニケーション力が必要と言えるでしょう。

しかし、このような人材の資質や能力等は、職員になったからすぐ身につくわけではございません。各種の研修や経験、組織の中で育てていかなくてはなりません。美濃市職員は、市民のために頑張ってもらっています。少ない人数で多くの仕事に対して真摯に取り組まれている職員は多く見えます。しかし、この立場になって、様々な方との出会いから、市民の中には、職員に元気さや明るさ、活力、やる気が欲しいという意見や、聞いたことにはきちんと答えてほしい、また意見や要望に対して、できないことの言い訳ばかりで聞く耳を持たないので、聞く力をつけてほしい、もう少し頑張ってもらいたいという声が聞かれます。

私自身も、各種手続に訪れたときや各課に出入りするようになったとき、職員の挨拶の声の小さいことや活気のなさを感じたこと、対応に時間がかかったこと、自分の仕事を優先さ

れ、待たされたことなどもありました。また今年度、8名の方が定年退職を迎えられ、力のある方々が一応第一線を退かれると思います。さらに年齢構成では、30代後半から40代前半の職員が少なく、中心となって支える世代が少ないことも気になっております。第6次総合計画策定に向けている中、市の人材育成は組織にとっては大きな課題だと思います。

そこで、1点目の質問です。

市の人材育成の現状と課題を踏まえ、市長の人材育成方針及び取組はどのようなか、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 職員の人材育成についての1点目の市の人材育成の現状と課題を踏まえ、市長がどんなふうにいるかということについてお答えさせていただきます。

まず職員の現状でございますが、バブル経済の崩壊以後、税収不足から行政経費の節減が叫ばれ、当市においても、他市と同様に行政改革が進められてきました。そして職員数も減らしてまいりました。それまで高度経済成長の時代を支えた多くの職員が退職しながらも、職員数を増やせない中、行政事務の複雑化、多様化、高度化や市民ニーズの増加、行政課題の増加により、一人の職員がこなさなければならない事務が増大し、上司が部下をじっくりと育ててこられる、こういった環境がなかったように思っています。そういったことによりまして、余裕がなく仕事をこなすことが多くなってきています。職員が消極的に見えることがあるかも分かりません。

大切であることの一つは、政策立案能力を高めると、こういった人材を育てることだと思っています。これまで、国や県が示した施策を実行するのが主な市の仕事でございましたけれども、地方創生により、地方自治体が施策を立案するということが多くなってまいりました。職員を一気に育成することは難しいことではありますが、一、二回の研修では身につかないと思いますので、3年前から駒澤大学の教授を講師に、年間を通じて政策立案研修を実施しております。今年度は若手職員を対象に実施をいたしました。これまで21人の職員が受講し、政策立案と自問能力、仮説思考、プレゼン能力などの向上に努めてきております。なお、今年度につきましては、自主防災組織の育成についての政策立案がありましたので、来年度その政策を実行していただくように今進めているところでございます。引き続き、これからの政策に生かせるような具体的な政策立案研修を行ってまいりたいと思っています。

2つ目は、職員の経験値を育てることだと思っています。所属している現場とは違うところで学ぶことにより、客観的に物事を分析する力を養成することです。そうしたことで、他の業務に生かすことができるようにと考えています。そうしたことから、職員には様々な場面・場所で経験を積み、市の行政に生かしてほしいと思っています。

現在、定期的に県との人事交流を行っています。27年度、28年度は県との人事交流を1名でありましたけれども、29年度からは県との人事交流を2名行っております。また研修の一環として、平成27年、28年度には県観光連盟へ1名、平成28年度からは毎年県税事務所へ1名、さらに29年度、30年度には保健所及び県後期高齢者医療広域連合へ1名ずつ派遣をして

おります。これ以外にも、東日本大震災のあった釜石市へは保健師及び事務職員を派遣し、現場のノウハウを学んできております。このほか、業務の継続性を維持するために、職場内でのOJT研修やメンタルヘルス対策にも心がけるよう指示をしているところでございます。

いずれにしても、先ほど須田議員が言われましたように、非常に少ない人数の中で多様化する行政ニーズにいかにして応えるかということにつきましては、職員一人一人が再度認識をすることが必要だと思っていますので、その辺につきましても十二分に協議をしてまいりたいと思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁、市長ありがとうございます。

では、続いて2点目の質問に入らせていただきます。

職員のやる気やモチベーションを高めるために、市長が心がけてみえること、重点としてみえることはどのようなことか、御答弁をお願いいたします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 人材育成についての2点目でございます。

職員のやる気とかモチベーションを高めるためにどんなことを考えているかということでございますが、どんな場合にモチベーションが高まるのかということ进行分析しますと、それぞれ個々によって違いますので一概には言えませんが、例えば自分の企画が採用されて実行できた、これが一つモチベーションの高まる内容かなと思っていますし、あるいは、自分に与えられた業務を実施することによって市民の皆様から喜ばれた、ありがとうと言われたと、こういうこともモチベーションの向上になると思いますし、また自分のやったことが上司から評価された、こういうこともあると思います。また、それに見合う報酬とか、昇格とか、昇給とか、こういったこともモチベーションの向上になるのかなあと考えていますが、私も、ちなみに今の立場になる前は同じように公務員でございましたので、そのときに私がどんなことを思ったかなあとということを少しお話しさせていただきますと、結構危機管理にいろんところで遭遇しまして、その場その場で判断をして、その判断が正しかったときに、そしてその危機管理がうまくいったとき、こういったときに成功したなあと、こんな実感でございまして、私はちょっとお金は関係なかったんですけども、そういった与えられた仕事を自分の判断で、その場その場で乗り切ってきたというときは、やはり大きな喜びを感じました。

そのため、先ほど言いましたように、政策立案がまずなければならないということがございますので、新鮮で柔軟な発想が取り入れられること、課題解決のために知恵を出し合うということもあります。また、自らの考えを実現させることにおきましてモチベーションを上げることにつながってくると、こういうふうに思っています。また、夢を持って仕事をする。なかなか今の時代、難しいのでありますが、どんな夢を持つかということもあるかも分かりません。自分の夢、市民の夢、いろいろあると思いますが、家族の夢もあるかも分かりませ

んが、まずはそれぞれどんな夢でもいいから夢を持ってやること、こんなことがモチベーションの増につながり、ひいては市民の行政サービスの向上につながるのかなあと思っています。

私が来たときに、実は管理職になる方が、文句じゃありませんが、相談に見えまして、実は管理職になると給料が下がるんですよと言われました。ええっ、そんなことあるんですかということを知りましたら、どうも時間外勤務手当の100%支給ということから、管理職になると、管理職手当に替わりまして時間外がつかなくなるということで、なかなか管理職になるほうがえらいですよ。責任は来るし、給料は減るんだよと、こんな話がございましたので、実は、平成27年と31年の2回に分けて管理職手当の引上げを行い、できるだけ給料が下がらないようにと、こんなようなこともやってきました。

また、一般職員につきましては、人事評価ということで、新たに特別昇給制度、一生懸命頑張った職員は何とかして何らかで報いてやろうということで、特別昇給というのをやっております。それに加えまして、さらに女性の登用ということも大きなモチベーションの向上になると思っております。現在2名の部長級職員の配置をしているところでございますけれども、仕事量が増大する中、本来であれば適材適所の職員の配置というのが一番望ましいのでありますけれども、市には様々な行政事務がございます。広く市民生活に関わってきますので、職員にはできるだけいろんな分野の仕事を経験いただいて、市全体を見渡せるオールマイティーな職員を目指していただくことによって、モチベーションの向上ということに努めてまいりたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 市長、御答弁ありがとうございます。

今御答弁にありましたように、行政事務の複雑化や多様化、高度化や市民のニーズの増加、行政課題の増加などによって、一人の職員の仕事量の増加、また高度化、専門化が求められています。職員は仕事をこなすことに追われ、余裕のなさがあることは否めないだろうと思っております。

今お答えいただきました政策立案のできる人材育成、職員の経験値を育てるという方針を今後も充実させていただきまして、市全体を見渡せるオールマイティーな職員を育てたいという方針を今後も充実させて、市長の願いを実現していただけたらなあということをおっしゃいます。よろしくお祈りします。また、若手職員には、様々な経験を積むことができるよう今後も取り組んでいただき、生き生きと活躍される職員の姿を期待しております。

要望ですが、仕事の高度化や専門化を充実させるためには、やはり個々の特性や特徴、職員の希望を鑑みた適材適所の配置もやっぱり大切になってくるだろうと思っております。このことは、モチベーションを上げる要因であると考えております。さらに、上司が部下と話し合える場の設定を工夫することなど、組織として育てることも大切になってきます。特に繁忙期には、事務処理体制を円滑に進めるため、短期間の会計年度任用職員を増やして残業を

減らすなど、職員が働きやすい環境を整えていただくことも一つの方策として考慮願えたらありがたいなあと考えております。また、民間との人事交流を行いながら、民間の厳しさを経験することも一つの研修として検討していただけたらなあと考えております。

では、続いて次の質問に入ります。

第4次総合計画を目指して、平成13年4月に美濃市人材育成基本方針が作成されております。しかし、残念ながら、この人材育成基本方針を知らない職員の方も見えました。また、第5次総合計画では見直しがなされておられません。

そこで3点目の質問です。

美濃市人材育成基本方針の見直しについてはどのようなか、答弁を求めます。

○議長（古田 豊君） 秘書課長 西部睦人君。

○秘書課長（西部睦人君） 職員の人材育成についての3点目、美濃市人材育成基本方針が平成13年4月に出されているが、見直しについてはどのようなかについてお答えいたします。

美濃市人材育成基本方針を策定してから20年が過ぎようとしています。市民へのサービスの提供者として、また法を守り、清廉で公平・公正な行政運営と心豊かな地域づくりの担い手として、市民のための奉仕者という自覚と誇りを持ち、広範な知識、技術の習得はもちろんのこと、リーダーはもちろん、将来リーダーとなる幅広い育成に取り組むという基本的な考え方は当時と変わっておりません。

しかしながら、ICTやAIの導入など、内容的に新しいことに取り組んでおりますので、現在策定中の美濃市第6次総合計画の内容との整合性も図りながら見直しを行ってまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 御答弁ありがとうございます。

美濃市人材育成基本方針の評価を含め、第6次総合計画に向けて見直しを図る際に、職員の意識調査、実態調査を工夫し、分析した上で継続すること、さらに伸ばすこと、改善すること、新規に取り組むことを見直しをしていただきますようによろしく願いをいたします。

では、最後に就職氷河期世代を対象とした職員採用についてお尋ねいたします。

国では、就職氷河期世代支援に関する行動計画2019がまとめられ、3年計画で地方公務員の中途採用の促進についても提言されました。

これを受け、岐阜県ではこの世代を対象にして5名程度の事務（社会人枠）の採用を決め、今現在募集しているところであります。美濃市職員の年齢構成でも、やはり38歳から44歳の職員が少ないことが分かります。

そこで4点目の質問です。

この世代を対象とした美濃市の職員採用について市の考え方や取組方はどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（古田 豊君） 秘書課長 西部睦人君。

○秘書課長（西部睦人君） 就職氷河期世代支援に関する行動計画2019については、この世代の職員採用に対する市の考え方や取組方はどのようなかについてお答えいたします。

就職氷河期世代支援に関する行動計画2019では、地方公務員の中途採用の促進のため、国も地方自治体に対して支援を行うこととしており、本市といたしましても積極的に協力したいと考えております。職員の優秀な人材の確保に苦慮しており、特に保健師、土木技師など、専門的な分野での職員が非常に不足しておりますので、時期を絞らず、積極的な採用を随時行ってまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） ありがとうございます。

どの企業でも優秀な人材の確保には苦慮されており、採用方法を工夫されるなど取り組んでみえます。人材の確保、育成はやはり大きな問題だと思っています。他市からの移住支援や空き家対策なども絡めた美濃市以外からの積極的な採用や、また美濃市にも眠っているかもしれない定職についてみえない方の発掘など、広報活動を大いに進めていただいて、支援していただくことをお願いし、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（古田 豊君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時28分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、こんにちは。

私は、発言通告要旨に基づき、新型コロナウイルス感染による美濃市の対応、その他について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染による健康への影響が深刻になりました。日本経済のみならず、世界経済に今計り知れない影響を与えています。先ほど、トランプ大統領がヨーロッパからのイギリスを除いた入国を禁止する、そういったこともなされております。そういったことを踏まえて、今の市民の命と健康を守るため、医療機関、保健所など、当市の職員が最前線で奮闘されていますが、先の見えない感染拡大で、この防止をどのように今対応されているのか、また市民からの要望、疑問を踏まえ、本議会で質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は、従来のインフルエンザのような抗ウイルス薬がなく、対処療法が中心で、簡易検査キットが日本ではまだなく、高齢者や基礎疾患のある方が重症化するということが言われております。

そこで、民生部参事保健センター所長にお聞きします。今の新型コロナウイルスの感染の仕方はどのようなものでしょうか。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 昨年12月、中国湖北省武漢市から始まりました新型コロナウイルス感染症ですが、一部地域におきましては小規模患者クラスターが把握されているなど、拡大のおそれがある状況となっております。

服部議員の御質問、新型コロナウイルス感染症についての1点目、感染の仕方はどのようなものかについてお答えいたします。

厚生労働省によりますと、これまでに判明している感染経路は、飛沫感染と接触感染の2つが主体となっております。飛沫感染とは、感染者のくしゃみ、せき、唾液などと一緒にウイルスが放出され、ほかの人がそのウイルスを口や鼻から吸い込んでの感染となり、接触感染は、感染者がくしゃみやせきを手で押さえた場合、ウイルスが付着、その手で周りの物に触れると物にウイルスがつき、そこを別の人が触り、その手で自分の口や鼻を触ることによって感染するというものです。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

2月22、23日に、藍見地区でふれあい文化祭が行われました。その折、公民館の職員さんが頻りに階段の手すりを清掃したり、消毒液を置いたり、それから参加者の方にマスクをかけていただけませんかでしょうかと、こういった呼びかけを行っておりました。本当に大変だったと思いますが、藍見地区のふれあい文化祭は規模の縮小もなく終了しました。その後、ほかの地区の文化祭などは、企画、人数の制限などを含めて縮小で実施されたとお聞きしています。今、消毒液、マスクの不足が深刻化していますが、手洗いの励行、くしゃみなどのエチケットを守るなど、ぜひこれ以上の宣伝を市民の方をお願いしたいと思います。

今朝方、本議会が始まる前に、市職員さんの手作りのマスクが私らにも手渡され、使用していますが、そんなに悪くはないという言い方は変ですけど、自分がかくしゃみを飛散させないという意味合いで言えば、十分間に合うのではないかなあというふうに思っております。

続いて、次の質問に行きます。

感染症の疑いのある場合はどのように対処すべきか、お答えください。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 2つ目の感染症の疑いのある場合の対処ですが、厚生労働省によりますと、風邪の症状や倦怠感、37.5度以上の発熱が4日以上続くなどの症状がある場合は、まずは各保健所に設置してある帰国者・接触者相談センターへの電話相談をしていただくことを周知しております。保健所の聞き取りによりまして、疑いがある場合は、指示に従い受診となります。特に高齢者、基礎疾患のある方は重症になるケースもありますので、こうした症状が2日間続きましたら、早めの電話相談をしていただきたいとしております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 続いて質問ですが、ウイルスの検査方法はどのようなものか、教えてください。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 3つ目のウイルス検査方法ですが、PCR検査というものになります。新型コロナウイルスを検出できる唯一の検査方法であり、必要とされる場合に適切に実施する必要があります。県内での検査機関は、県保健環境研究所もしくは岐阜市衛生試験所の2か所になります。1日の検査能力は2か所で通常40件ですが、検査件数が増えた場合は、最高80件までの対応は可能としております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 同じく、感染症の患者の治療方法などについてお答えください。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 感染症の罹患者の治療方法についてどのようなものかについてですが、現在のところは対処療法のみで、熱に対しては解熱剤、下痢に対しては下痢止めといった薬の投与と安静を保つということと聞いております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 市内で新型コロナウイルスに感染された方が見えた場合、どのように対処されるというふうになっていきますでしょうか。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 市内の感染者が出た場合の対処ですけれども、患者の指定医療機関への移送、濃厚接触者の調査、接触者がいた場合の追跡調査、必要があれば施設等の消毒など、全ては県が行うこととなっております。発生と同時に、感染者の住所地である市町村にも情報提供はありますので、連絡を密にして早期の協力体制を心がけるものです。

ちなみに、感染症患者移送に関して使用する特別な車両は、現在県内に3台配置されております。今後4月までに4台追加される予定となっておりますが、この圏域では可茂保健所に1台配置されております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 続いて、医療関係者の防護服などの状況と介護施設などのマスク不足、これはどういった状況でしょうか。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 医療機関での防護服などの状況と介護施設のマスク不足はどうでしょうかについてですけれども、まず防護服につきましては、県が4月上旬までに7保健所に300着ずつ、合計2,100着確保するとしています。また、介護施設でのマスクですけれども、不足の場合は市の備蓄品を貸出しすることで対応しておりますが、特別養護老人ホー

ム、グループホーム、デイサービス等の介護施設からの要請は現在のところございません。なお、開業医さんからの問合せが若干ありましたので、備蓄品を提供しておりますが、今のところ、市内の開業医、介護施設において、不足による深刻な状況ではないと思われま。今後もお声がけは行ってまいります。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

次に、美濃市にも外国からの研修生を含めて、たくさんの外国の方がお見えになっていると思います。日本語の感染症に対するチラシは、美濃市では2月1日に配布されましたが、それ以外の言語によるチラシや伝達方法はどのようなものがあるか、またどういった形でやられているのか、お聞かせください。

○議長（古田 豊君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） 1つ質問が飛んでいると思われま。ので、先に8番のほうをお答えさせていただきます。

日本語以外の言語による感染症のチラシですが、岐阜県では、日本語のほかに5言語のチラシを作成、また岐阜県在住外国人相談センターにおける14言語・3者間通話システム等の活用を周知されています。こうしたことを経済団体にも提供し、周知を図っているところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

質問を飛ばしましたが、市中でのマスク、消毒液の不足が続いておりますが、代替品などの対応策はどのようになっておるでしょうか。

○議長（古田 豊君） 順番が違いましたが、7番の答弁をお願いします。

民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事（辻 幸子君） マスク、消毒液等の不足に対する代替品の対応ですが、マスクに関しましては、医療関係者、介護施設等に対しての優先を考えておりますので、今のところ一般の方への対応は困難な状況にあります。消毒に関しましては、手指消毒と施設内の設備等の消毒がありますが、手指消毒に関しましては、石けん等による手洗いが基本となります。手洗いができない場合は、手指消毒剤を使用していただくこととなります。また、手すりなど、施設における消毒は、塩素系漂白剤を薄めることによって作れますので、まずはその方法について皆さんにお知らせをしております。

[3番議員挙手]

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

今までの答弁の中から、美濃市の職員さん、衛生局の方を含めて、非常に頑張っておられ

る状況は分かるんですけど、問題は先ほども回答がありましたが、中濃地域に1か所しか感染症に対応する病院がないとか、搬送車も1台しかないとか、こういった非常に脆弱な緊急対応になっている、そのように考えております。それは、国の感染症対策への体制の弱体化として、地方衛生研究所が、例えば1か所当たり平均予算額が2004年に5.8億円になったんですが、2013年からは4億円にまで削減と。また、保健所や医療機関等へも同様に統廃合等、職員の削減が行われるなど、命と健康を守るこの国の政治の在り方が問われていると思っております。

全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策会議の声明では、国に対して検査体制、医療体制の強化を強く訴えております。ぜひとも美濃市としても、こういった働きかけを強めることを要望して、所長への質問を終わらせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、学校、保育園の対応はどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。

安倍首相による突然の休校要請を受けて、教育現場をはじめとした関係者が必死の対応をされ、2週間目に入りました。市内の5小学校・2中学の校長先生からもお話を伺いましたが、教職員の方の温かい児童への思いを感じました。ある学校では、卒業式もできなくなるのではということで、休校に入る前に送る会を何とかやりたいということで、先生方が朝方の2時までかかって会場づくり等の準備をされたとか、最後の日に全校生徒を一堂に集められないので、校内放送で子供たちになぜ休校になるのか、休みの過ごし方などを呼びかけたが、本当に涙が出そうになったなどと話された校長先生もおられました。教育委員会も様々な選択肢の中で苦渋の決断をされ、教育現場への援助を必死になって行ったことと思います。

そこで、この時点での諸事業について質問いたします。

まず初めに、小・中学校の休業中の児童・生徒のストレス解消の場所として、学校の一部を開放できないでしょうか。

○議長（古田 豊君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 小・中学校休業中の児童・生徒のストレス解消の場所としての学校の一部を開放できないかについてお答えをいたします。

服部議員御心配のように、児童・生徒は特に活動欲求の高い年代ですので、一日家庭で過ごすことには大きなストレスがあると心配をしております。しかしながら、狭い教室では感染リスクがより高まってまいります。児童・生徒への感染防止を第一に考え、国の要請に基づいて適正に対応するようにという県からの通知も重く受け止め、感染リスクを最小限にするために臨時休業に踏み切ったわけでございます。したがって、現在の段階では開放できないと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

突然の休業になったということで、当然児童らの学習の不足があると思っております。休校中の

授業の補講などはどのように行われるのか、お答えください。

○議長（古田 豊君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 2つ目の御質問、休業中の授業の補講はどのようにかについてお答えをいたします。

まず、この3月の学習内容の多くは、学年のまとめや復習となっています。これについては、児童・生徒に問題集や学習プリント等の課題を与え、家庭で学習できるよう指示をしております。児童・生徒の学習状況等につきましては、教職員が家庭訪問などをして確認をしております。

また、未履修となっている学習につきましては来年度に持ち越しをします。そのため、来年度は例年より多くの授業時数が必要となってきます。そこで、児童・生徒に大きな負担感を生じさせないよう、次の点を工夫し、実施していきたいと考えております。

まずは、未履修部分の学習をできるだけ効率よく実施できるようにします。例えば学習によっては個々で調べる活動があり、休業中にある程度進めておくことが可能なものもございます。また来年度の学習の中で、関連する未履修の部分を入れ込んで、丁寧に扱っていけば十分に補える内容のものもございます。もちろん算数のように、一つ一つの積み重ねが必要なものもありますので、この点については慎重に考えていかなければいけないと思っております。このようなことを踏まえ、現在学校では、効率と質の保証の両面から未履修の学習をどのように取り戻していくのか、どれだけの時間が必要なのかを明らかにしております。

次に、未履修の学習を取り戻すために明らかにした必要時間数は、年間を通して満遍なく割り当てていきます。少しずつ計画的に学習を進め、年度末にはきちんと未履修の部分と来年度の学習がちゃんと終わられるよう指導計画を立ててまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

先日、学校長にお尋ねしたところ、教職員が、先ほどの教育長のお話のあったように、休業中を利用して、次年度の持ち越し学習の一覧の作成をされておられるというふうに伺っております。また、ほとんどの小学校では、児童に対して週に1回電話で連絡する、もしくは訪問するなどを実施しようとして計画しているというお答えでした。また、学校独自のテキストを配付する学校もあるとお聞きしましたが、今回美濃市教育委員会では、休業中の児童向けの問題集の配付を計画中とお聞きしました。

再質問になりますが、その内容と予算をお聞かせください。

○議長（古田 豊君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） ただいまの再質問についてお答えをいたします。

まず教育委員会が配付する問題集の内容でございますが、小学校1年生・2年生は国語と算数の2教科、3年生以上は国語・社会・算数・理科の4教科の内容が1冊にまとめられているものでございます。いずれも1年間のまとめや復習となるように作られた問題集でござ

います。予算は総額で43万3,620円でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

次に、民生部長にお聞きします。

保育園の職員への感染症予防教育はどのようにされているのか、お答えください。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の3点目、保育園の職員への感染症予防教育についてお答えします。

市では、1月29日に部長をメンバーに新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を緊急開催して、感染症リスクと今後の見通しに関する情報共有を行い、保育園についても、マスクや消毒液、手洗いやせきエチケットの実施対応について確認をいたしました。

さらには、国からの新型コロナウイルス感染症対策関連の通知が、県を通じて1月下旬から逐次届いており、すぐに情報提供して感染予防についての周知を各園に行い、協力をお願いしてきたところです。

また、2月の園長会では、対策についてその徹底が話し合われ、各園で感染症拡大防止の取組がなされております。具体的な取組としては、時節柄、既にインフルエンザやノロウイルス対策として従事者や園児の手洗いやうがいの徹底が行われておりましたが、これに加えて、マスク着用やアルコール等による手指消毒、ドアノブや手すりなどの消毒、また来客者の入室制限などが行われているところです。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

続きまして、教育長にお尋ねしますが、家庭支援のために、現在学校給食センターの機能が停止していると、食事を作っていないという意味で停止しているというふうに言いますけれど、それを生かした学童保育への簡易給食の配膳はできないでしょうか。

○議長（古田 豊君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 服部議員からの御質問の4点目、家庭支援のために学校給食センターの機能を生かした学童保育への簡易給食の配膳はできないかについてお答えをいたします。

学童保育は、家庭の事情等により急に預ける場合や休む場合など、毎日通う子供の人数が異なるため、食数を把握することが難しいと考えられます。また、学童保育は学校以外の施設でも実施されており、それらの施設には学校のような配膳室がないため給食を保管する場所がありません。食に関わる衛生及び安全管理の点では、現在学校では教職員による検食や異物混入防止、児童・生徒への食物アレルギー対応等に細心の注意を払っておりますが、このような対応を学童保育で行うことは、現時点では難しいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

衛生面や食数の把握の困難さから、このサービスを実施する、これは困難ということが分かりました。ありがとうございます。

今、突然の給食の停止で、学校給食センター関係で契約されている事業者やその従業員の方、食材の供給事業者さんが不利益を被らないように、今後十分な経済的支援等をお願いすることを要望いたしまして、教育長、お願いいたします。

最後に教育長にお願いしたいことは、この時点で教職員、教育委員会家族の方、関係者が必死でこのウイルスと闘っている、このように考えておりますが、ある校長先生が、子供たちは遊びながら体をつくっていくと。家庭に閉じ込めておくのではなく、子供たちの心と体を健全に保つために何とかしてやりたいと言われましたが、その思いは皆さん同じだと思います。今、終息状況が見えない新型コロナウイルス感染対策について、今後、学校休業状態以外の方法をぜひとも教育委員会としても十分に検討されるよう要望いたしまして、私の教育委員会に対する質問を終わらせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の留守家庭児童教室について民生部長にお尋ねします。

留守家庭児童教室の開設はいつから実施され、何名の児童が利用されておりますでしょうか。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 新型コロナウイルス感染症対策の留守家庭児童教室についての御質問の1点目、留守家庭児童教室の開設状況についてお答えいたします。

全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について臨時休業を行うよう政府要請がなされた折、市としては、子を持つ共働き世帯や独り親世帯の多くの方が仕事を休まざるを得ない状況になってしまうことが懸念されたことから、直ちに、3月2日以降には留守家庭児童教室を開室できるよう指導員の確保等、体制を整備したところです。そして、市内の小学校が休校となる3月3日から、利用者は夏休みと同様6年生まで広げ、開室時間は午前8時から午後6時までとし、急な費用支出となることを考慮して、3月いっぱい費用負担を無償としたところでございます。

実施に当たっては、案内が保護者へ事前に届くよう早急にお便りを作成し、2月28日中に各小学校の全児童に配付し、利用の受付を2月29日と3月1日の土・日に市役所で行いました。利用に関しては、3月3日以降、1日100人ほどの利用があり、市内の小学生956名の約1割の児童が利用している状況です。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） その留守家庭児童教室の指導員の人員確保等、感染症教育の状況はどのようなものになっているのか、お聞かせください。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の2点目、指導員の人員確保と感染症教育の状況についてお答えします。

まず人員確保についてですが、留守家庭児童教室の開室時間は、3月3日以降におきましては午前8時から午後6時までの10時間の開室となり、通常時の指導員だけでは人員が不足するため対応ができないことから、小・中学校の非常勤講師と緊急で採用した日々雇用職員により勤務の割り振りを行っているところです。

また、指導員へは感染拡大防止のため、手洗いやせきエチケットなどの感染症対策を徹底するよう指導しております。具体的には、部屋の換気を1時間ごとに行うこと、ドアノブなどの消毒を随時行うこと、保護者にお願いしている朝の検温を入室時に確認すること、昼食前に児童の体温測定を行うこと、児童同士はできるだけ間隔を空け、食事の際には向き合わないようにすることなどを徹底事項として指導に当たっているところです。なお、指導員自身においても、発熱など体調が悪い場合には申し出てもらうこととしております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 留守家庭児童教室の場所が狭いというふうに言われることがあります。学校の施設の一部を使用するなどの状況があると思いますが、その状況はどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（古田 豊君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の3点目、学童保育の場所についてお答えします。

現在、留守家庭児童教室は、美濃、牧谷及び藍見では小学校の空き教室などを活用しており、大矢田は公民館、中有知は遊童館で実施しているところです。なお、今後利用者数の増加や活動内容によって運営に支障が出る場合にあっては、場所の拡大に努めていくこととしております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

この間、留守家庭児童教室5か所の聞き取り調査を行いました。少ないところでは7人、多いところでは32人ぐらいのお子さんが教室に来てみえると。この来てみえるお子さんの状況を見ると、大体夏休みで利用した児童さんが多く、かなり落ち着いた雰囲気でした。本来はもう少し予約が多かったというふうにお聞きしておりますが、新型コロナウイルス感染という、こういったものがあるため、そういったところへの教室へ子供さんを預けるのをためられる方もあるやに聞いております。無理をしながら、子供を家庭で何とかというところもあるというふうにお聞きしておりますが、そんな状況ですけれど、いずれも落ち着いた感じになっておりました。

また、指導員の方が本当に献身的に、子供が来たら検温、それから机をしょっちゅう拭く、また窓を30分に1回とか、暖かいときは。通常1時間に1回開閉すると言ってみえましたが、こういった児童への小まめな対応を行っておられました。

また、指導員の方の人数が大変なんじゃないかなと思ったんですけど、教育委員会のほうからのいろんな援助もあって、指導員の方も今のところは、十分と言えるかどうかというのは別ですけども、充足されているという状況で推移しているということで安心しました。

また、市からは教室に子供用マスクの支給がされました。ありがとうございます。しかし、大人用のマスクの支給がなくて、指導員の方は、今は何とか自分の分は家庭から持ってきてやっているけれど、長期化すると本当に心配だと。何とかこの件も、市として対応できないだろうかということも言われておりました。ぜひこのことも検討していただきたい、このように思っております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策の美濃市の体制についてお聞きいたします。

危機管理の点から対策委員会などの設置が必要だと思うが、現在の状況はどうか。一部、辻議員と重複する点があるかも分かりませんが、よろしくお願いします。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 新型コロナウイルス感染症対策について、危機管理の点から対策委員会などの設置が必要ではないかということでございました。

先ほど辻議員に詳細にお答えしましたけれども、1月29日に市の部長級以上の職員を対象としまして、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに、第1回の対策本部員会議を開催し、以後2月25日、2月28日、3月11日、昨日であります。4回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、情報の収集と対策について行っておりまして、今後引き続き危機感を持って対応していきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） この新型コロナウイルス感染の問題で、現在世界的にもそうなんですが、生産、売上げの大幅な減少が予想されております。市としての企業、業者への対応はどのようなものか、お聞かせください。

○議長（古田 豊君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 2点目の質問でございます。

市として企業・業者への対応はあるのかということでございますが、市としましては、新型コロナウイルス感染症の影響について、商工会議所、金融機関と連携した情報収集に加えまして、各企業にもお聞きしておりますし、飲食店組合あるいは商店等につきましても聞き取り調査を行っております。

3月10日までの調査によりますと、金属製品の製造業、プラスチック製造業においては、中国との取引の関係で一部に影響が出ているが、全体としては大きな影響はないというふうにお聞きをしております。繊維製品製造業におきましては、注文や原材料が入らないという

ことで一部に影響が出ているふうにお聞きしておりますし、製紙業におきましては影響は少ないとのことでありました。逆に、家庭紙を作っているところは、トイレトペーパーの在庫がなくなったということでプラス効果になると、こんな影響も出ているところでもあります。卸売・小売業につきましては、観光客の減少により一部に影響が出ているというふうにお聞きしております。

なお、全業種におきまして、全体にこの状況が長期化するとなると、生産や雇用、こういったところに影響が大きくなるということで、多くの皆様は懸念をしてみえます。一日も早い終息が望まれるところでもあります。

ただ、一番多く既に出ているところが料理店、宿泊施設でございまして、2月から3月まではほぼキャンセルされたと、団体についてはキャンセルされたと。4月以降の予約は全くないと。最近では、6月の予約ももうキャンセルが入ってきておると、こんなことでもございました。

したがいまして、国では各種の対策が毎日のように発表されております。また検討されております。今現在、国で発表されている対応としましては、借入債務を保証する資金繰りや支援、無利子・無担保の融資制度、また働く保護者の休業に対する賃金補償などでございます。今後もいろんなところで発表されていくと思われまので、市ではそういった情報を的確に収集するとともに、関係者に対して情報発信をしてみたいと思っています。

現在、具体的にどんなところに課題があるのかと、こんなことをお聞きしておる状況でございますが、例えば保育園のほうでは、園長会のほうから、今後影響が大きくなった場合には保育士さんが休業せざるを得ないということで、臨時に保育の先生を採用した場合、その賃金というか、報酬を支援してほしいと、こんなような要望も来ております。

したがいまして、市としましては、国とか県の制度を優先するとともに、国の施策の享受が受けられない方々に対して、きめ細やかな対策を検討していきたいと思っています。あるいは、国・県の制度を見ていると、賃金につきましても、大企業では2分の1、中小企業では3分の2を補償すると、限度額は8,300円程度ということではありますが、いずれにしても事業主負担が発生しますので、その事業主負担についてどんな形で支援できるのかと、こんなことを含めて行いたいと思っておりますし、特に市のほうでは、美濃酪が、学校給食が止まったことによって、いろんなことで全体で320トンの影響になるというふうにお聞きしております。3月末までにと聞いておりますが、北海道からの買取りをお断りするとか、いろんなことで対応していますが、いずれにしても90トン近い牛乳が余ってしまうということで、今我々職員も含めて、そういったものを買おうということで今積極的にやっておるところでございます。

いずれにしても、このウイルス、ワクチンがございませんので、市民の皆様方には、手洗い、うがい、人混みのところにはできるだけ行かないようにしようと、こんなことを徹底いただきたいと思いますし、感染を防ぐために、人にうつさないということを前提に、せきエチケットということでマスク等をしていただければと思っておりますのでございます。

なかなか収拾が見えませんが、美濃市としては、できるだけ市民の方々が感染しないように、あるいは感染した場合があつたとしても、それが拡大しないように、こんな努力してまいりたいと思いますので、議員の皆様にも引き続き御支援と御協力をお願いしたいと思っています。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（古田 豊君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。細部にわたって、こういった流動的な中でいろいろな答弁書を作っていただき、本当に感謝しております。

私たちは、かつてない困難な事態に今直面していると思っております。ある公民館の館長さんが、かつて関東大震災のときに流言飛語が飛び交い、民族差別の極端な行動が朝鮮人に対して行われ、悲惨な事態が引き起こされたと、こういったことを話され、私はこういったものを教訓としているというお話を伺いました。

私の質問は、主に児童を取り巻く状況についてでしたが、関係者の方の献身的で博愛精神での活動を見れば、あの関東大震災時のような事態はないと思いますが、残念ながら、一部ではSNSなどでのデマの拡散などが見られます。美濃市での正確な情報の発信等、専門家も交えた危機管理体制をつくり、執行部または議会が知見、認識を共有して市政運営を行っていただきたいということを切に要望いたします。

最後に、現在国会で審議が通ったかもしれませんが、安倍首相は感染対策で現場や専門家の意見も聞かず一律休校ということで、本当に日本社会を大混乱させました。緊急事態宣言の権限を今首相に与える新型インフルエンザウイルス等対策特別措置法の改正成立をこの国会で急いでおります。内外からの日本の感染症対策への批判が強まって、強いリーダーシップでこの事態を乗り切るということを安倍首相が目指していることで、この改正法がほとんど審議時間もないまま今国会を通ろうとしております。

私は、この法案に断固反対することを表明し、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（古田 豊君） ただいま議題となっている議第1号から議第8号及び議第10号から議第29号までの28案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は3月16日及び17日の午前9時から、民生教育常任委員会は3月18日及び19日の午前9時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長に代わって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、明日から3月23日までの11日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から3月23日までの11日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（古田 豊君） 本日はこれをもって散会いたします。

3月24日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後4時15分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月12日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 佐 藤 好 夫

令和 2 年 3 月 24 日

令和 2 年第 1 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 3 月 24 日 (火曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議第 1 号 令和 2 年度美濃市一般会計予算
 - 第 3 議第 2 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計予算
 - 第 4 議第 3 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算
 - 第 5 議第 4 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計予算
 - 第 6 議第 5 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計予算
 - 第 7 議第 6 号 令和 2 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 8 議第 7 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計予算
 - 第 9 議第 8 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計予算
 - 第 10 議第 10 号 令和元年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
 - 第 11 議第 11 号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
 - 第 12 議第 12 号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
 - 第 13 議第 13 号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
 - 第 14 議第 14 号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
 - 第 15 議第 15 号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
 - 第 16 議第 16 号 令和元年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
 - 第 17 議第 17 号 令和元年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 18 議第 18 号 美濃市いじめ防止対策に関する条例について
 - 第 19 議第 19 号 美濃市移住促進住宅の設置及び管理に関する条例について
 - 第 20 議第 20 号 美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 21 議第 21 号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 22 議第 22 号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
 - 第 23 議第 23 号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 24 議第 24 号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
 - 第 25 議第 25 号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
 - 第 26 議第 26 号 美濃市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
 - 第 27 議第 27 号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 第 28 議第 28 号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
 - 第 29 議第 29 号 市道路線の認定について
-

本日の会議に付した事件

第1から第29までの各事件

(追加日程)

議第30号 副市長の選任について

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	池 田 健 一 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長・ 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	瀬 瀬 敬 久 君	土 木 課 長	後 藤 幸 泰 君
上 下 水 道 課 長	山 口 高 嗣 君	秘 書 課 長	西 部 睦 人 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	市 原 義 則	議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 書 記	平 田 純 也		

開議の宣告

○議長（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（古田 豊君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（古田 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 松嶋哲也君、2番 須田盛也君の両君を指名いたします。

第2 議第1号から第29 議第29号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 日程第2、議第1号から日程第29、議第29号までの28案件を一括して議題といたします。

これら28案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君。

○総務産業建設常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月16日午前9時からと17日午前9時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第1号 令和2年度美濃市一般会計予算中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第3号 令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第4号 令和2年度美濃市下水道特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第8号 令和2年度美濃市上水道事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号 令和元年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号 令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号 令和元年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号 美濃市移住促進住宅の設置及び管理に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号 美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号 美濃市分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（古田 豊君） 次に、民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○民生教育常任委員会委員長（佐藤好夫君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る3月18日午前9時からと19日午前9時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に、議第1号 令和2年度美濃市一般会計予算中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第2号 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号 令和2年度美濃市介護保険特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第6号 令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号 令和2年度美濃市病院事業会計予算を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号 令和元年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号 令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号 令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号 令和元年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職

員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号 美濃市いじめ防止対策に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（古田 豊君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第1号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第1号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第2号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第2号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第3号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第3号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第4号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第4号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第5号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第5号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第6号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第6号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第7号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第8号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第8号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第10号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第10号は各委員長報告のとおり可決

いたしました。

次に議第11号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第12号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第13号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第14号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第14号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第15号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第15号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第16号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第17号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第18号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第19号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第20号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第21号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第22号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第22号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第23号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第24号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第24号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第25号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第26号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第27号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第27号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第28号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第28号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第29号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第29号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第30号が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第30号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（古田 豊君） 議第30号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第30号について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

議第30号 副市長の選任について、提案理由を申し上げます。

議案集の1ページをお開きください。

今回、副市長の柴田徳美さんが本年3月31日をもって退任されることになりました。そこで、新たに堀部勉氏を選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

堀部勉氏は、住所が美濃市松倉台1丁目7番地2、生年月日は昭和30年12月8日生まれの64歳でございます。

堀部氏の略歴につきましては、御承知かと思えますけれども、昭和53年4月に美濃市職員となり、平成23年4月から人づくり文化課長、25年4月からは教育次長、26年4月からは総務部長を務め、28年3月末をもって退職しております。また、平成29年6月からは美濃市社会福祉協議会の会長を務めていただいております。長年にわたり市職員として行政運営、公共福祉に尽力されており、知識、経験とも豊富であります。人望も厚く、誠実な方であります。

よろしく御審議の上、御同意くださりますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（古田 豊君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日10時32分までに事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時33分

○議長（古田 豊君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田 豊君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については委

員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古田 豊君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第30号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（古田 豊君） 挙手全員であります。よって、議第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

訂正させていただきます。

先ほど議第4号について、「委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます」という議案に対して「挙手全員」でありますと申し上げましたが、「挙手多数」でございましたので、訂正させていただきます。

閉会の宣告

○議長（古田 豊君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和2年第1回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分

市長挨拶

○議長（古田 豊君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 令和2年第1回美濃市議会定例会の閉会に当たり、一言挨拶を申し上げたいと思います。

このたびの定例会におきましては、令和2年度一般会計予算をはじめとする30件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり議決を頂き、誠にありがとうございました。会期中、議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市民福祉の向上に反映するよう努めてまいります。

今定例会に提案いたしました令和2年度の当初予算につきましては、「未来へつながる美濃市づくり予算」として、政策の3つの分野を積極的に取り組むとしたところでございます。市民の皆様の期待に応えられますよう、職員と共に常に新しい発想で取り組んでまいります。

また、将来にわたって持続可能な地域社会を維持していくため、今後10年間を見据えた行

政運営の指針となる美濃市第6次総合計画を今年度及び令和2年度に策定いたします。市民と行政がまちづくりの在り方や方向性を共有できるよう、考える会から御提案いただいた検討結果や市民アンケート、インタビュー等を踏まえ作成をしておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、連日報道されておりますように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が世界中に広がり、新聞報道では、県内において一昨日2名、昨日3名を含め8名の方々の感染が確認されております。

3月19日に開かれました国の専門家会議では、集団感染が確認された場に共通するのは、換気の悪い密閉空間であったこと、多くの人が密集していたこと、近距離での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場という見解が示されました。また、安倍首相は国の対策本部会議で、主催者がこれを踏まえて、イベント開催などを判断する場合には、感染拡大の防止に十分留意してほしいと述べています。

今月末まで美濃市が主催するイベント、行事等につきましては、開催基準を定め取り扱っておりますけれども、こうしている場合でも日々状況が変わっております。こういったことを含め、4月以降につきましては、提言、最新の状況を踏まえ、今後判断をしてみたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な業界に影響が出てまいりました。とりわけ飲食業界におきましては、予約のキャンセルが相次いでおります。宿泊業界におきましても同様な傾向となっております。美濃市といたしましては、雇用確保を最重点として必要な支援を行っていくこととしています。また、国・県が実施する貸付制度等については、市として利子補給するなど、事業継続に向けても取り組んでまいりたいと思っております。

市民の皆様におかれましては、従来からの感染防止でありますけれども、小まめな手洗い、せきエチケットを徹底いただくとともに、不要不急の外出を控えていただき、人混みや密閉空間、近距離での会話や発声が行われるような状況を避け、十分な睡眠を取るなど、感染対策に努めていただきますようお願いを申し上げたいと思っております。

最後になりましたが、日差しにも春が感じられ、市内の桜も開花をしてみまいりました。議員各位におかれましては、健康にはなお一層の御留意をされるとともに、議員活動に御尽力賜ることを心よりお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古田 豊君） ここで、令和2年3月31日をもって副市長の職を退職されます柴田徳美君から御挨拶を申し上げたいとの申出がありますので、これを許可します。

副市長 柴田徳美君。

○副市長（柴田徳美君） 皆さん、こんにちは。

議長よりお許しを頂きましたので、私ごとではございますけれども、副市長職の退任に当たりまして、議会の貴重なお時間を頂戴し、一言御挨拶をさせていただきます。よろしく申し上げます。

平成29年度より3年間でございますが、副市長の職を拝命しまして、誠に微力ながら、武藤市政が掲げます「笑顔あふれる元気な美濃市づくり」に向けて努力をしております。その間、市民の皆様をはじめ、大変多くの方々にお世話になりました。とりわけ議員の皆様には一方ならぬ御厚情を賜り、この場をお借りしまして深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

在職中の3年間でちょっと振り返ってみますと、健康年齢向上をテーマとしました事業や（仮称）市民わくわくふれあいセンターの建設着工、あるいは古民家ホテル、道の駅の隣接ホテルの誘致など、またそのほかにも花みこしの展示や大型連休の歩行者天国など、議員の皆様からは貴重な御意見を賜りながら、また御支援、御協力を賜りながら取り組んできたところでございます。こうした取組に対しまして、少しずつではございますが、施策の成果が実感できるようになってきたような気がいたします。同時に、市民の皆様が変革を求める方ばかりではなくて、施策に対しまして御理解を賜りながら提言すること、及び成果が上がるまでには少し時間がかかるような感じもしております。

また最近では、東京2020オリンピック・パラリンピックの入賞者へ贈られます手すき和紙の表彰状用紙作成や、長年の課題でありました学校給食センター建設の着手など、美濃市にとって大変明るい話題も多く上げられます。こうした事業の一定の成果が上がり、新規事業につきましても方向性にめどがついたところでございます。これを機に、今月末をもって退任させていただくようお願いを申し上げたところでございます。

このような数々の施策につきましては、その多くが豊富な知識をお持ちでアイデアマンの武藤市長の発案によるものであり、美濃市の活性化のために、その実現に向けまして、市民協働の下、職員と共に進めてまいりました。しかしながら、私自身の貢献度はどの程度であったかは、今さらながら反省するところでございます。退任いたしましても、市民の皆様が健康で安心・安全な生活が送っていただけますように、また美濃市の一層の活性化に向けて、少しでも力になれるように心がけてまいります。

結びになりますが、まだまだ新型コロナウイルス感染症が心配な折でございます。どうか皆さん感染はしないように、また健康にはくれぐれも御留意の上、私の大好きな美濃市の発展のため一層御活躍をされますことをお祈り申し上げまして、私からのお礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（古田 豊君） 本定例会には、令和2年度予算をはじめ、数多くの重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げます。

柴田副市長におかれましては、長い間、本当にありがとうございました。

本日はこれをもって閉会といたします。御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月24日

美濃市議会議長 古 田 豊

署 名 議 員 松 嶋 哲 也

署 名 議 員 須 田 盛 也

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 1 号	令和2年度美濃市一般会計予算中、所管に関する事項	原案可決
議 第 3 号	令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議 第 4 号	令和2年度美濃市下水道特別会計予算	原案可決
議 第 8 号	令和2年度美濃市上水道事業会計予算	原案可決
議 第 10号	令和元年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中、所管に関する事項	原案可決
議 第 12号	令和元年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 13号	令和元年度美濃市下水道特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議 第 17号	令和元年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 19号	美濃市移住促進住宅の設置及び管理に関する条例について	原案可決
議 第 20号	美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 21号	美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 22号	美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について中、所管に関する事項	原案可決
議 第 23号	長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 24号	美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 26号	美濃市分担金徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 28号	美濃市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決

議 第 29 号	市道路線の認定について	原案可決
----------	-------------	------

令和 2 年 3 月 17 日

総務産業建設常任委員会委員長 太 田 照 彦

美濃市議会議長 古 田 豊 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 1 号	令和 2 年度美濃市一般会計予算中、所管に関する事項	原案可決
議 第 2 号	令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議 第 5 号	令和 2 年度美濃市介護保険特別会計予算	原案可決
議 第 6 号	令和 2 年度美濃市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議 第 7 号	令和 2 年度美濃市病院事業会計予算	原案可決
議 第 10 号	令和元年度美濃市一般会計補正予算（第 5 号）中、所管に関する事項	原案可決
議 第 11 号	令和元年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議 第 14 号	令和元年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議 第 15 号	令和元年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議 第 16 号	令和元年度美濃市病院事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議 第 18 号	美濃市いじめ防止対策に関する条例について	原案可決
議 第 22 号	美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について中、所管に関する事項	原案可決
議 第 25 号	美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 27 号	美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和2年3月19日

民生教育常任委員会委員長 佐藤好夫

美濃市議会議長 古田 豊 様